

(愛媛県報令和8年4月28日第706号外1別記)

令和7年度

包括外部監査結果報告書

産業振興政策に係る財務事務

の執行及び管理について

令和8年3月

愛媛県包括外部監査人

近藤 壮

目次

第1	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	外部監査の対象	2
4.	外部監査の実施期間	2
5.	監査の着眼点	2
6.	実施した監査手続等	2
(1)	資料等の閲覧	2
(2)	所管課へのヒアリング等	3
7.	外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等	3
8.	利害関係	3
9.	監査結果の指摘及び意見について	3
第2	監査対象の概要	4
1.	愛媛県における産業振興に係る政策及び施策について	4
2.	県における産業振興に係る指針について	9
3.	県における産業の振興に係る予算の状況	22
4.	監査対象の選定（個別の事業の選定）	22
(1)	経済労働部の事業費の状況	22
(2)	監査対象とする事業の選定について	23
第3	監査の結果及び意見（総括）	25
1.	総括	25
2.	監査意見（指摘事項及び意見）の一覧	25
3.	監査の結果及び意見の要約	30
(1)	契約の手続や方法について	30
(2)	手続のルール化・文書化について	32
(3)	事業評価等（KPI 他）について	34
(4)	事業の資料の不備への対応について	35
第4	全般的事項についての監査結果及び意見	37
1.	補助金等の採択時及び完了時の審査のルールについて	37
(1)	県の補助金等の採択時及び完了時の審査のルールの概要	37
(2)	補助金等の採択時及び完了時の審査等のルールに関するヒアリングの内容	37
(3)	監査の結果及び意見	39
2.	委託料の前払・概算払のルールについて	40
(1)	県の委託料の前払・概算払のルールの概要	40

(2)	委託料の前払・概算払のルールに関するヒアリングの内容	41
(3)	監査の結果及び意見	42
3.	電力調達の契約について	43
(1)	県の電力調達の概要	43
(2)	県の電力調達に関する入札について	43
(3)	国や他県他市等の電力調達について	43
(4)	県の電力調達に関するヒアリングの内容	44
(5)	監査の結果及び意見	45
4.	人件費等を含む事業コスト（事業別フルコスト）の把握について	47
(1)	人件費等を含む事業コスト（事業別フルコスト）について	47
(2)	人件費等を含む事業コスト（事業別フルコスト）に関するヒアリングの内容	48
(3)	監査の結果及び意見	49
5.	内部統制について	49
(1)	地方公共団体における内部統制	49
(2)	県における内部統制について	51
(3)	監査の結果及び意見	51
第5	個別の事業についての監査結果及び意見	53
1.	県外アンテナショップ運営事業費	53
(1)	事業の概要	53
(2)	予算現額と決算額の推移	54
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	54
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	55
(5)	監査の結果及び意見	55
2.	営業戦略費	57
(1)	事業の概要	57
(2)	予算現額と決算額の推移	58
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	58
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	58
(5)	監査の結果及び意見	59
3.	中国越境 EC 新市場販路開拓支援事業	59
(1)	事業の概要	59
(2)	予算現額と決算額の推移	60
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	61
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	61
(5)	監査の結果及び意見	61
4.	ものづくり技術営業推進事業費	62

(1)	事業の概要	62
(2)	予算現額と決算額の推移.....	63
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	64
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	64
(5)	補足事項（事業に関連する写真等）	64
(6)	監査の結果及び意見.....	65
5.	インド経済交流推進事業費.....	67
(1)	事業の概要	67
(2)	予算現額と決算額の推移.....	68
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	68
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	69
(5)	監査の結果及び意見.....	69
6.	デジタル営業加速化事業費.....	71
(1)	事業の概要	71
(2)	予算現額と決算額の推移.....	73
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	73
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	73
(5)	監査の結果及び意見.....	73
7.	成果連動型ビジネスマッチング支援事業費	75
(1)	事業の概要	75
(2)	予算現額と決算額の推移.....	76
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	76
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	77
(5)	監査の結果及び意見.....	77
8.	核燃料税交付金事業費	79
(1)	事業の概要	79
(2)	予算現額と決算額の推移.....	80
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	80
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	81
(5)	監査の結果及び意見.....	81
9.	産業用地確保支援事業費	82
(1)	事業の概要	82
(2)	予算現額と決算額の推移.....	83
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	84
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	84
(5)	監査の結果及び意見.....	84

10.	企業立地促進事業費.....	85
(1)	事業の概要	85
(2)	予算現額と決算額の推移.....	87
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	88
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	88
(5)	監査の結果及び意見.....	88
11.	勤労者福祉資金貸付事業費.....	90
(1)	事業の概要	90
(2)	予算現額と決算額の推移.....	91
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	92
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	92
(5)	補足事項	92
(6)	監査の結果及び意見.....	92
12.	中小企業振興資金貸付金	94
(1)	事業の概要	94
(2)	予算現額と決算額の推移.....	96
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	96
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	96
(5)	監査の結果及び意見.....	96
13.	中小企業振興資金利子補給金事業費	97
(1)	事業の概要	97
(2)	予算現額と決算額の推移.....	99
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	99
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	99
(5)	補足事項（中小企業振興資金設備導入完了報告書）	100
(6)	監査の結果及び意見.....	100
14.	新型コロナウイルス感染症対策金融支援事業費（利子補給金）	101
(1)	事業の概要	101
(2)	予算現額と決算額の推移.....	103
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	103
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	103
(5)	監査の結果及び意見.....	104
15.	障がい者就労促進事業費	104
(1)	事業の概要	104
(2)	予算現額と決算額の推移.....	106
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	106

(4)	令和6年度決算額の財源内訳	106
(5)	監査の結果及び意見	106
16.	ニート就労支援事業費	107
(1)	事業の概要	107
(2)	予算現額と決算額の推移	109
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	109
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	109
(5)	補足事項（事業に関連する写真等）	109
(6)	監査の結果及び意見	110
17.	産業技術専門校運営費	111
(1)	事業の概要	111
(2)	予算現額と決算額の推移	113
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	113
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	113
(5)	補足事項	114
(6)	監査の結果及び意見	114
18.	ポストコロナ経営力強化支援事業費	116
(1)	事業の概要	116
(2)	予算現額と決算額の推移	117
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	118
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	118
(5)	補足事項（事業概要）	118
(6)	監査の結果及び意見	118
19.	中小企業融資円滑化推進費	119
(1)	事業の概要	119
(2)	予算現額と決算額の推移	121
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	121
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	121
(5)	監査の結果及び意見	121
20.	新事業創出金融支援事業費	122
(1)	事業の概要	122
(2)	予算現額と決算額の推移	123
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	124
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	124
(5)	監査の結果及び意見	124
21.	若年人材育成推進事業費	124

(1)	事業の概要	124
(2)	予算現額と決算額の推移.....	126
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	126
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	126
(5)	監査の結果及び意見.....	126
22.	中核産業人材確保奨学金返還支援事業費.....	127
(1)	事業の概要	127
(2)	予算現額と決算額の推移.....	128
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	128
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	129
(5)	監査の結果及び意見.....	129
23.	女性人材雇用促進・活躍支援事業費	130
(1)	事業の概要	130
(2)	予算現額と決算額の推移.....	131
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	131
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	131
(5)	監査の結果及び意見.....	131
24.	えひめの女性県内就職促進事業費.....	132
(1)	事業の概要	132
(2)	予算現額と決算額の推移.....	133
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	133
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	133
(5)	監査の結果及び意見.....	133
25.	U I J ターン就職促進事業費	134
(1)	事業の概要	134
(2)	予算現額と決算額の推移.....	135
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	135
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	135
(5)	監査の結果及び意見.....	135
26.	地域産業リスクリング支援事業費.....	136
(1)	事業の概要	136
(2)	予算現額と決算額の推移.....	138
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	138
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	138
(5)	補足事項	138
(6)	監査の結果及び意見.....	139

27.	IT人材獲得支援事業費	139
(1)	事業の概要	139
(2)	予算現額と決算額の推移.....	140
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	141
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	141
(5)	監査の結果及び意見.....	141
28.	愛媛グローバル・フロンティア・プログラム推進事業費	142
(1)	事業の概要	142
(2)	予算現額と決算額の推移.....	143
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	144
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	144
(5)	監査の結果及び意見.....	144
29.	若手IT起業家創出支援事業費	146
(1)	事業の概要	146
(2)	予算現額と決算額の推移.....	147
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	147
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	147
(5)	監査の結果及び意見.....	148
30.	産業DXモデル創出事業費.....	149
(1)	事業の概要	149
(2)	予算現額と決算額の推移.....	150
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	150
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	151
(5)	監査の結果及び意見.....	151
31.	大阪事務所費.....	151
(1)	事業の概要	151
(2)	予算現額と決算額の推移.....	153
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	153
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	153
(5)	補足事項（事業に関連する写真等）	154
(6)	監査の結果及び意見.....	154
32.	産業技術研究所維持運営費.....	155
(1)	事業の概要	155
(2)	予算現額と決算額の推移.....	156
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	157
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	157

(5)	補足事項	158
(6)	監査の結果及び意見	160
33.	創業・経営基盤強化総合支援事業費	162
(1)	事業の概要	162
(2)	予算現額と決算額の推移	163
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	163
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	164
(5)	監査の結果及び意見	164
34.	中小企業団体中央会補助金	165
(1)	事業の概要	165
(2)	予算現額と決算額の推移	166
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	167
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	167
(5)	監査の結果及び意見	167
35.	小規模事業経営支援事業費補助金	169
(1)	事業の概要	169
(2)	予算現額と決算額の推移	170
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	171
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	171
(5)	補足事項	171
(6)	監査の結果及び意見	172
36.	デジタル人材育成教育課程等設置支援事業費	174
(1)	事業の概要	174
(2)	予算現額と決算額の推移	175
(3)	令和6年度決算額の主な内訳	176
(4)	令和6年度決算額の財源内訳	176
(5)	補足事項	176
(6)	監査の結果及び意見	176

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（以下、「法」とします。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 特定の事件

産業振興政策に係る財務事務の執行及び管理について

(2) 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

令和5年6月に発表された「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」において、6つの視点による現状と課題（①人口減少と人口構造の変化 ②ライフスタイル・価値観の多様化 ③経済のグローバル化等の影響と県内経済の将来展望 ④増大するリスクに対処する体制づくり ⑤デジタル化の進展 ⑥環境問題の深刻化）を挙げ、「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」を基本理念として掲げ、目指すべき将来像として「人」一次世代を育み、誰もが活躍できる愛媛県、「経済」—“稼ぐ力”を高め、県民所得が向上した愛媛県、「暮らし」—安全・安心で快適に暮らせる持続可能な愛媛県、という3つの愛媛づくりの方向性を示しております。このうち、「経済」に関しては「実需の創出による本県の地域経済の活性化に徹底的にこだわり、全国下位に低迷する県民所得の向上」を目指す旨に触れております。

また、令和6年7月には、これまで愛媛県における産業振興施策の方向性を定めてきた「愛媛県産業振興指針」に代わり、「愛媛県ものづくり産業・サービス産業振興指針」が策定されております。ここでも「少子化・人口減少」と「1人当たり県民所得の低迷」の課題について触れられており、産業人材減少の最小化や生産性向上の最大化を目指すための施策や企業誘致と新産業創出のための施策によって、令和2年度に全国で43位、四国内で最下位となった1人当たり県民所得の向上を目標に掲げております。

そして、公表されている「令和6年度当初予算（案）の部局別事業一覧」によると、愛媛県における産業振興のための施策を所管する経済労働部の主な事業の当初予算額は約1,138億円となっており、令和6年度における一般会計の当初予算額7,283億円の約15.6%を占めていることから、予算額の量的な重要性も高くなっております。

ここで、産業振興のための支出のうちの大部分は、一般企業で言えば広告宣伝費や販売促進費といった、経営者の裁量により増減が可能なコストに相当するものでありますが、経済の指標である県民所得は様々な要因によって増減することから、目に見えるインフラが整備される公共工事とは異なり、支出することによって生じる公共効果が県民にとって実感しにくい支出でもあります。そのため、産業振興のための支出は、事務の

執行や管理の過程に問題がある場合に、県民の理解の得られない支出となる可能性もあります。

以上のことから、本年度、産業振興政策に係る財務事務の執行及び事業の管理について、公益性、合規性、経済性、効率性、有効性等を視点として監査することは、限られた予算の中で県民所得向上に向けたより効果的な施策実施につなげることができるため、有意義であると考えられます。

3. 外部監査の対象

原則として、令和6年度の事業を対象とし、部局・課所は産業振興のための施策を所管する「経済労働部」及び経済労働部に属する組織や関連団体並びに「愛のくに えひめ営業本部」とします。

ただし、必要に応じて上記以外の年度や部局・課所についても監査の対象とします。

4. 外部監査の実施期間

令和7年6月1日から令和8年2月18日まで

5. 監査の着眼点

選定した監査対象に関する財務事務の執行及び管理について、以下の着眼点を踏まえて監査を実施しました。

- (1) 事務の執行及び管理が、関連法令及び規則等に従い適正に整備され、適切に運用されているか。
- (2) 事務の執行及び事業の管理が、公益性の観点から適切であるか。
- (3) 事務の執行及び事業の管理が、公正かつ透明性をもって行われているか。
- (4) 事務の執行及び事業の管理が、経済性・効率性・有効性の観点から合理的であるか。
- (5) 国、他の地方公共団体及び関連団体との連携は適切になされているか。

6. 実施した監査手続等

以下のような監査手続を実施しました。

(1) 資料等の閲覧

事業選定に先立ち、事業別の予算を調査し、事業の概要に関する情報を入手・閲覧しました。

また、選定された事業を執行した部署等が作成又は活用した、事業に関する財務事務の執行

及び管理のための以下の資料等を閲覧し検証しました。

- 入札・契約に関する資料等
- 事業の実施に関する資料等
- 支出の事務に関する資料等
- その他事業に関連する資料等

(2) 所管課へのヒアリング等

全般的事項については財政課及び会計課を中心に関連する愛媛県全体の部署、個別の事業については所管課から入手した資料等を基にヒアリング等を実施し、「5. 監査の着眼点」に照らした検証を実施しました。

7. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

区分	氏名	主な資格等
包括外部監査人	近藤 壮	公認会計士
補助者	吉田 直輝	公認会計士
補助者	高須賀 経	公認会計士
補助者	塚本 秀和	公認会計士

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はありません。

9. 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項を指摘として、他方、違法若しくは著しく不当とまでは言えないものの、是正措置が望まれると考える事項を意見として報告書として取りまとめました。

報告書中の各項目についての計数は、原則として単位未満を四捨五入しています。このため、端数処理の関係で、数値が一致しない場合があります。

第2 監査対象の概要

1. 愛媛県における産業振興に係る政策及び施策について

愛媛県（以下、「県」とします。）は、令和5年度～令和8年度の「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」(以下、本章において「総合計画」とします。)の中で、基本理念「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けた「愛媛づくりの方向性（3分野）」のうちのひとつである、『「経済」―“稼ぐ力”を高め、県民所得が向上した愛媛県』を目指すための2つの政策・6つの施策を掲げております。

以下において、総合計画にある9の政策・37の施策から抜粋して、監査対象である経済労働部が担当する、産業振興に係る1の政策・3の施策を記載致します。

政策4「地域の稼ぐ力と 県民所得の向上」（総合計画P71～P80）

（背景）

少子高齢化の進行により、労働力人口の減少や経済活動の縮小等が懸念されるとともに、グローバル化による国内外との競争は、一層厳しさを増しています。本県の1人当たりの県民所得は、令和元年度は271万7千円で、近年は増加傾向にありますが、全国平均の334万5千円と比較すると81.2%にとどまり、全国順位は概ね30位台後半で推移している状況にあります。

（政策の方向性）

本県の基幹産業である農林水産業をはじめ、経済活動の大部分を占める中小企業や小規模事業者等において、労働生産性の向上等による付加価値の創出が求められています。今後は、デジタル技術などを活用した新たなビジネスモデルの創出や働き方改革を推進し、企業・事業者の生産性の向上を図るとともに、新産業の創出や企業誘致・留置を推進することで、各産業分野における地域産業の“稼ぐ力”を向上させ、ひいては県民所得の更なる向上を目指していきます。

（2040年の目指すべき姿）

- 産学官及び異業種との連携や、新たな技術や品種の開発と普及により、県内産業の競争力と収益性が向上しています。（施策15 新技術の研究・開発の推進）
- 時代に即した高付加価値を創出する起業・創業支援や企業誘致、企業のニーズに応じた支援をすることで、稼ぐ力と産業構造が強化されています。（施策16 製造業・サービス産業の成長促進と新企業の誘致）
- 意欲あふれる多様な人材に支えられた“儲かる”農林水産業が確立しています。（施策17 農林水産業の生産振興）

- 信頼と愛着もてる「愛媛ブランド」の確立により、国内外で選ばれる産地になっています。(施策 18 県産品の販売力強化)

(令和 8 年度までに達成を目指す目標値 (政策 KGI))

一人当たりの県民所得 (基準値) 271.7 万円 (令和元年度) (目標値) 288.4 万円

(県民等に期待すること)

- | | |
|--------|---|
| 県 民 | … 県産農林水産物の購入・消費 |
| | … 地域の経済循環が高まるよう、地元製品等の認知・積極的な購入 |
| 市 町 | … 地域の特産品等のブランド化 |
| | … 民間企業・活動主体等への支援 |
| 企 業 等 | … 地域に根差した事業活動の推進 |
| | … 経営革新や新分野への進出、販路開拓などの経営基盤強化、高品質な製品の発案・生産 |
| | … 将来的な企業の姿を見据えた計画的な事業承継の準備 |
| | … スマート農林水産業の確立に向けた技術開発と実装 |
| 関係団体 | … 農林水産物の生産振興、ブランド力の強化・販路拡大 |
| | … 技術的・経済的な支援 |
| 金融機関 | … 県と連携した資金融資、事業活動へのアドバイス |
| 農林水産業者 | … 高品質な農林水産物の安定生産、スマート農林水産業の実践 |
| | … 企業・団体との連携による生産性の高い技術の習得 |
| | … 消費者に安全・安心な商品を安定的に届ける体制の構築 |
| | … 地域資源を有効に活用した新たな事業展開 |

施策 15 「新技術の研究・開発の推進」

(現状)

農林水産業では、これまでの試験研究や技術開発によって生み出された、ひめの凧や紅まどんな、紅プリンセス、愛媛あかね和牛、媛スマなどに代表される本県独自の高品質な品種や、優れた品質基準を設定した媛すぎ・媛ひのきなどが市場等で高評価を得ていますが、全国各地で行われている様々な研究開発やブランド化に伴い、産地間競争は更に激しさを増しています。

また、本県にはタオル産業、造船、製紙業、機械・鉄鋼業、食品加工業など、地域の特性に応じた多様なものづくり産業が集積し、それぞれが高い技術力を誇っていますが、人口減少に伴う国内市場の縮小に対応し、本県経済の活性化につなげていくためには、今後、新たなニーズにも対応していかなければなりません。

(課題)

農林水産物の産地間競争に打ち勝つためには、他産地との差別化と安定供給が何よりも大切で、多様なニーズに応じた新たな品種や技術の研究・開発のほか、環境や食の安全・安心にも配慮しつつ、燃料・資材の高騰や気候変動に対応した省力化・高品質化などの生産技術の普及・実装、開発した品種や技術の保護・管理に取り組む必要があります。

また、新たなビジネスの創出や生産性の向上に資する新技術の研究・開発を推進するほか、質の高い知的財産の創造や権利の保護、更に産学官が連携の上、商品開発等による実用化まで切れ目なく取り組むことができる体制整備が求められます。

(施策 KGI)

全国の知的財産権登録件数に占める県内知的財産権登録件数の割合

(基準値) 0.60% (令和3年) (目標値) 0.70%

(施策 KGI の出典)

- 全国の知的財産権登録件数に占める県内知的財産権登録件数の割合：特許行政年次報告書（経済産業省）、品種登録データ検索（農林水産省）

(施策の方向性と主な県の取組み)

- 1 知的創造性の高い新技術の創出
 - ・ 県試験研究機関の機能を強化し、戦略的な試験研究を推進
 - ・ 県試験研究機関を中心とした産学官連携による知的創造性の高い新技術・新製品・新品種の開発や付加価値の創出
- 2 農林水産新技術の開発・普及
 - ・ ゲノム解析・編集技術を活用した新たなブランド製品の創出
 - ・ AI・ICT 技術を活用した資源管理やスマート技術の研究・開発
 - ・ 気候変動に対応した安定的な生産技術の開発
 - ・ 遺伝資源の管理による新ニーズへの対応に向けたブランド品種の育成や伝染病対策の推進
- 3 産業技術の開発・普及
 - ・ 県内企業の第4次産業革命に向けた対応
 - ・ 持続可能で継続的な成長を実現するため、社会実装を見据えた産業技術の開発・普及
 - ・ セルロースナノファイバーなど地域資源を活用した技術開発及びブランディング

施策 16 「製造業・サービス産業の 成長促進と新企業の誘致」

(現状)

近年の県内経済を取り巻く環境は、力強さに欠け、人口減少も相まって、人手不足や国内需要の減少、事業者の淘汰が懸念されるとともに、コロナ禍で更に加速したデジタル化の進展な

ど社会・経済活動の変化への対応、ウクライナ情勢などを背景とした世界経済の不安定さなどにより、厳しい状況が続いています。

(課題)

県内経済が将来にわたり持続していくためには、県内企業がデジタルトランスフォーメーション (DX) に向けた取組みを推進し、デジタル化による省力化や効率化のみならず、組織や企業文化・風土までも変革し、競争上の優位性を確立していく必要があります。県内企業におけるデジタル技術の活用に当たっては、企業や事業者が求めるデジタル人材の育成・確保が課題になっているほか、中小企業・小規模事業者においては、経営者の高齢化による事業承継や自然災害等への事前の備えとしての事業継続計画 (BCP) 作成、ポストコロナに対応した事業転換などが課題となっており、企業のニーズに応じた支援も求められています。

また、新たな産業の育成や産業構造の強化も必要であり、引き続き、市町や金融機関等と連携した「オール愛媛」体制で、新産業の創出や県経済をけん引する企業誘致・留置に取り組むとともに、フォローアップを通じた企業のビジネスチャンスの創出・拡大と県内定着を支援し、県内事業者・企業の持続的な“稼ぐ力”の向上につなげていきます。

(施策 KGI)

雇用者報酬及び企業所得の県内総額

(基準値) 3,441,824 百万円 (令和元年度) (目標値) 3,649,760 百万円

(施策 KGI の出典)

○雇用者報酬及び企業所得の県内総額：毎月勤労統計 (厚生労働省) より算出

(施策の方向性と主な県の取組み)

- 1 産業人材力の強化
 - ・ 製造業をはじめとした地域の基幹産業を支える人材育成
 - ・ DX を支えるデジタル人材の育成・誘致
 - ・ 多様な人材の活躍支援
- 2 地域産業の振興・維持
 - ・ 企業の経営革新、中小企業の事業継続計画の策定支援による企業力の向上支援
 - ・ 中小企業の資金調達の円滑化、事業承継及びポストコロナに対応した事業転換の推進等に向けた支援
 - ・ 小規模事業者等の経営基盤強化及び経営発達の支援
 - ・ 中心市街地・商店街の活性化
- 3 新産業の創出と企業誘致・留置の推進
 - ・ 「愛媛グローバル・フロンティア・プログラム (EGF)」の推進による新ビジネスの創出

- ・ 東予はものづくり産業、中予は情報通信関連産業、南予は食品関連産業など、地域特性に応じた業種をターゲットとした積極的な企業誘致活動やトップセールスの実施
- ・ 東・中・南予の産業集積や特性の枠にとらわれない成長関連産業（機能的食品、高機能素材、ヘルスケア、AI、IoT等）の創出・集積
- ・ サテライトオフィスを契機とした本社機能等の誘致
- ・ 集客・交流に優れ、中四国における本県の拠点性向上につながる産業・施設の立地促進

施策 17 「農林水産業の生産振興」

（略）

施策 18 「県産品の販売力強化」

（現状）

消費者ニーズの多様化や地域間競争の激化、更には少子高齢化や人口減少に伴い、国内マーケットは次第に縮小しつつあります。

（課題）

引き続き、国内外で県産品の販路を拡大していくため、効果的なプロモーション活動とブランディングとともに、補助エンジンとして県内事業者を支える営業本部の活動を強化します。

特に、県産農林水産物が生み出す魅力と強みを最大限に生かし、ブランド価値の向上や国内外への更なる販路拡大に取り組むとともに、地産地消への意識を一段と高め、地場産品の消費拡大や利用促進の取組みを推進する必要があります。

（施策 KGI）

県営業本部関与成約額

（基準値）247.6 億円（令和4年度） （目標値）300 億円

（施策 KGI の出典）

○県営業本部関与成約額：愛のくに えひめ営業本部 営業活動中期計画（第3期）

（施策の方向性と主な県の取組み）

1 県営業本部の営業力強化と市場開拓

- ・ 「スゴ技」・「スゴ味」・「スゴモノ」・「スゴ Ven.」データベースの活用、EC サイトやデジタルマーケティングを活用した営業活動強化
- ・ 県産品情報発信力強化や個別マッチング支援
- ・ インドネシアやベトナム、インド等との経済交流の促進に向けた経済団体等との連携による経済交流ミッションの継続実施

② ものづくり分野に特化した販路開拓支援と産業構造の強化

- ・ アジア圏への販路開拓強化（商談会開催等）
- ・ ものづくり企業のデジタルシフトへの支援など産業構造の強化

③ 農林水産物に特化したブランディング・販路開拓支援

- ・ ブランド産品を中心とした豊富な県産食材の魅力発信強化による「えひめ＝食」のブランディングの推進
- ・ 国内外におけるトップセールスやプロモーション等の強化による販路拡大
- ・ 農工商連携や6次産業化などによる本県ならではの加工品の高付加価値化及び販路拡大支援
- ・ 学校給食等における地産地消の推進

2. 県における産業振興に係る指針について

県は、少子化・人口減少に打ち克つ産業構造への変革を図り、1人当たり県民所得の回復と更なる向上を実現するためのアクションプランとして「愛媛県ものづくり産業・サービス産業振興指針」（以下、本章において「指針」とします。）を策定しております。

指針では、主として経済労働部の事業について触れているため、以下に指針の内容を記載致します。

第I部 指針の趣旨

第1章 愛媛県ものづくり産業・サービス産業振興指針について

県では、県内産業の持続的な発展・振興を図るための方向性を示すため、平成12年3月に「愛媛県産業振興指針」を策定して以降、平成15年、平成23年と2度の改訂を行うとともに本指針等に基づいた様々な対策を講じてきた。その間、平成20年9月に起きたリーマン・ショックを契機とした世界規模の金融危機に見舞われる中、将来を見据えた本県経済の持続的な成長のため、重点的に振興すべき分野の選定やその振興に取り組むなど、様々な社会経済情勢の変化に対応してきた。

令和の時代を迎え、突如出現した新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）による社会経済活動の制限や、その中で生まれたデジタル技術の急速な進展を含む様々な変化、ロシアによるウクライナ侵攻を契機としたエネルギー・原材料価格の大幅な上昇とその後の物価高、予想を上回るスピードで進行している少子化・人口減少と若年層を中心とした県外への転出超過の拡大など、本県を取り巻く変化の波は激しさを増している。

このような中、本県特有の事情も相まってではあるものの、令和2年度県民経済計算では、都道府県別の経済的な豊かさの比較に使われている、1人当たり県民所得が247.1万円（前年比△24.3万円）、全国43位（前年比△6位）と金額・全国順位ともに前年から大きく

下がり、四国内でも最下位となった。令和3年度は267.0万円（前年比+21.2万円）と持ち直しの動きが見られるが、持続的な向上を目指し、取組みを進める必要がある。

そこで、少子化・人口減少に打ち克つ産業構造への変革を図り、1人当たり県民所得の回復と更なる向上を実現するためのアクションプランとして「愛媛県ものづくり産業・サービス産業振興指針」を策定する。

※サービス産業の定義

この指針におけるサービス産業は、域外を主たる販売市場とするサービス業をいう。

《1人当たり県民所得の推移（四国4県）》

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
愛媛県	257.0万円 (+5.5万円) (全国38位)	267.3万円 (+10.3万円) (全国35位)	265.0万円 (△2.3万円) (全国37位)	268.4万円 (+3.4万円) (全国37位)	245.8万円 (△22.6万円) (全国43位)	267.0万円 (+21.2万円) -
徳島県	302.6万円 (△3.7万円) (全国14位)	313.5万円 (+10.9万円) (全国13位)	316.5万円 (+3.0万円) (全国13位)	314.6万円 (△1.9万円) (全国11位)	301.4万円 (△13.2万円) (全国9位)	320.2万円 (+18.8万円) -
香川県	288.5万円 (+1.4万円) (全国25位)	295.1万円 (+6.6万円) (全国26位)	296.7万円 (+1.6万円) (全国26位)	300.8万円 (+4.1万円) (全国19位)	276.1万円 (△24.7万円) (全国28位)	285.1万円 (+9.0万円) -
高知県	259.9万円 (+5.7万円) (全国37位)	265.1万円 (+5.2万円) (全国40位)	263.9万円 (△1.2万円) (全国38位)	265.7万円 (+1.8万円) (全国39位)	246.1万円 (△19.6万円) (全国41位)	265.3万円 (+19.2万円) -

(各県が公表した令和3年度県民経済計算を本県が独自に集計)
※全国順位は、内閣府が公表した令和2年度県民経済計算による。

第2章 県内経済の変化と現在地

かつて150万人を超える人口を有した本県であるが、1990年代のバブル崩壊以降の長期にわたる経済成長の停滞、少子化の進行と若年層、とりわけ若年女性を中心とした県外への転出超過による人口減少に伴い、県内産業を支えるための人材不足の深刻化や地域経済の縮小に直面している。

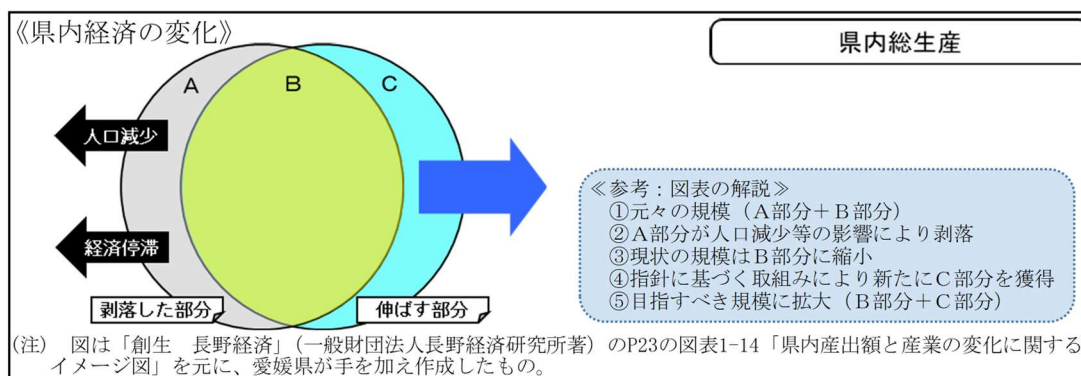
県民経済計算においても、新型コロナの影響がなかった令和元年度（2019年度）の県内総生産（実質）は、比較が可能な平成23年度（2011年度）から177,276百万円減少しており、産業別では、高齢化を背景に保健衛生・社会事業が大きく伸びているものの、主要産業の製造業が大幅に減少したほか、他の業種に先駆けて新型コロナの影響が及んでいた可能性はあるが、交流人口の拡大につながる宿泊・飲食サービス業も減少している。

本県製造業の県内総生産は、全国中位を維持しているものの、中国・韓国の造船会社との価格競争激化による船価下落に伴う「輸送用機械」の減少や、ペーパーレス化の進展に伴う「パルプ・紙・紙加工品」の減少を主な要因として、四国4県の比較でも顕著な減少が見られており、社会情勢の変化に打ち克つための競争力の底上げが求められる。

また、全国との比較では、情報通信業において、全国で6.4%増加（中央値）しているのに

対し、本県では3.8%の増加にとどまっていることから、今後、産業DXの推進を掲げる本県においても、その牽引役となる関連企業の誘致などに取り組む必要がある。

これらを踏まえ、県内総生産において、少子化・人口減少や経済停滞等により剥落した部分を取り戻し、更なる拡大、本県経済の成長につなげるため、本指針による取組みを着実に進めていく。



《参考：県内総生産の比較》

(単位：百万円)

	平成23年度 (2011)	令和元年度 (2019)	増 減
第一次産業	111,931	74,360	△37,571
第二次産業	1,704,176	1,513,583	△190,593
第三次産業	3,419,620	3,432,714	13,094
県内総生産 (調整後)	5,218,299	5,041,023	△177,276

(単位：百万円)

	平成23年度 (2011)	令和元年度 (2019)	増 減	
第二次産業	鉱業	4,113	3,583	△530
	製造業	1,459,190	1,239,558	△219,632
	建設業	240,873	270,442	29,569
第三次産業	保健衛生・社会事業	478,604	572,516	93,912
	情報通信業	144,320	153,896	9,576
	宿泊・飲食サービス業	117,421	110,738	△6,683

(注) 数値は、令和3年度愛媛県県民経済計算の経済活動別県内総生産(実数[平成27暦年連鎖価格])による。

第3章 目指すべき愛媛県経済の姿

人口規模や県内総生産では四国一を誇る本県であるが、製造業における低い利益率(付加価値率)などの様々な要因が重なり、1人当たり県民所得において、全国との比較が可能な最新の数値(令和2年度)では四国最下位となっている。

本指針では、「1人当たり県民所得でも四国一」を視野に入れた高い目標を掲げ、少子化・人口減少や経済停滞等により失われた活力を取り戻し、更なる成長を目指していく。

数値目標

1人当たり県民所得※300万円の実現(令和12年度(2030年度))

《参考》

※県民所得(県民・県内企業等の下記①～③の合計)を本県の総人口で割ったもの。

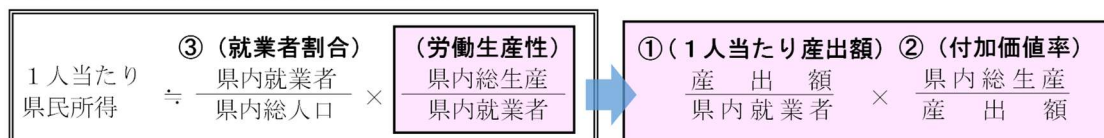
- ①働いている人が受け取る賃金給料(社会保険料を含む)に当たる「県民雇用者報酬」
- ②法人の経常利益などに当たる「企業所得」
- ③預貯金の利子収入や株式の配当収入などに当たる「財産所得」

☆県民個人の平均収入を指すものではないことに注意が必要。

第4章 目標達成に向けた方策

目標達成に向けては、県内企業の生産活動における量的な拡大（①産出額↑）と利益率の向上（②付加価値率↑）、これらを支える就業者の確保（③産業人材減少の最小化）を図ることが求められる。

《1人当たり県民所得を構成する要素》



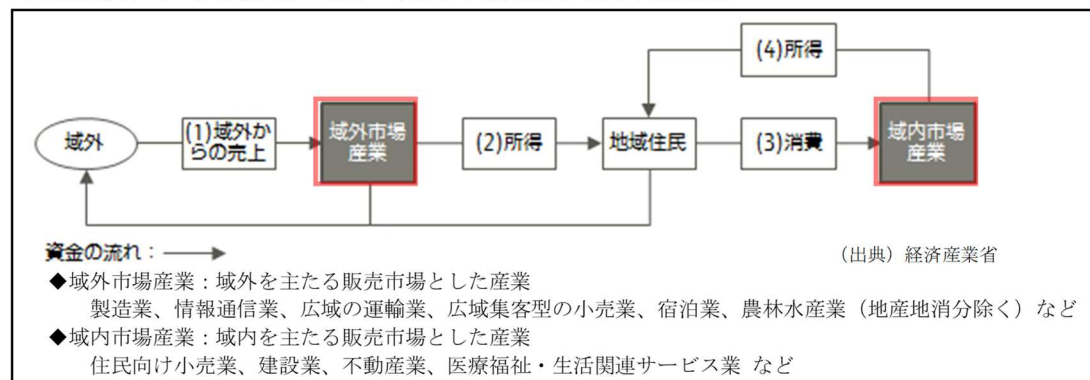
(参考)

$$\text{県民所得} = \frac{\text{県内総生産} - \text{固定資本減耗} - \text{生産・輸入品に課される税(控除)補助金} + \text{域外からの所得(純)}}{\text{県内総生産}}$$

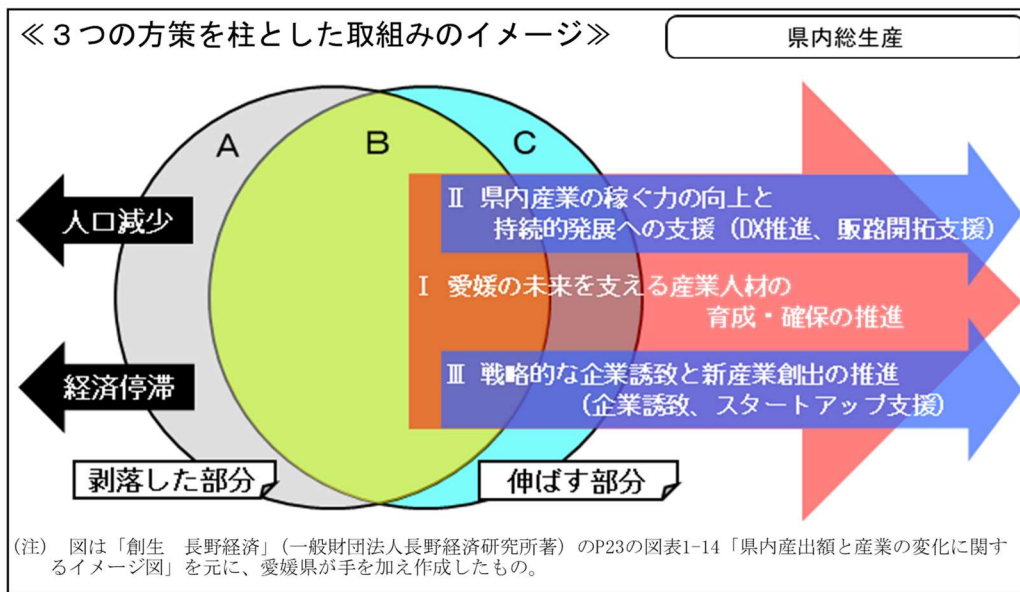
単純化のため省略

また、取組みに当たっては、まずは、域外を主たる販売市場とした産業である「域外市場産業」の振興に重点を置き、域外からの資金の流入を拡大させるとともに、獲得した資金を地域内で循環させることで、県民の雇用や所得を支える「域内市場産業」を含む県内経済全体の活性化につなげる好循環を実現していくことが重要となる。

《地域経済における資金の流れ（域外市場産業と域内市場産業）》



そこで、目標達成に向けては、現状において外需獲得の基盤となっている製造業や農林水産業をはじめとする「域外市場産業」の振興の重要性に着目しつつ、少子化・人口減少に打ち克つためのⅠ「産業人材減少の最小化」に、量的な拡大（産出額↑）と利益率の向上（付加価値率↑）に向けた取組みをⅡ「既存産業を伸ばす観点」とⅢ「新たな活力を創出する観点」で体系化したものを加えた3つの方策を大きな柱として設定し、取組みを進めていくこととする。



第Ⅱ部 具体的な施策内容

第1章 愛媛の未来を支える産業人材の育成・確保の推進

本取組みは、少子化・人口減少が進行する中、全産業の維持・発展の原動力となる県内産業の人材育成・確保や、県内企業における人的資本経営の意識醸成を推進することにより、産業人材の減少の最小化を図り、県内経済の持続的な発展、ひいては、1人当たり県民所得の向上につなげるものである。

1 若者の意識変化を捉えた県内就職・定着の推進

本県では、令和5年における20～30代の社会動態が3,130人の転出超過(転入8,645人、転出11,775人)となるなど、若者を中心に進学や就職等を契機とした転出超過が続いており、このまま推移すれば、地域経済の規模縮小や産業人材不足の深刻化につながる。

特に、県外での就職を選択する若者からは、「県内には働きたい企業・仕事がない」との声を聞くが、その背景としては、若者が県内企業の情報や魅力を知らないことが挙げられるため、関係機関との連携により学校教育におけるキャリア教育の充実を図り、就職活動、就職後のフォローアップに至るまでの切れ目ない支援を行い、若者の県内就職・定着と県内企業の人材確保を総合的に推進する。

また、人材確保に向けてはU I Jターン就職の促進も重要であることから、情報発信やマッチング支援に加え、県内企業と連携した奨学金返還支援制度の運営や、県外大学等との連携協定の拡大、県内での就職活動に要する交通費への補助など、県外に出た若者、特に転出超過が大きい女性を県内に呼び戻すための体制を整える。

① ジョブカフェ愛 work を核として、デジタルを活用した県内企業の情報発信やマッチング支

援などによるU I J ターンを含む若者の県内就職支援に加え、充実した就職後のフォローアップ体制による定着支援に取り組むほか、出産・子育てを経た女性等の再就職に関する相談にもきめ細かく対応する。

②若年女性の転出超過解消に向け、仕事と家庭の両立支援・女性活躍機会の拡大に取り組む企業等を認証するひめボス宣言事業所の更なる裾野拡大を推進し、「男女問わず選択される魅力的な企業」への変革・成長を促進するとともに、認証企業の魅力を強力にPRする。

③学生や若手社会人が主体的に参画し、若者目線で施策を展開する体制を整え、県内企業や就職支援、愛媛での暮らしに関する情報など、仕事と暮らしの両面から魅力ある情報を、「ふるさと愛媛Uターンセンター」のWebサイトやSNSなどを活用して、県内外の若年女性に向けて効果的に発信する。

④良質で安定的な雇用や多様な働き方による所得向上を実現するため、女性のデジタル技術習得を支援し、正社員のほか、副業や兼業、フリーランスとして稼ぐ人材の育成に取り組む。

⑤中学生が地域で5日間の職場体験学習を行う「えひめジョブチャレンジU-15」や、高校生が地域社会と連携しながら地域課題の解決を図る「ソーシャルチャレンジ for High School」を実施し、将来の県内就職・定着に向け、学校教育において地域や地元企業の魅力に触れる機会を創出する。

⑥県立産業技術専門校における施設内訓練において、産業界や地域のニーズに応じて、民間教育訓練機関では対応が困難な「ものづくり分野」などの訓練を行うとともに、WebデザインやITパスポート取得スキルなど、デジタル分野の訓練を行うことにより、地域を支える産業人材の育成や若者の県内就職を推進する。

2 データ主導社会の実現を牽引するデジタル人材の育成・確保

全国的にデジタル人材の不足が課題とされる中、県内企業の競争力・収益力の強化やIT関連企業等の誘致促進を図るためには、産業のDX推進を担うデジタル人材の育成・確保を強力に推進することが求められる。

このため、産学官の関係団体で構成する「愛媛県デジタル人材育成推進会議」を推進基盤とし、即戦力となるIT人材等の育成・誘致、社内でDXを推進できる人材の育成、未来のデジタル人材の育成に関する各種施策に取り組み、令和12年度(2030年度)までに「DXを支えるデジタル人材1万人輩出」を目指す。

①インターンシップのマッチング支援など、県内企業とIT人材との交流機会を創出するほか、県内企業がIT人材の獲得に要する経費への補助、ネパールやベトナム、インドなど海外のIT人材の獲得支援など、優秀なIT人材の育成・確保を図る。

②県との連携協定に基づき、県内4大学（愛媛大学・松山大学・松山東雲女子大学・人間環境大学）が取り組むデジタル人材育成のための新たな教育課程の設置を支援し、デジタル人材の持続的な育成を実現するための環境整備を推進するとともに、育成された人材の県内定着に向けた取組みを進める。

③良質で安定的な雇用や多様な働き方による所得向上を実現するため、女性のデジタル技術習得を支援し、正社員のほか、副業や兼業、フリーランスとして稼ぐ人材の育成に取り組む。

【再掲】

④企業の意思決定の鍵を握る経営層に対し、DXやリスクリングへの理解促進を図るとともに、人材育成プログラム等の作成を支援するアドバイザー派遣やリスクリングに要する経費補助などを行い、社内でDXを推進・実践できる人材の育成を支援する。

⑤県内IT関連企業等との連携により、大学生等のデジタルリテラシー向上を目的としたIT基礎講座や実践的な短期プログラミング講座を実施し、将来を担うデジタル人材の育成に取り組む。

3 政策転換に対応した外国人材の受入・定着・活躍促進

製造業を中心に、県内産業の担い手として欠かすことのできない存在となっている外国人材について、技能実習制度に代わり創設される育成就労制度も見据え、外国人材の受入・活躍促進に向けた指針となる戦略を策定し、他自治体との人材獲得競争に勝つことができるよう、総合的かつ戦略的な取組みを推進する。

①関係団体と連携し、外国人材が安心して生活できるよう、県外国人相談ワンストップセンターにおいて、医療や住居等の生活に関する幅広い相談に多言語で対応するほか、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の普及啓発などを通じて、地域も巻き込んだ多文化共生の土壌づくりを進めることで、外国人材の円滑な受入れや安定的な確保を図る。

②外国人材の円滑・適正な受入れと定着に向け、受入企業を対象としたセミナーを開催し、県内企業のコンプライアンス遵守の意識向上を図るとともに、日本語能力を含む育成ノウハウの習得や住環境・職場環境の整備など、企業等の受入体制の充実を支援することにより、

「働く場として魅力ある愛媛県づくり」を進める。

③ベトナムからの持続的な人材確保に向けて、同国ベンチェ省との連携により 1,000 人を目標とした技能実習生（育成就労）の受入れを進めるほか、今後を見据え、インドネシアやインドなど、経済交流ミッションを派遣し、地方政府とMOUを締結した国からの人材受入拡大に向けた、関係機関との連携強化に取り組む。

④ネパールからの高度IT人材受入れのノウハウを活かし、ベトナムやインドネシア、インドなど、MOU締結国を中心としたアジア圏域の親日国をターゲットに、現地での情報発信や大学間の人的交流を支援するほか、留学生の県内就職を促進するプログラムを推進し、IT技術者やエンジニア等の高度外国人材の受入拡大に取り組む。

第2章 県内産業の稼ぐ力の向上と持続的発展への支援

本取組みは、産業DXの推進による生産性向上や新技術・新商品の開発などへの支援を通して、現在、県内において生産活動を行っている企業の産出額や利益率（付加価値率）の向上を図り、1人当たり県民所得の向上につなげるものである。

1 産業DXの推進による生産性向上効果の最大化

少子化・人口減少の進行により全国的に人材不足が深刻化していく中、企業の規模や業種に関係なく、限られた人員で企業活動を継続するには、AIやIoTをはじめとしたデジタル技術を活用し、生産性を向上させることが必要不可欠となる。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたデジタル技術の急速な浸透により社会経済活動に生じた大きな変化に取り残されないよう、県内の産業DXを推進する。

①ロボットとデータ解析システムを組み合わせた生産性向上や生産管理業務の自動化など、デジタル活用の参考事例となるフラグシップモデルを令和7年度までに30件創出し、横展開を図るとともに、DX認定取得の推進や課題解決支援など、県内企業における取組段階に応じた支援を行うことで、県内の産業DXを推進する。

②生産性向上を含めた県内企業の稼ぐ力を強化するため、デジタル関連企業との連携により、デジタル技術の現場実装や定着、県内への横展開を図り、ソーシャルイノベーションを生み出す「トライアングルエヒメ」の取組みを加速させる。

③県産業技術研究所技術開発部において、久米窪田5Gラボを活用してスマート工場推進モデルの構築を目指した実証試験に取り組み、コスト削減や業務効率化など県内企業の産業D

X推進に向け、ローカル5Gを活用した生産性向上につながる技術の横展開を図る。

2 魅力ある地域資源を活かした新たな付加価値の創出

本県の製造業は、経済構造実態調査（2022年）において製造品出荷額等、付加価値額ともに四国1位、全国でも中位（25位、27位）に位置しているが、付加価値率では下位（44位）に低迷している。要因としては、本県の製造品出荷額等の約5割を占める産業分類「非鉄金属製造業」、「石油製品・石炭製品製造業」、「パルプ・紙・紙加工品製造業」において、付加価値率が低いことが挙げられる。

今後も少子化・人口減少による国内市場全体の縮小は続き、企業間競争の更なる激化が予想される中、県内企業が経済活動を維持・拡大していくためには、産出額の拡大に向けた他社との競争における差別的優位性の確保や、利益率（付加価値率）の向上に向けた高く売れる商品・サービスの創出が重要となる。このため、豊富な地域資源の活用、新技術の開発やブランディングなどによる高付加価値化の取組みを支援していくとともに、観光産業においては、アフターコロナの旅行需要、特に円安基調に後押しされたインバウンド需要を確実に取り込めるよう取組みを進める。

また、脱炭素化に向けた取組みが世界的に加速している情勢を捉え、県内企業の脱炭素化・脱炭素ビジネスへの参入を促進するとともに、民間主導で展開されている「波方ターミナルを拠点とした燃料アンモニア導入・利活用協議会」や「四国中央市カーボンニュートラル協議会」の取組みを後方支援する。加えて、企業価値の向上に向けた、脱炭素を含むSDGsの取組みについても、「愛媛県SDGs推進企業登録制度」によるPRを展開し、強力に後押ししていく。

①産学官共同研究により愛媛県オリジナル品種の花から分離に成功した清酒用花酵母を使い、県内産原料にこだわった新世代の日本酒「愛媛さくらひめシリーズ」の令和7年度までの累計売上額2.2億円を目指してプロモーションを国内外へ広く展開し、愛媛の地酒の認知度向上と販路開拓に取り組むなど、県食品産業技術センターにおいて、地域資源を活かした産学官連携による商品開発を推進する。

②県繊維産業技術センターにおいて、タオルの風合い（触り心地）の見える化手法の開発やIOTを活用したタオル生産工程の効率化に取り組むなど、繊維業界のDX推進を図るとともに、繊維染色排水の環境負荷低減技術を確立することでSDGsの達成に貢献し、競争力に優れた次世代繊維関連産業の育成につなげる。

③県紙産業技術センターにおいて、冷感紙の開発など紙製品の差別化や高付加価値化につながる研究を実施するほか、県産業技術研究所内で連携し、本県オリジナルの素材である柑橘ナノファイバーのブランド化とこれまで得られたCNF（セルロースナノファイバー）技術

シーズの社会実装を進めるとともに、販路開拓支援に継続して取り組み、県内C N F 関連産業の活性化を図る。

④県窯業技術センターにおいて、地域に根差した産業として時代とともに変化してきた砥部焼の更なる発展に向け、「産地の一番星」となるモデル窯元を育成し、他産地との違いや特徴を発信していくことで全国的なブランド力を高め、令和8年度の出荷額倍増（令和5年度比）を目指すとともに、菊間瓦の振興についても、伝統技術とデジタル技術を融合させた製造技術の開発に取り組む。

⑤国際定期航空路線について、既存路線の拡大と早期再開のほか、ベトナム等の成長市場からの新規路線の誘致に取り組むとともに、韓国でのゴルフブームなど、就航先のニーズを捉えた商品開発支援や、日帰りで楽しめる好立地を強みとするスキーも組み込んだアドベンチャーラベルを始め、旅行消費単価が高い欧米豪の旅行者拡大に向けたプロモーションを展開するなど、観光サービス産業の高付加価値化を推進する。

⑥地域脱炭素の旗振り役である県と県内企業とのネットワークを持つ金融機関による脱炭素経営支援コンソーシアムを構築し、脱炭素をチャンスと捉えたビジネスモデルの創出やC O 2削減価値を付加した製品の開発、省エネ・創エネ設備等への投資促進など、企業の収益改善や新たなビジネス展開につながる視点を重視した支援に取り組むことにより、脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進する。

⑦拡大する脱炭素ビジネスマーケットを展望し、2050年カーボンニュートラル実現の切り札とされ、今後の成長が見込まれる洋上風力発電市場への、コンソーシアムを核とした、今治市の造船業や舶用機械製造業、新居浜市・西条市を中心とする金属加工業などの県内ものづくり企業の参入支援を通じて、脱炭素ビジネスを創出する。

3 実需の創出にこだわる国内外に向けた販路開拓支援

国内市場全体の規模が縮小する中、ものづくり産業等の持続的な発展に向けて、知事によるトップセールスなどの積極的な営業活動の展開により、多様化する企業ニーズに即した販路開拓の支援に取り組み、「県関与年間成約額300億円（令和8年度）」の目標達成を目指す。

また、コロナ禍で生活に浸透し、県関与成約額全体の約2割を占めるまでに伸長したEC分野は、営業力が弱い企業にとって効率的な販売手段であり、物価高騰による価格転嫁が難しい中においても、自ら価格形成できるメリットがあることから、引き続き、県内企業にとって確かな収益源となるよう、越境ECでの販路拡大も含め、支援に取り組む。

①世界に誇る本県の強みを凝縮した営業ツール「スゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴVen.」データベースを活用した魅力発信や知名度向上により、県内企業の商機拡大につなげる。

②経済交流ミッションを通じた Local to Local の交流基盤の構築を推進し、アジア圏（インド、ベトナム、インドネシア等）を対象とした県内企業の海外展開や販路の開拓・拡大を支援し、外需の獲得につなげる。

③インドやベトナム、インドネシアにおける脱炭素化、環境負荷低減等に向け、県内企業の優れた排水処理や廃棄物処理技術、省エネ・再エネ技術など、本県の強みである 環境インフラの海外事業展開を一層促進し、海外成約額10億円を目指す。

④首都圏で開催される大型展示会「FOODEX JAPAN」「スーパーマーケット・トレードショー」に県内市町と連携して愛媛県ブースを出展することにより、県内農林水産物等の地域資源を活用した商品開発に取り組む食品加工企業等の販路開拓を支援し、「儲かる農林水産業」の下支えにつなげる。

⑤県産品ブランドの認知拡大を担うECサイト「愛媛百貨店」における県内企業への支援を軸とした施策を展開し、同サイトでの令和8年度の売上額36億円を目指すなど、越境ECも含め、デジタルをフル活用した県内企業のビジネス機会の創出、県産品の販路開拓・販売促進を強力に推進する。

4 変化に打ち克つ県内企業の経営基盤強化に向けた支援体制の充実

これまで述べた支援策の積極的な展開は、指針に掲げる目標の達成に向けた鍵を握るものであるが、少子化・人口減少が進む中、様々な要因による社会経済情勢の変化が著しい現在において県内産業が持続的発展を遂げるには、「個社」の稼ぐ力の向上だけでは限界があり、地域産業の特性を踏まえながら関係機関が連携して行う「地域の稼ぐ力」を強化するための支援、すなわち「面的支援」が不可欠である。

このため、県内企業の多様化する課題の解決と新事業展開等に向けた相談支援体制の強化や、経営基盤強化につながる資金繰り支援などを展開する。

①県内企業の経営基盤を守り、ポストコロナに向けた企業の新たな取組みを支える窓口として設置した 総合経営支援拠点（CONNECT えひめ）を核とし、金融機関や商工団体等との連携による伴走支援の展開や支援機関の経営支援能力の向上等に取り組むなど、産学金官が連携したオール愛媛での総合支援体制の強化を図る。

②経営者の高齢化が進む中、後継者不在による廃業を防ぐため、事業承継対策の喚起から承

継後の後継者の育成まで、切れ目のない伴走支援や第三者承継を含めた後継者の確保に取り組むとともに、事業承継を契機とした新事業展開等を促進する。

③新規事業の創出や事業承継、経営改善、生産性向上に向けた設備投資など、様々な資金需要に対応する融資制度を運用し、県内企業の資金確保の円滑化に取り組む。

第3章 戦略的な企業誘致と新産業創出の推進

本取組みは、情報通信業をはじめとする稼ぐ力の高い企業の誘致や、付加価値の高いスタートアップの創出などを推進し、産業構造の強化（クロスイノベーション）を図りながら、新たな産出額を増加させ、1人当たり県民所得の向上につなげるものである。

1 本県の強みを徹底的に活かした戦略的な企業誘致

県内経済が将来にわたり成長していくためには、既存産業の振興に加え、経済活性化の起爆剤となりうる企業を呼び込むことが重要であり、特に、デジタル化の進展により大きな成長が期待できる情報通信業と世界的に投資が活発化している半導体関連等の先端成長産業を主要なターゲットとし、スピード感をもって誘致活動を展開する。

そこで、市町や金融機関等と連携した「オール愛媛」体制でのサポート、豊富な水資源をはじめとする充実した産業インフラ、脱炭素の潮流の中で注目される海上輸送、さらに、高等教育機関とタッグを組んで取り組むデジタル人材の育成など、本県の強みを徹底的に活かした誘致活動を展開するとともに、市町と連携して、大規模産業用地確保に向けた取組みを進める。

また、集客・交流に優れ、中四国における愛媛県の拠点性向上につながる広域集客型商業施設や外資系宿泊施設の誘致にも積極的に取り組む。

①高等教育機関と連携して育成しているデジタル人材の定着や、若年者が愛媛で暮らし・働きたいと実感できる、企業・職場の増加に向け、高付加価値を創出するIT関連企業等誘致の加速化に取り組むとともに、企業と連携のうえ、デジタルインフラ等が充実した先端的なオフィスの整備を推進する。

②生成AIや電気自動車（EV）、自動運転等に対するニーズが加速度的に高まる中、市場の拡大が見込まれる半導体関連等の先端成長産業をはじめとする大型製造業を誘致するため、合計50haを目標に大規模産業用地の確保を推進するとともに、必要となる技術人材の育成にも愛媛大学や新居浜工業高等専門学校と連携して取り組む。

③カーボンニュートラルや物流の2024年問題により、海上輸送が注目されていることか

ら、生産拠点化を含めた企業誘致・留置への強みとなるよう、本県発着の広域航路の維持・拡大を図るとともに、利用促進に向けて、荷主事業者や運送事業者に対する意識啓発や営業活動を展開する。

2 将来に向けた高い成長性が期待される新産業の創出

少子化・人口減少が進行する中、地域の活力を維持・活性化させるためには、県内外からクリエイティブな人材や生産性の高いDX関連企業が集い、一緒に学び、共創する地域を目指す必要があることから、今後は、四国一の開業率の維持を図りつつ、創業される企業の「質」にもこだわり、支援を展開する。

また、コロナ禍を経て急速に進展するデジタル化等の社会経済情勢の変化を捉えつつ、次代を見据えて、若手IT起業家の創出など新ビジネス・スタートアップの育成や、GX（グリーントランスフォーメーション）など、今後成長が期待される産業分野に挑戦する企業への積極的な支援を展開する。

①愛媛で起業を志す県内外の人材を積極的に発掘・誘致し、スタートアップを支援する「愛媛グローバル・フロンティア・プログラム (EGF)」の推進により、令和7年度までに180件の創業を目指し、若年層の起業家精神の醸成や女性による創業の促進に取り組むほか、愛媛発のスタートアップを創出するための育成プログラムを展開し、四国一のスタートアップ県を目指す。

②優れた技術やノウハウを有する県内企業と、IT・バイオ・ロボットなどのテクノロジーを活用して事業を行う首都圏や関西圏等のスタートアップとの産業の枠を超えた共創による新事業の創出を支援するほか、愛媛大学と連携した大学発スタートアップ支援の強化を検討する。

③地域経済の持続的な成長を目指し、県内情報通信業の活性化を図るため、プログラミング技術や起業家に求められる知識・マインド等を習得できる短期合宿形式での講座「えひめIT起業のススメ七十日間登竜門 (DRAGON) 研修」を実施し、地域課題の解決を図ることが可能な若手IT起業家を創出する。

④拡大する脱炭素ビジネスマーケットを展望し、2050年カーボンニュートラル実現の切り札とされ、今後の成長が見込まれる洋上風力発電市場への、コンソーシアムを核とした、今治市の造船業や船用機械製造業、新居浜市・西条市を中心とする金属加工業などの県内ものづくり企業の参入支援を通じて、脱炭素ビジネスを創出する。

【再掲】

⑤トライアングルエヒメをフックとして県外IT関連企業等呼び込み、「トライアングルベース」や建替後の県庁第二別館に整備する官民共創拠点の活用に加え、県内外の民間オープンイノベーション施設やベンチャーキャピタル・地元金融機関等と連携して県内企業との共創を促進し、産学金官が一体となった新産業の創出やスタートアップの育成に取り組む。

3. 県における産業の振興に係る予算の状況

県の一般会計における商工費の当初予算の推移は以下のとおりです。

商工費の当初予算の推移

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
商工費	47,790	85,029	75,460	82,552	115,359

(令和2年度～令和4年度の「当初予算の概要」及び令和5年度～令和6年度の「当初予算(案)の概要～計数資料編～」の「参考資料」を利用し作成)

4. 監査対象の選定(個別の事業の選定)

(1) 経済労働部の事業費の状況

令和6年度における経済労働部の課別の事業費は以下のとおりです。(単位:千円)

部局課名	予算(最終)	支出済額
経済労働部		
産業雇用局		
産業政策課	5,500,493	4,194,153
企業立地課	5,250,842	5,195,982
労政雇用課	1,295,538	1,157,633
産業支援局		
産業創出課	2,489,054	1,310,317
産業人材課	619,367	438,450
経営支援課	113,003,151	112,693,316
合計	128,158,445	124,989,851

(出典:県提出資料「令和6年度事業一覧_経済労働部」より監査人が千円単位で集計)

(※)上表には「愛のくに えひめ営業本部」の事業費が含まれております。

(2) 監査対象とする事業の選定について

経済労働部に対し、令和6年度に実施された事業について照会し、回答を得ました。この中から、監査の効果等を考慮し監査対象を選定しました。

経済労働部の各課の監査対象の選定結果は、下記の表のとおりです。

部局	予算主管課等	事業件数	選定件数
経済労働部 産業雇用局	産業政策課	38	9
	企業立地課	9	2
	労政雇用課	23	4
経済労働部 産業支援局	産業創出課	28	5
	産業人材課	19	8
	経営支援課	22	8
合計		139	36

(出典：県提出データを基に監査人が作成)

(※) 予算主管課等の課名は令和6年度当時のものです。また、上表には「愛のくに えひめ 営業本部」の事業が含まれております。

監査の対象とした事業並びにその予算及び事務執行を所管する部課

監査 No (※)	事業 番号	事業名	予算主管課名
1	5	県外アンテナショップ運営事業費	産業政策課
2	58	営業戦略費	産業政策課
3	64	中国越境EC新市場販路開拓支援事業費	産業政策課
4	67	ものづくり技術営業推進事業費	産業政策課
5	68	インド経済交流推進事業費	産業政策課
6	73	デジタル営業加速化事業費	産業政策課
7	74	成果連動型ビジネスマッチング支援事業費	産業政策課
8	103	核燃料税交付金事業費	産業政策課
9	110	産業用地確保支援事業費	企業立地課
10	111	企業立地促進事業費	企業立地課
11	16	勤労者福祉資金貸付事業費	労政雇用課
12	20	中小企業振興資金貸付金	経営支援課

監査 No (※)	事業 番号	事業名	予算主管課名
13	21	中小企業振興資金利子補給金事業費	経営支援課
14	22	新型コロナウイルス感染症対策金融支援事業費(利子補給金)	経営支援課
15	33	障がい者就労促進事業費	労政雇用課
16	35	ニート就労支援事業費	労政雇用課
17	56	産業技術専門校運営費	労政雇用課
18	96	ポストコロナ経営力強化支援事業費	経営支援課
19	99	中小企業融資円滑化推進費	経営支援課
20	100	新事業創出金融支援事業費	経営支援課
21	41	若年人材育成推進事業費	産業人材課
22	42	中核産業人材確保奨学金返還支援事業費	産業人材課
23	44	女性人材雇用促進・活躍支援事業費	産業人材課
24	46	えひめの女性県内就職促進事業費	産業人材課
25	47	UIJターン就職促進事業費	産業人材課
26	51	地域産業リスクリング支援事業費	産業人材課
27	53	IT人材獲得支援事業費	産業人材課
28	77	愛媛グローバル・フロンティア・プログラム推進事業費	産業創出課
29	80	若手IT起業家創出支援事業費	産業創出課
30	81	産業DXモデル創出事業費	産業創出課
31	8	大阪事務所費	産業政策課
32	9	産業技術研究所維持運営費	産業創出課
33	87	創業・経営基盤強化総合支援事業費	産業創出課
34	89	中小企業団体中央会補助金	経営支援課
35	90	小規模事業経営支援事業費補助金	経営支援課
36	52	デジタル人材育成教育課程等設置支援事業費	産業人材課

(出典：県提出データを基に監査人が作成)

(※) 予算主管課名は令和6年度当時のものです。

(※) 「監査No」は、「第5 個別の事業についての監査結果及び意見」における記載順の番号です。

第3 監査の結果及び意見（総括）

1. 総括

監査の結果、「2. 監査意見（指摘事項及び意見）の一覧」のとおり2項目の指摘事項と90項目の意見を報告します。その中で主なものについては、「3. 監査の結果及び意見の要約」として内容別にまとめて記載しています。大きな項目として、「(1) 契約の経手や方法について」、「(2) 経手のルール化・文書化について」、「(3) 事業評価等（KPI 他）について」及び「(4) 事業の資料の不備への対応について」にまとめ、その中に小さな項目を設けて整理しています

2. 監査意見（指摘事項及び意見）の一覧

指摘事項及び意見の一覧は次のとおりです。下表の「No」は監査意見に付した番号、「要約No.」は本章の「3. 監査の結果及び意見の要約」で該当する項目番号です。

指摘事項			
No	要約 No	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
1	(4)	中小企業振興資金利子補給金事業費	中小企業振興資金設備導入完了報告書について
2	(1) ①	産業技術研究所維持運営費	正当な理由として十分な根拠づけのない随意契約について

意見			
No	要約 No	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
1	(2) ①	補助金等の採択時及び完了時の審査のルールについて	補助金等の採択、完了時の審査の具体的経手のルール化について
2	(2) ①	同上	現地往査時の確認時の具体的経手のルール化について
3	(2) ②	委託料の前払・概算払のルールについて	前金払の具体的運用ルールの設定について
4	(1) ①	電力調達に契約について	競争性を損なう契約経手について
5	(1) ①	同上	公平な電力調達について
6	(1) ①	同上	電力調達における総合評価落札方式の検討について
7	(1) ①	同上	地域の公共施設を有する団体との電力共同調達の協議について
8	(1) ①	同上	県の有する公共施設についての電力一括調達の検討について
9	(3) ②	人件費等を含む事業コスト（事業別フルコスト）の把握について	事業別のフルコストの把握と開示について
10		内部統制について	内部統制の問題点の周知と対応について

意見			
No	要約 No	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
11	(1) ②	県外アンテナショップ運営事業費	公募の要件の明示について
12	(1) ②	同上	運営事業者選定の際の評価方法について
13	(3) ①	同上	KPI の設定方法について
14	(3) ①	同上	KPI の金額の集計方法について
15	(3) ①	営業戦略費	KPI の設定方法について
16	(2) ②	中国越境 EC 新市場販路開拓支援事業	前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について
17	(2) ②	同上	前払金の申請金額の検証について
18	(2) ②	ものづくり技術営業推進事業費	前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について
19	(2) ②	同上	前払金の申請金額の検証について
20	(1) ②	同上	委託事業者の選定方法について
21		同上	予算余剰額の活用について
22	(2) ②	インド経済交流推進事業費	前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について
23	(2) ②	同上	前払金の申請金額の検証について
24	(4)	同上	事業計画の変更に関する資料の提出時期について
25	(1) ②	同上	委託事業者の選定方法について
26		同上	予算余剰額の活用について
27	(2) ②	デジタル営業加速化事業費	前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について
28	(4)	同上	事業者から入手した資料に誤りがある場合の対応について
29		同上	ミーティング等、討議内容の保存について
30	(2) ②	成果連動型ビジネスマッチング支援事業費	前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について
31	(2) ②	同上	前払金の申請金額の検証について
32	(1) ②	同上	企画提案の内容に関する審査の方法について
33	(2) ①	核燃料税交付金事業費	交付にかかる審査について
34	(4)	同上	実績報告書の入手時期について
35	(2) ①	産業用地確保支援事業費	補助対象に係る審査について

意見			
No	要約 No	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
36	(2) ①	企業立地促進事業費	補助対象に係る審査について
37		同上	オフィス立地促進事業における新規雇 用者の扱いについて
38		同上	県の目指す将来像に見合ったメニュー の設定について
39		勤労者福祉資金貸付事業費	県から四国労働金庫への預託金及び関 連金利（預託金額等）について
40		同上	預託金額等の設定・変更に関するルール 等仕組みの構築について
41		同上	四国労働金庫における関係書類の保管 状況の確認について
42		中小企業振興資金貸付金	融資制度要綱への準拠状況と業務執行 管理のための管理簿作成について
43	(2) ①	中小企業振興資金利子補給 金事業費	交付にかかる審査について
44	(2) ①	新型コロナウイルス感染症 対策金融支援事業費（利子補 給金）	交付にかかる審査について
45		障がい者就労促進事業費	不用額の発生原因の分析と対応につい て
46	(3) ①	ニート就労支援事業費	KPI の見直しの必要性の検討について
47		同上	サポートステーションに対する対応記 録の残し方について
48		同上	委託先が1者継続となっている状況に ついて
49	(3) ①	産業技術専門校運営費	県 HP 掲載の主要目標値一覧の基準値と 本報告書の令和4年度 KPI 現状値の関 係について
50		同上	愛媛中央産業技術専門校の就職状況報 告書について
51		同上	委託先が1者継続となっている状況に ついて
52	(3) ①	ポストコロナ経営力強化支 援事業費	KPI の設定方法について
53	(2) ①	中小企業融資円滑化推進費	交付にかかる審査について
54	(2) ①	新事業創出金融支援事業費	交付にかかる審査について
55	(3) ①	若年人材育成推進事業費	事業 KPI の見直しについて
56	(3) ①	中核産業人材確保奨学金返 還支援事業費	事業 KPI 目標値の検討について
57		同上	登録企業及び利用者へのアンケートの 実施について
58		U I J ターン就職促進事業 費	補助金受給学生へのアンケートの実施 について
59		同上	補助金予算の拡充について

意見			
No	要約 No	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
60	(3) ①	同上	事業 KPI の見直しについて
61		地域産業リスクリング支援事業費	リスクリング実践プログラム構築支援事業のフォローアップ及び効果測定について
62		IT 人材獲得支援事業費	スマートマッチング事業の周知拡大について
63		同上	スマートマッチング事業における企業アンケート回収率の向上について
64	(2) ①	同上	IT 人材獲得支援事業費補助金における3年間在籍就業の確認について
65		愛媛グローバル・フロンティア・プログラム推進事業費	一者応札について
66	(4)	同上	仕様書に基づく実施結果の実績報告書記載について
67	(3) ①	同上	事業 KPI の見直しについて
68		若手 IT 起業家創出支援事業費	仕様書及び委託契約書への実施事項の明記について
69		同上	一者応札について
70	(3) ①	産業DXモデル創出事業費	事業 KPI の見直しについて
71		同上	DX 補助事業計画書の策定支援について
72		大阪事務所費	定期的な事務所開設場所の移設の検討について
73		同上	アンテナショップの販売商品のデータ化による分析の検討について
74		同上	アンテナショップの商品棚卸の管理について
75	(3) ②	産業技術研究所維持運営費	施設別のコストの定期的な把握について
76	(1) ②	同上	維持管理付工事発注方式の検討について
77	(3) ①	創業・経営基盤強化総合支援事業費	KPI の原因検証の報告について
78		同上	補助事業の余剰の当初予算措置のなかった費用への転用について
79		中小企業団体中央会補助金	補助事業者の情報公開の継続に向けた指導について
80	(3) ①	同上	より実態に合った KPI の設定について
81	(4)	同上	過年度包括外部監査の意見の趣旨に沿った指導の実施について
82	(2) ①	同上	補助金交付決定時の審査の痕跡の不十分について
83	(2) ①	同上	補助金の額の確定時審査の痕跡の不十分について

意見			
No	要約 No	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
84		小規模事業経営支援事業費補助金	経済センサスに基づく事業者数に応じた補助金額の決定方法の問題点について
85	(3) ①	同上	より実態に合った KPI の検討に向けた適切な情報収集について
86	(3) ①	同上	補助事業者の報告数値を KPI に設定する際における原因分析や協議について
87	(2) ①	同上	補助金交付決定時の審査の痕跡の不十分について
88	(2) ①	同上	補助金の額の確定時審査の痕跡の不十分について
89	(4)	デジタル人材育成教育課程等設置支援事業費	事前着手の承認書に記載されている根拠条項の記載誤りについて
90	(2) ①	同上	実績報告書の審査や補助金交付先への現地確認の際の上席者による確認について

3. 監査の結果及び意見の要約

監査意見の一覧のうち、主な事項を以下に要約しました。

(1) 契約の手續や方法について

① 電力調達契約の手續や方法について

指摘	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
2	産業技術研究所維持運営費	正当な理由として十分な根拠づけのない随意契約について

産業技術研究所及び3つの技術センターでは、研究所及びセンターの開設以来ずっと、電力調達の契約は競争入札を実施しない随意契約によって特定の事業者との契約がなされておりました。電力自由化後も電力供給に中断が生じる恐れがあることを理由として入札を実施しておりませんでした。電力供給の安定性は法的に担保される仕組みがあることからその理由に正当性はないと言え、随意契約が認められる状況ではないと思料致しました。

意見	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
4	電力調達について	競争性を損なう契約手續について
5	同上	公平な電力調達について
6	同上	電力調達における総合評価落札方式の検討について
7	同上	地域の公共施設を有する団体との電力共同調達の協議について
8	同上	県の有する公共施設についての電力一括調達の検討について

個別事業において不適当な判断と言える事案があったことから、電力調達について全庁的な問題の有無を確かめるため追加手續を実施したところ、県の地方局・支局の庁舎では特定業者との長期割引契約（県庁全体で最低維持契約数の定めがあるもの）となる単価の定めに関する契約がなされていることがわかりました。当該長期割引契約の土台である電力供給契約は競争入札を経たうえで実施されたものではなく、四国電力㈱以外との相見積もりを含めた競争原理を働かせる契約手續を経たものでもありませんでした。随意契約はあくまでも競争入札実施の例外であるにも関わらず、適切な入札手續等を実施せずに長期にわたり入札方法に影響を及ぼす契約を結ぶことは競争性を損なう契約手續であったと考えられ、より慎重な判断と適切な手續を行うことが望ましかったと考えられます。

また、県の電力調達契約のほとんどは特定の電力会社で占められておりますが、電力自由化後、地方自治体でも新電力と契約する事案は増えてきており、国や他県の施設では一般競争入札がなされているようです。県でも事案がなかったわけではありませんが、公平な競争環境に

あるとは言えないため、改善を要すると考えられます。

また、行政による電力調達には価格のみを競争する入札だけではなく、環境への配慮を点数に換算する総合評価落札方式の導入の動きもあります。また、地域の公共施設を有する団体との電力共同調達や、複数施設の電力一括調達など、調達コストや事務コストを抑えるための試みもあるようです。県は様々な電力調達の手段について十分に検討していただきたい。

② ①以外の契約の手続や方法について

意見	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
11	県外アンテナショップ運営事業費	公募の要件の明示について
12	同上	運営事業者選定の際の評価方法について
20	ものづくり技術営業推進事業費	委託事業者の選定方法について
25	インド経済交流推進事業費	委託事業者の選定方法について
32	成果連動型ビジネスマッチング支援事業費	企画提案の内容に関する審査の方法について
76	産業技術研究所維持運営費	維持管理付工事発注方式の検討について

東京のアンテナショップでは公募時の仕様書にない事案が発生して最高評価の事業者との合意ができなかった事案が発生したり、事業者の選定に当たって評価項目が公募時の仕様書において周知されていない事項で評価がなされていたりと、公平性に欠ける契約手続が見られました。

また、他の事業では公募はしているものの応募者が1者となり、提案型の入札の意義が薄れる事案が複数見られました。これらの事業は当初から少数応募が想定されていたり、専門的で高度な知識や能力、経験等が求められていたり、公募型よりも指名型の提案型入札の方が向いている事案であった可能性があります。公募が常に最良の手段とは限らないため、他の代替手段も検討することが望ましいです。

それらとは別に、設備保守点検業務の発注先が当初取得後からずっと当初設備工事を受注した業者による一者応札がなされている事案がありました。発注する施設や設備の性質から当初受注した業者によるその後の維持管理も随意契約もしくは入札しても一者入札となることが想定される場合には、入札による競争原理が十分機能せず毎年の入札の事務負担の方が重くなるため、「維持管理付工事契約」など長期の維持管理契約と合わせた工事発注が適するケースがあります。このような契約方式は国土交通省も紹介しており、他の自治体でも試行されているため、このような契約方法が適する事案があった場合には単年度予算主義の原則にとらわれずに長期的な目線で十分な検討を実施していただきたい。

(2) 手続のルール化・文書化について

① 補助金等の手続のルール化・文書化について

意見	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
1	補助金等の採択時及び完了時の審査のルールについて	補助金等の採択、完了時の審査の具体的手続のルール化について
2	同上	現地往査時の確認時の具体的手続のルール化について
33	核燃料税交付金事業費	交付にかかる審査について
35	産業用地確保支援事業費	補助対象に係る審査について
36	企業立地促進事業費	補助対象に係る審査について
43	中小企業振興資金利子補給金事業費	交付にかかる審査について
44	新型コロナウイルス感染症対策金融支援事業費（利子補給金）	交付にかかる審査について
53	中小企業融資円滑化推進費	交付にかかる審査について
54	新事業創出金融支援事業費	交付にかかる審査について
64	IT人材獲得支援事業費	IT人材獲得支援事業費補助金における3年間在籍就業の確認について
82	中小企業団体中央会補助金	補助金交付決定時の審査の痕跡の不十分について
83	同上	補助金の額の確定時審査の痕跡の不十分について
87	小規模事業経営支援事業費補助金	補助金交付決定時の審査の痕跡の不十分について
88	同上	補助金の額の確定時審査の痕跡の不十分について
90	デジタル人材育成教育課程等設置支援事業費	実績報告書の審査や補助金交付先への現地確認の際の上席者による確認について

補助金等については、採択時及び完了時に審査がなされることになっておりますが、上表に記載の事業においては、審査における審議の結果を記す書面はあっても、審議内容や結論に至るまでの判断過程を明確に示す資料はなく、チェックリストのような審査の様式も確認できませんでした。また、交付先への現地確認の際にどのような確認をしたかを明確に示す資料も確認できませんでした。

審議内容や結論に至るまでの判断過程、現地確認の検討過程を残すこと、それらに係るチェックリストを作成することは、審査のノウハウの構築のほかに、審査の平準化を図って公平性

を高めることが期待できます。また、上席者によるチェックや他部門への回付チェック、監査事務局等の内部監査や外部監査による監査の効果や効率性を高めることも期待できます。

近年、補助金等は不正受給の問題が多く発生し、懸念されている中で、担当者の証言以外に審査等の内容が把握できないことは問題のある状況だと考えられますので、県として適切な対応を期待致します。

② 前金払（前払金）の手続のルール化・文書化について

意見	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
3	委託料の前払・概算払のルールについて	前払金の具体的運用ルールの設定について
16	中国越境 EC 新市場販路開拓支援事業	前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について
17	同上	前払金の申請金額の検証について
18	ものづくり技術営業推進事業費	前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について
19	同上	前払金の申請金額の検証について
22	インド経済交流推進事業費	前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について
23	同上	前払金の申請金額の検証について
27	デジタル営業加速化事業費	前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について
30	成果連動型ビジネスマッチング支援事業費	前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について
31	同上	前払金の申請金額の検証について

本報告書で対象となった委託事業のいくつかにおいて、前金払（前払金）が実行されておりました。委託料の前金払については支払額を制限するルールが存在せず、1回あたりの金額や上限額の算定方法などがありませんでした。この点については会計課に確かめたところ、契約書に定めれば全額の前金払もできると解されているとのことで、担当者の判断で企業の求めに応じて無制限に前払を認めることができる現状は県がリスクを負いすぎる危険性があると考えられます。

そのため、事業の資金繰り表や根拠となる証憑（重要な支払の見積書）など申請に必要な書類を定め、委託事業の遂行上で必要な資金であることを証明することを要件に加えるなどして、前金払を伴う契約を締結する際に守るべきルールを定めることが望ましいです。

(3) 事業評価等 (KPI 他) について

① KPI による事業評価等について

意見	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
13	県外アンテナショップ運営事業費	KPI の設定方法について
14	同上	KPI の金額の集計方法について
15	同上	KPI の設定方法について
46	ニート就労支援事業費	KPI の見直しの必要性の検討について
49	産業技術専門校運営費	県 HP 掲載の主要目標値一覧の基準値と本報告書の令和4年度 KPI 現状値の関係について
52	ポストコロナ経営力強化支援事業費	KPI の設定方法について
55	若年人材育成推進事業費	事業 KPI の見直しについて
56	中核産業人材確保奨学金返還支援事業費	事業 KPI 目標値の検討について
60	U I J ターン就職促進事業費	事業 KPI の見直しについて
67	愛媛グローバル・フロンティア・プログラム推進事業費	事業 KPI の見直しについて
70	産業DXモデル創出事業費	事業 KPI の見直しについて
77	創業・経営基盤強化総合支援事業費	KPI の原因検証の報告について
80	中小企業団体中央会補助金	より実態に合った KPI の設定について
85	小規模事業経営支援事業費補助金	より実態に合った KPI の検討に向けた適切な情報収集について
86	同上	補助事業者の報告数値を KPI に設定する際における原因分析や協議について

県では実施する事業評価を行うために、その KPI（重要業績評価指標）を設定し、その目標達成度を測っております。KPI は事業における行動指針の明確化と定量評価に資する指標となりますが、その設定過程や評価後の検証、改善活動といった PDCA サイクルのどこかに問題が生じている場合には、KPI 設定の意義が薄れてしまいます。

本報告書で対象となった事業では、KPI の設定の方法、KPI の水準の合理性、見直しの判断や原因分析の過程などで問題が見つかりました。また、KPI は1事業につき一つが原則とされていますが、複数の KPI を定めることが有用と考えられる事業もありました。

本報告書で対象となった事業は産業振興政策に係る事業であり、具体的な成果が求められる政策的経費が多く、業績評価は厳しく判断すべき事業が多いと考えられます。そのため、県

は KPI を利用した業績評価をより有効に機能させ、事務事業のより効果的な推進や事業の取捨選択に役立てていただきたい。

② その他の事業評価等について

意見	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
9	人件費等を含む事業コスト(事業別フルコスト)の把握について	事業別のフルコストの把握と開示について
75	産業技術研究所維持運営費	施設別のコストの定期的な把握について

行政サービスには、そのサービスを実施するために直接要するコスト(事業費)以外にも、「給与(人件費)」や、「水道光熱費(物件費)」、庁舎の「減価償却費」といった様々なコストが発生しますが、フルコストは、こういった国の行政サービスを「人」、「物」、「事業」の3つの性質に分けて計算したコストの合計となります。

事業別フルコスト情報を把握・開示することで、行政担当者にとっては、自ら担当する事業の費用の全体像の把握が一段と容易になり、当該事業に対するコスト意識が一層高まり、経年変化や他事業との比較を通じた効率化・適正化への取組みを促す効果が期待できるものと考えられますし、事業別フルコスト情報として把握された事業ごとの費用の全体像を県民に情報提供していくことは、県民の行政活動に関する理解の促進につながるものと考えられます。

産業技術研究所及び3つの技術センターでは、施設別のコストを定期的に把握した資料がありませんでした。本報告書の個別事業の記載では支出ベースの施設別のコストを臨時的に把握しましたが、前述のフルコスト情報と合わせて把握することで、これらの施設がそれぞれどれだけの費用をもって運営されているかが、より明確に把握できると考えられます。

このように事業評価や施設評価に資する情報をより多く集めることで、県における事業や施設への資源の配分の判断に役立てていただきたいと思料致します。

(4) 事業の資料の不備への対応について

指摘	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
1	中小企業振興資金利子補給金事業費	中小企業振興資金設備導入完了報告書について

中小企業振興資金利子補給金事業は前向きな投資に取り組む中小企業者を対象としたチャレンジ企業支援資金並びに小規模企業者を対象とした経営安定資金(小口資金)及び小口零細企業資金のうち設備資金に係る利子を補給するものですが、完了時に金融機関から提出される完了報告書の添付書類は各金融機関で統一されておらず、実際提出された資料だけではその写真と領収書等の根拠資料との整合性がとれているかどうかともよくわからない状態のものが見受けられました。

金融機関に任せきりになるのではなく、県としてもしっかりと確認を実施して、疑義が

あれば補足資料を添付してもらするなど、より確実な内容確認を行っていくことが必要と考えられます。

意見	全般的事項又は個別事業の名称	タイトル
24	インド経済交流推進事業費	事業計画の変更に関する資料の提出時期について
28	デジタル営業加速化事業費	事業者から入手した資料に誤りがある場合の対応について
34	核燃料税交付金事業費	実績報告書の入手時期について
66	愛媛グローバル・フロンティア・プログラム推進事業費	仕様書に基づく実施結果の実績報告書記載について
81	中小企業団体中央会補助金	過年度包括外部監査の意見の趣旨に沿った指導の実施について
89	デジタル人材育成教育課程等設置支援事業費	事前着手の承認書に記載されている根拠条項の記載誤りについて

指摘となった上記事業以外にも、事業計画変更の資料の提出時期が実績報告書の提出の直前となっていた事業、実績報告書の提出時期が事業の完了前となっていた事業、報告書の記載内容に明らかにわかる不備があった事業、実績報告書に委託事業の成果となる実績数値の記載がなかった事業、補助金支給対象事業者から目標と実績との乖離の原因分析の報告が書面でなされていない事業、補助事業の事前着手の承認書の根拠条項に誤りがあった事業など、事業の資料に不備が発見されております。中には、過年度の包括外部監査で意見があり、対応済みとされた意見の趣旨を踏まえた適切な対応がなされていなかったものもあり、本報告書の意見を踏まえ、今後不備の再発防止のために適切な内部統制の構築が望ましいです。

第4 全般的事項についての監査結果及び意見

経済労働部の監査対象事業に対する監査の実施過程で気づき、経済労働部以外の部課への監査手続によって識別した、県の全般的事項に係る監査結果及び意見は次のとおりです。

1. 補助金等の採択時及び完了時の審査のルールについて

(1) 県の補助金等の採択時及び完了時の審査のルールの概要

県の補助金の交付のルールとして「愛媛県補助金等交付規則」が制定されている。同規則第5条には「知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。」と採択時の審査等を実施する旨が定められております。

また、同規則第14条には「知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、補助事業等実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」と完了時の審査等を実施する旨が定められております。

(2) 補助金等の採択時及び完了時の審査等のルールに関するヒアリングの内容

経済労働部以外の部課へのヒアリングの内容は以下のとおりです。

ヒアリング内容	<p>(本年度の監査では一部の補助事業しかみてはいませんが)補助金等の採択に審査をする際に、何をどのように審査をしたのかが明確にわかる書面が残されておらず、完了時には完了報告はありましたが、その完了検査調書は具体的な検査内容が何も書かれていない書面でした。</p> <p>採択時又は完了時の審査ではチェックリスト等でどのような審査をしたかはっきりさせることで審査の質が個人任せにならないようにするとともに、上席によるチェックや監査事務局等のモニタリングによるチェックに実行力を持たせるように県としてルール化すべきではないでしょうか。</p> <p>(補助金に限らず、委託料などの重要な支出であっても同様と考えます。)</p>
財政課からの回答	該当なし

	<p>支出時に何をどこまで確認して適否を判断するかは会計事務もしくは内部統制において検討する事項と考える。</p>
<p>会計課からの回答</p>	<p>「愛媛県補助金等交付規則」に規定する補助金等の交付決定時又は補助事業完了時の審査のルール化については、規則所管課において検討されるべきものであり、当課から回答は致しかねます。</p> <p>会計管理者が実際に補助金の支払をするにあたっては、地方自治法第 232 条の 4 に定める、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出の原因となる補助金の交付決定が法令又は予算の定めるところに従いなされているか ・債務が確定しているか(補助金額が確定しているか) <p>を原則、書類により審査しており、各補助金交付要綱の規定に基づく交付決定通知、額確定通知、検査調書のほか、予算書等により、支払に必要な事項の適正性を確認しています。</p> <p>※各課が定める補助金交付要綱において、実績報告書等、補助金額を確定するために必要な書類等の提出を義務付けている。</p> <p>また、補助金以外の支払における会計管理者の確認についても、地方自治法第 232 条の 4 に定める、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出の原因となる契約が法令又は予算の定めるところに従いなされているか ・債務が確定しているか(契約の履行が完了し、支払額が確定しているか) <p>を原則、書類により審査しており、施行伺書、契約書、仕様書(設計書)、検査調書のほか、予算書等により、支払の適正性を確認しています。</p>
<p>ヒアリング内容</p>	<p>(本年度の監査を実施した一部の補助事業について) 現地往査により何らかの確認をしているのかもしれませんが、具体的に何をどのように確かめたのか、まったくわかりませんでした。</p> <p>現地確認をしたかどうかはとても重要で、実態を確かめるためには必要な手続ですが、この痕跡を残さないでも許されるのであれば、個人の裁量によって手を抜くこともできてしまうため、現地確認が十分に機能しなくなるリスクがあります。同時に上席によるチェックや監査事務局等のモニタリン</p>

	<p>グによるチェックが何ら機能しなくなるため、重要な支出に対する内部統制が不十分なのではないでしょうか？県としてルール化すべきではないでしょうか。</p> <p>(補助金に限らず、委託料などの重要な支出であっても同様と考えます。)</p>
財政課からの回答	<p>該当なし</p> <p>支出時に何をどこまで確認して適否を判断するかは会計事務もしくは内部統制において検討する事項と考える。</p>
会計課からの回答	<p>補助事業にかかる実績の確認は、額の確定の基礎となる事柄であり、上述のとおり、その方法は「愛媛県補助金等交付規則」の所管課において検討されるべきものであり、当課から回答は致しかねます。</p> <p>地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査については、会計規則第 164 条の規定及び愛媛県会計規則の運用解釈等第 164 条関係に基づいて取り扱われています。委託料(委託事業)の検査調書については、当該委託契約事務担当者より上位の職員(所属長が指名)が、各事業(例えばイベント等実施や各種の調査、点検、開発、設計等)の成果物や実施結果を実地(実物)又は書面(実施内容が確認できる資料・写真等を添付)にて仕様に適合しているかを確認したうえで作成されているものです。その支払時における会計管理者の確認については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出の原因となる契約が法令又は予算の定めるところに従いなされているか ・債務が確定しているか(契約の履行が完了し、支払額が確定しているか) <p>を書類により審査しています。</p>

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金等の採択、完了時の審査の具体的手続のルール化について(意見1)

「(2) 補助金等の採択時及び完了時の審査等のルールに関するヒアリングの内容」に記載したとおり、会計管理者による一定の確認はされているものの、採択時又は完了時の審査ではチェックリスト等でどのような審査が行われているかを確認するための手続が県としてルール化されていないとのことでした。

チェックリスト等により審査の定型化がされていないということは、審査の質が個人任せになるとともに、なにか問題が起きたときにどのような審査がされていたかを事後的に証明する

こともできず、監査事務局等のモニタリングに審査の内容に対する実行力を持たせることもできないことになります。

県としては、一担当者の判断、一事業課の判断に任せるのではなく、組織として適切なルールを整備し、運用させるよう促すことが望ましいです。

② 現地往査時の確認時の具体的手続のルール化について（意見2）

「(2) 補助金等の採択時及び完了時の審査等のルールに関するヒアリングの内容」に記載したとおり、現地調査においてチェックリスト等でどのような調査が行われているかを確認するための手続が県としてルール化されてはいないとのことでした。

チェックリスト等により現地調査の定型化がされていないということは、調査の質が個人任せになるとともに、なにか問題が起きたときにどのような調査がされていたかを事後的に証明することもできず、監査事務局等のモニタリングに調査の内容に対する実行力を持たせることもできないことになります。

県としては、一担当者の判断、一事業課の判断に任せるのではなく、組織として適切なルールを整備し、運用させるよう促すことが望ましいです。

2. 委託料の前払・概算払のルールについて

(1) 県の委託料の前払・概算払のルールの概要

県の委託料の前払・概算払に関するルールとして、以下の「愛媛県会計規則」第59条関係及び「会計事務の手引き」があります。

「愛媛県会計規則」（抜粋）

（前金払）

第59条 前金払をすることができる経費は、…（略）…。

2 前金払の限度額は、令附則第7条に規定するものを除き、必要最小限度の額とする。

「会計事務の手引き」（抜粋）

3 前金払

(1) 前金払の意義

前金払とは、金額の確定した債務について、相手方の債務履行前又は給付すべき時期の到来以前において、その債務金額を支払うことをいう（運用解釈59）。

（中略）

補助金、負担金、交付金及び委託費

前金払することによってその補助金等の 交付の目的が最も効果的に達成される場合。

（中略）

※ 地方自治法施行令附則第7条に規定する前払金

地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割（地方自治法施行規則附則第3条第1項に規定されているものについては4割、同附則第3項（中間前金払）に規定されている要件に該当するものについては追加で2割）を超えない範囲に限り、前払金をすることができる。

なお、自治令附則第7条は、自治令第163条に規定する前金払についての特例を定めたものである。

（中略）

(2) 前金払の額

前金払の限度額は、地方自治法施行令附則第7条に規定するものを除き、必要最小限度の額としている（会計則59②）。

（中略）

(3) 前金払の要件

前金払は、相手方の債務が履行される前に支払われるものであって、債務完了までの期間に債権金額の増減があれば精算を必要とする。

前金払の支払時期については、契約に定めがなければ、工事着手後かなり時期が経っていてもやむを得ないものと思われるが、一般には履行着手時に支払うべきものである。

(2) 委託料の前払・概算払のルールに関するヒアリングの内容

経済労働部以外の部課へのヒアリングの内容は以下のとおりです。

ヒアリング内容	（今年度監査を実施した事業において）委託料の前払・概算払があり、「愛媛県会計規則に従っている」とのことでしたが、算定方法と上限について決まりにくいように思われます。 ①支払の条件、算定方法や上限などの明確なルールがおありでしたら、ご提示ください。 ②工事契約のような支払にあたっての条件や上限を設ける必要があると考えますが、いかがでしょうか？
財政課からの回答	該当なし 契約における支払条件は会計事務において検討する事項と考える。
会計課からの回答	①前金払の条件・算定方法・上限額については、地方自治法令や県会計規則第59条、県会計規則の運用・解釈等第59条関係に基づいて取り扱われています。そのほか、会計事務の手引きにおいて、特段の事情がない限り、契約締結後に変更

	<p>契約によって前金払の特約を行うことはできないと解されていることに触れており、前金払の採否については、あらかじめ約定しておく必要がある、としています。</p> <p>②地方公共団体が支出をする場合、原則は債務が確定していることを確認しなければ、支出することができませんが、全てについて債権金額が確定してからでないとは支出できないとなると、債権者は、事務・事業の完了まで自己資金で賄わなければならないと不合理な場合が生じることになります。このような不合理を避けるために一定の経費については、債務が確定する前に支払いをすることができるようになっています。この趣旨を鑑みると、工事以外の多様な契約においては、事業内容や事業者（業種・事業規模・財務状況等）が多様多様であり、一律に条件や上限を定めることは、逆に相手方の義務の履行の確保や契約締結が困難な状況を招く恐れもあるため不適当と考えます。前金払の額については、必要最小限度の額について「契約の内容、性質等により適当な額を契約締結の際個々具体的に定めること。」が重要であり、愛媛県会計規則の運用・解釈等第 59 条関係においてその旨を明記しています。</p>
--	--

(3) 監査の結果及び意見

① 前金払の具体的運用ルールの設定について（意見 3）

「(1) 県の委託料の前払・概算払のルールの概要」及び「(2) 委託料の前払・概算払のルールに関するヒアリングの内容」に記載したとおり、委託料の前金払は、「前金払することによってその補助金等の交付の目的が最も効果的に達成される場合」とされており。しかし、事前に契約に定めていれば「必要と認めれば全額を前金払ができる」ものと解されているとのことで、「必要と認める」にあたりどのような書類を根拠にどのような理由で前金払の可否を判断するか明確ではなく、「交付の目的が最も効果的に達成される」と判断する根拠や、必要最小限の金額となっているという根拠が曖昧でも前金払ができてしまうため、一部の関係者の主観的判断に依存してしまう可能性があると考えられます。

工事契約の前金払の場合は、「公共工事を受注した建設企業が工事を続行できなくなった場合に、発注者が支出した前払金が損失とならないよう前払金保証事業会社が保証する」という「前払金保証事業」が存在しますが、それ以外の支出に関しては契約保証金により契約額の 10 分の 1 が担保される仕組み以外はありません。そのため、公共工事以外の前金払については、前金払が損失となるリスクを県がほとんど負うことになると考えられます。

したがって、県は、事業の資金繰り表や根拠となる証憑（重要な支払の見積書）など申請に

必要な書類を定め、委託事業の遂行上で必要な資金であることを証明することを要件に加えるなどして、多額の前金払を伴う契約を締結する際を守るべきルールを定め、多大なリスクを負うことがないように適切な手続を構築していただきたい。

3. 電力調達の契約について

(1) 県の電力調達の概要

県は再生可能エネルギーのひとつである水力発電を実施しておりますが、県の施設・設備に使用する電力の調達は基本的に電力小売業者から購入しております。

県は電力小売業者からの購入にあたっては施設ごと（事業ごと）に予算を割り当て、基本的にはその予算所管課が契約その他の事務を執行しており、契約方法や調達先の選択肢については調達目的等に沿って各事業課が判断しているとのことです。

(2) 県の電力調達に関する入札について

県において令和6年度に契約した電力調達に関する入札は実施されておりました。

県へのヒアリングによる調査によると、令和6年度では県の施設237件すべてについては随意契約を行っており、そのうち四国電力(株)の割合は件数で約95%、支払金額で約99%でした。また、令和6年度において1千万円以上の支出額となる電力調達契約は42件で合計8億円を超え、県の令和6年度の電力調達金額の約55%にあたりますが、そのすべてが四国電力との随意契約となっております。

また、令和3年度には地方局の複数庁舎それぞれにおいて一般競争入札を実施し、新電力と呼ばれる企業が落札したものの、1年経たずに落札企業の電力事業からの撤退によって年度途中で契約が終了し、四国電力(株)に引き継がれる事案がありました。

当該施設の令和4年度の電力調達に係る一般競争入札では有効な入札書を提出する業者がいなかったことから、その後地方局の業務運営に支障をきたすことの無いよう、随意契約により四国電力(株)と電力供給契約を締結したうえで、長期割引契約を締結しており、報告書作成中の時点（令和7年12月時点）において継続中でありました。当該電力供給契約は、地方局・支局庁舎以外の県有施設で令和4年1月より5年間の長期割引契約が適用されていたとのことから当時の総務管理課とりまとめ（「電力調達に係る一般競争入札（試行）の不成立に係る対応について」（令和4年1月））により庁内の了解を得ておりました。

(3) 国や他県他市等の電力調達について

監査人が実施したインターネットでの検索（令和7年12月5日時点）によると、国や自治体等による一般競争入札は実施されているようでした。エネルギー関係の情報を取り扱うある

民間企業のレポート（インターネット記事）によれば、当該企業が独自に収集したとされている令和5年度の「全国の官公庁及び地方自治体などの公共施設向け電力入札データ」では、「新電力による契約金額のシェアは令和4年度が35.8%（389億円）でしたが、令和5年度は69.7%（640億円）と大きく伸びた」とされていました。（ただし、当該データの信頼性については、監査人は未検討であり、参考として提示する指標です。）

また、他の地方公共団体では、監査人が同日に検索した結果では、電力共同調達に合意した自治体（倉敷市など4市）や所管課をまたがる複数施設の電力一括調達を実施する自治体（日野市）もあるようです。

電力調達に係る契約方法については、環境省が総合評価落札方式の導入に向けて検討を実施しており、「電気の供給を受ける契約における 総合評価落札方式の導入について」（令和7年度第3回電力専門委員会 令和7年12月4日）には、「電気の供給を受ける契約における排出係数の低減、再エネの導入拡大等を一層促す観点から、総合評価落札方式の導入に向けた考え方を整理な評価項目・評価方法等の検討」と記載されているほか、地方公共団体の総合評価落札方式導入事例、JESCO（政府出資会社）の導入事例などが紹介されております。

(4) 県の電力調達に関するヒアリングの内容

経済労働部以外の部課へのヒアリングの内容は以下のとおりです。

ヒアリング内容	<p>①県としては、新電力等の四国電力以外の電力小売りを採用した事例はないのでしょうか？</p> <p>②県として、他県や重要な公共的施設を有する団体（民間含む）へ質問等を実施して、一定年以上の安定供給をした実績を有する新電力を含む他の電力小売を検討したことはないのでしょうか？</p> <p>③電力自由化後、地域外電力も購入可能となっておりますが、県として（あるいは特定の施設単位で）四国電力以外を購入するにあたっての弊害はあるのでしょうか？ （高圧電力自由化は20年以上前から、低圧電力自由化はほぼ10年近く前から）</p> <p>④他の自治体では、再生可能エネルギーを使う「地域新電力」があるようですが、県ではとくに検討されていないのでしょうか？</p>
会計課からの回答	電力契約については、供給電力量、コスト、供給継続性、品質など、各庁舎の管理上、最も有利な契約を確保するものと

	<p>して、新電力の参入も可能な一般競争入札によるほか、適正な理由の下で随意契約を行うなど、会計規則に基づく調達手続がなされていれば、適正であるとして会計管理者による支払いをしています。</p>
--	---

(5) 監査の結果及び意見

① 競争性を損なう契約手続について（意見4）

「(2) 県の電力調達に関する入札について」に記載のとおり、県の地方局・支局の庁舎では四国電力(株)との長期割引契約（県庁全体で契約後5年間の最低維持契約数の定めがあり、現在では令和4年1月1日から令和10年12月31日までのもの。）となる単価の定めに関する契約がなされておりました。しかしながら、当該長期割引契約は、初年度は148施設、それ以降は施設数が減るものの最低維持契約数が定められていることにより、一定量の施設について将来の随意契約を実質的に予約する契約となっており、対象となった各施設の所管課としては次年度以降の契約の意思決定を一定程度束縛されるものとなっております。しかし、当該長期割引契約の土台である電力供給契約は競争入札を経たうえで実施されたものではなく、四国電力(株)以外との相見積もりを含めた競争原理を働かせる契約手続を経たものでもありませんでした。

実際、県の地方局・支局の庁舎では翌令和4年度以降の電力供給契約は単年度で結んでおりました。その契約に至った背景を確認したところ、令和3年度に実施した令和4年度分の電力供給における入札において、入札参加可能業者が現れなかったことから、四国電力(株)と随意契約で電力供給契約を締結したうえで、その時点で最も有利な契約条件であった長期割引契約を結んで費用の抑制を図ったことが確認されました。その後、令和4年度には近隣県の状況も踏まえ、県の地方局・支局の庁舎では上述の長期割引契約期間内にあること、また、過去に2回新電力会社の破綻による契約解除が発生したことや現契約の途中解約に伴う違約金発生リスクを鑑み、令和4年度において長期割引契約が締結可能であった令和4年8月1日～令和10年12月31日の期間は、四国電力(株)と電力供給契約を随意契約するという意思決定を行っていたものですが、地方機関等の他事例では電力の安定確保を理由に入札を実施せずに随意契約を継続している事例も見られました。

しかし新電力の企業が不安定といっても、電力の安定確保は電力自由化後の送配電部門分離等により電力安定供給は制度的に担保（最終保障供給（電気事業法第17条3項ほか））されており、令和3年度に県が契約した新電力企業が経営破綻した後に電力供給が途絶えた事実はありませんでした。また、すべての新電力の企業が財務安定性を持たないわけではありませんし、令和4年度には上記地方局・支局の入札において大手新電力のひとつである丸紅新電力株式会社（東京都）が入札参加資格確認申請を県に出していた事実があったことを考慮すると、やり方次第では当企業のように好業績・好財務内容（当企業の決算公告による）の大企業も入札に参加する可能性が十分にあり得ます。

入札のやり方にしても、例えば、一定の財務安定性を持つこと、もしくは安定した電力調達

方法を持っていてそれを電力供給原資とすることを入札条件に加えることもできるかもしれませんが。総合評価落札方式などで電力安定供給できることに評点を与える入札について大型施設や複数施設合同での契約であれば検討の価値があると考えられます。電力であれば長期継続契約ができるため、長期契約の入札を実施することで競争性を高めることも考えられます。

このように、随意契約はあくまでも競争入札実施の例外であるにも関わらず、適切な入札手続等を実施せずに長期にわたり入札方法に影響を及ぼす契約を結ぶことは競争性を損なう契約手続であったと考えられ、今後は長期契約を結ぶ際には慎重な検討と適切な手続を実施すべきと思料致します。

② 公平な電力調達について（意見5）

上記「(2) 県の電力調達に関する入札について」に記載のとおり、令和6年度では随意契約で電力の調達契約を実施した施設の割合は全体の100%にあたり、そのうち四国電力の割合は件数で約95%、支払金額では約99%、令和6年度において1千万円以上の支出額となる電力調達契約は42件で合計8億円を超え、県の令和6年度の電力調達金額の約55%にあたりますが、そのすべてが四国電力との随意契約となっておりました。また、県庁内での電力調達に関する協議は十分に進められておらず、これらを所管する部署もないようです。

ここで「(3) 国や他県他市等の電力調達について」に記載したとおり、国や自治体等の電力調達において新電力がシェアを高めてきていることがうかがえるところ、随意契約で四国の大手電力との契約の割合が高いことは時代に逆行しているともいえることから、県では他の電力小売りからの調達も可能となるように、県庁内での電力調達に関する協議を実施して、各事業課に公平な電力調達を促していくことが望ましいです。

③ 電力調達における総合評価落札方式の検討について（意見6）

上記「(3) 国や他県他市等の電力調達について」に記載のとおり、国では電力調達に係る契約方法については総合評価落札方式の導入に向けて検討を実施しております。環境省が主体になっていることから、環境への配慮を様々な切り口で評点に加えるなどして公共施設での電力調達における総合評価落札方式の採用を進める方向と考えられます。

上記「(1) 県の電力調達の概要」及び「(4) 県の電力調達に関するヒアリングの内容」に記載のとおり、過去に一般競争入札による電力調達により新電力の導入事案はあったものの、県では再生可能エネルギーを扱う新電力の採用を積極的には検討しておらず、総合評価落札方式の導入はしていないとのことです。今後は通常の方法とされる最低価格落札方式の一般競争入札によって電力調達により経済性を高めるだけでなく、国の検討状況を注視しつつ環境配慮型の総合評価落札方式の導入を検討していただくことが望ましいです。

④ 地域の公共施設を有する団体との電力共同調達の協議について（意見7）

県の電力調達において、契約方法や契約相手の選定などについては施設を管理する事業課ご

とに判断されております。しかし、他の地方公共団体では、電力共同調達に合意した自治体も出てきており、水面下で電力共同調達に向けた協議を実施する地方公共団体も出てきているのではないかと推測されます。

県としては、電力価格が年々高くなってきている背景を踏まえて、広域連携による電力調達への協議をすすめることで、より経済的・効率的な方法を検討していただきたい。

⑤ 県の有する公共施設についての電力一括調達の検討について（意見8）

県の電力調達において、契約方法や契約相手の選定などについては施設を管理する事業課ごとに判断されております。しかし、他の地方公共団体では、所管課をまたがる複数施設での電力一括調達を実施した自治体も出てきており、水面下で電力一括調達に向けた検討を実施する地方公共団体も出てきているのではないかと推測されます。

県としては、電力価格が年々高くなってきている背景を踏まえて、県有施設の電力調達の方法の多様化を行い、より経済的・効率的な方法を検討していただきたい。

4. 人件費等を含む事業コスト（事業別フルコスト）の把握について

(1) 人件費等を含む事業コスト（事業別フルコスト）について

行政サービスを行うには、そのサービスを実施するために直接要するコスト（事業費）以外にも、サービスを行う公務員の「給与（人件費）」や、電気代・水道代などの「水道光熱費（物件費）」、使用している庁舎の「減価償却費」といった様々なコストが発生します。

フルコストは、こういった国の行政サービスを「人」、「物」、「事業」の3つの性質に分けて計算したコストの合計となります。

県においては人件費や諸経費は「総務費」として一括して計上されており、個別事業ごとに人件費や諸経費を含めた人件費等を含む事業コスト（事業別フルコスト）を集計・把握されておりません。

一方、財務省からは「事業別フルコスト情報の把握と開示について」（令和3年1月25日 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会）を公表して、国は個別事業のフルコストについて省庁ごとに開示しています。また、国は算定したフルコストに単位あたりコストや間接コスト率、自己収入比率等の指標を設定し、開示しています。

「事業別フルコスト情報の把握と開示について」では、以下のとおり「事業別フルコスト情報の意義・目的」について記載されております。（ただし、下線部は監査人によるもの）

事業別フルコスト情報の把握と開示について

(1) 事業別フルコスト情報の意義・目的

国は様々な行政活動を行っている。行政活動を効率的かつ適正に行っているかを測るためには、これらに要する費用を適切に把握することが重要である。これまで、国においては、各省等の個別の政策分野を表す中程度の政策目標を基本単位として政策別コスト情報を作成してきたが、コストの集計単位が大きく、当該単位で分析しようとした場合に、政策に投入されたコストと定量化されたアウトプット・アウトカムとの比較等が行えず、予算のPDCAサイクルに活用されていなかった。

このような経緯を踏まえると、事業別フルコスト情報は、個別に分析が可能となる作成単位とすることや、発生主義の視点等から行政サービスの効率化や適正化に資する事業を選定することが重要である。

具体的には、単位当たりコスト等の各種指標を用いることにより、資源配分の効率性、受益者負担の適正性といった検証が可能となる事業や、減価償却資産を保有する事業、フルコストに占める人件費の割合が高い事業など、事業費のみでは実質的な単位当たりコストの把握が困難である事業を重点的に選定すべきである。

事業別フルコスト情報を把握・開示することで、行政担当者にとっては、自ら担当する事業の費用の全体像の把握が一段と容易になり、当該事業に対するコスト意識が一層高まり、経年変化や他事業との比較を通じた効率化・適正化への取組みを促す効果が期待できるものと考えられる。

また、事業別フルコスト情報として把握された事業ごとの費用の全体像を国民に情報提供していくことは、国民の行政活動に関する理解の促進につながるものと考えられる。

このような考え方のもと、各省等が事業の実施主体であり、事業に係る予算の執行責任を負っていることを鑑みれば、事業別フルコスト情報の把握・開示は、まずは各省等が自らの行政活動の効率化・適正化の検討や、予算のPDCAサイクルに活用することが適当である。その上で、予算編成での活用や、国民に対する情報開示の一層の充実につなげていくことも念頭に置くことが適当である。

事業別フルコスト情報の作成に当たっては、情報の集計・開示の作業に係る事務負担を考慮する必要がある。そのため、適切な算定方法等を設定し、円滑に事業別フルコスト情報を作成できるようにすることが重要である。なお、各省等の事業の特質に応じて、より有効と判断される算定方法等も選択できる配慮も必要である。

(2) 人件費等を含む事業コスト（事業別フルコスト）に関するヒアリングの内容

経済労働部以外の部課へのヒアリングの内容は以下のとおりです。

ヒアリング内容	(経済労働部の事業に限りませんが、) 現状の各事業費は人件費や諸経費(部門共通費に相当する費用)が含まれておらず、各事業の実質規模が分からない状態であり、一定基準で
---------	--

	<p>按分して実質コスト・全コストを把握する必要があるとの認識が質問をした担当課にもあったようですが、人的リソース的に困難とのことでした。</p> <p>①県としては、事業別の人件費等の間接費を按分されたフルコストの把握はできているのでしょうか？</p> <p>②事業の改廃を考えるためには、フルコストの把握してその事業にどの程度の人員リソースが割かれているのかを把握するべきだと考えますが、いかがでしょうか？</p>
財政課からの回答	<p>①財政課では事業別の全コストは把握していない。</p> <p>②事業への人員配分は各課、各部局のマネジメントにより実施しており、財政課としてはKPI マネジメントやビルド&スクラップの推進により適切な人員や財源の配分を促している。</p>

(3) 監査の結果及び意見

① 事業別のフルコストの把握と開示について（意見9）

「(2)人件費等を含む事業コスト（事業別フルコスト）に関するヒアリングの内容」に記載のとおり、県では事業別の人件費等の間接費を按分されたフルコストの把握されていないとのことです。

しかし、「(1)人件費等を含む事業コスト（事業別フルコスト）について」において紹介した「事業別フルコスト情報の把握と開示について」の「事業別フルコスト情報の意義・目的」の下線部に書かれている内容は、国民にとっての意義に関する記載にはなっているものの、県民にとっても検討の価値があるものだと考えられます。

今後は同資料の二重下線部に記載されているように費用対効果にも配慮しつつ、事業別の人件費等の間接費を按分されたフルコストの把握や単位あたりコスト（例えば、利用者一人あたりコストや県民一人あたりコスト）のような指標の分析を行ったうえで、県民への開示も検討することが望ましいです。

5. 内部統制について

(1) 地方公共団体における内部統制

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）によると、「地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであると考えられる。」とされており

ます。

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(P 4～5)では、地方公共団体における「内部統制の目的」として、以下の4つを挙げております。

○業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行すること

○報告の信頼性の確保

組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を組織内外に向けて確保すること

○業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守すること

○資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること

また、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(P 5～11)では、地方公共団体における「内部統制の6つの基本的要素」として、以下を挙げております。

○統制環境

組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、それぞれに影響を及ぼす基盤

○リスクの評価と対応

組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセス

(リスク評価の対象となるリスクには、不正に関するリスクも含まれる)

○統制活動

長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続

○情報と伝達

必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること

○モニタリング

内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。モニタリングにより、内部統制は常に監視、評価及び是正されること

○ICT(情報通信技術)への対応

組織目的を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のICTに対し適切に対応すること

(2) 県における内部統制について

本年度の監査を通じて監査人が把握した県の内部統制における気付事項は以下のとおりです。

問題が見られる基本的要素	内部統制の目的達成への影響
<p>「補助金等の採択、完了時の審査の具体的手続のルール化」など複数の監査意見において把握したとおり、担当職員の個人的な経験や能力への依存が見られる。 (「統制環境」もしくは「統制活動」の不備の可能性)</p>	<p>「担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図る」という「業務の効率的かつ効果的な遂行」の目的達成を妨げている可能性がある。</p>
<p>「前金払の具体的運用ルールの設定について」など複数の監査意見において把握したとおり、担当職員の裁量の幅があるルールとなっていることによって県が高いリスクを負う可能性がある。(「リスクの評価と対応」の不備の可能性)</p>	<p>「税を主な財源として取得された資産である財産及び現金が不正に又は誤って取得、使用及び処分された場合、地方公共団体の財産的基盤や社会的信用に大きな損害や影響を与える可能性があるため、これらを防止するための体制を整備する」という「資産の保全」の目的達成を妨げる可能性を考慮に入れていない。</p>
<p>「補助金等の採択、完了時の審査の具体的手続のルール化」など複数の監査意見において把握したとおり、担当職員によるチェック過程が書面に残されていないために、直属でない上席によるチェックや他部門による牽制といった「日常的モニタリング」や「独立的評価」によるモニタリング(内部監査など)が適切に機能しない可能性がある。(「モニタリング」の不備の可能性)</p>	<p>「内部統制の有効性を継続的に検討・評価すること」及び「日常的モニタリングでは発見できないような組織運営上の問題がないかを、別の視点から評価すること」というモニタリング活動による内部統制の不備の発見活動、それに伴う改善活動の妨げになっており、「業務の効率的かつ効果的な遂行」、「業務に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」の目的達成を妨げている可能性がある。</p>

(3) 監査の結果及び意見

① 内部統制の問題点の周知と対応について (意見 10)

「(2) 県における内部統制について」に記載されているとおり、監査人が把握した県の内部統制における気付事項は、内部統制上の問題点であると考えております。これらはこの報告書に記載された論点だけではなく、同様の問題点が他の論点でも存在する可能性についても考慮に入れなければならないとも考えております。

したがって、監査人が把握した県の内部統制における気付事項は、個別の論点として特定

の部署（例えば内部統制の推進を所掌する部署）だけが検討するのではなく、県庁全体の責任者等が集まる場で周知をいただき、対応をいただくのが望ましいです。

また、今一度、内部統制の目的等も同様の場で周知していただき、内部統制の推進を所掌する部署だけではなく、各事業を推進する部課やそれらを牽制する管理部門に相当する部局も内部統制に対する責任があることをご認識いただき、それぞれの業務を実施する過程で把握したルールの問題やその改善について協議できる庁内の体制を構築していただくことが望ましいです。

第5 個別の事業についての監査結果及び意見

各個別の事業に関する監査結果及び意見は次のとおりです。

1. 県外アンテナショップ運営事業費

(1) 事業の概要

所管課					
産業政策課（営業本部）					
事業の概要					
<p>県外アンテナショップ運営事業とは、愛媛・香川両県で東京に設置したアンテナショップにおいて、特産品の展示販売、郷土料理・食材の提供、観光案内を通して、県産品の販路拡大と観光振興につなげることで、本県のイメージアップを図る事業であります。</p>					
事業 KPI の概要と指標					
<p>アンテナショップで特産品の展示販売、郷土料理・食材の提供等を実施することにより、県産品の認知度向上及び販売拡大を図ります。</p> <p>アンテナショップ売上額 (KPI の指標) (単位：千円、%)</p>					
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和3年度	時点/期間	令和3年～令和4年	令和4年～令和5年	令和5年～令和6年
現状値	320,451	目標値	540,000	540,000	540,000
		実績値	456,817	516,470	561,984
		達成率	84.6	95.6	104.1
(要因分析)					
<p>都内中心部の人流の復調により、宴会（一次会）需要がコロナ前の水準に戻ってきていることに加え、物価高等を受けてメニュー価格等を見直した結果、客単価が向上したことで、昨年度よりも増加し、売上は過去最高となりました。</p>					
細施策 KGI の概要と指標					
<p>県営業本部関与成約額 (KGI の指標) (単位：千円、%)</p>					
KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和3年度	時点/期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	22,548,417	目標値	20,000,000	26,000,000	29,000,000

	実績値	24,764,401	28,314,250	30,701,543
	達成率	123.8	108.9	105.9

(要因分析)

大型フェアの全国展開や展示会等への出展、各種商談機会の創出に加え、新規取引先の開拓、戦略的なEC施策等に積極的に取り組んだ結果、前年度対比8%増となり目標値を達成するとともに、令和8年度の目標値300億円を2年前倒しで達成することができました。

根拠法令

—

(出典：「令和6年度 事後評価シート(事務事業)」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	56,947	54,499	54,032
補正予算額(増減)	—	—	—
計：現年予算額	56,947	54,499	54,032
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計：予算現額	56,947	54,499	54,032
決算額	55,460	53,718	53,167
翌年度繰越額	—	—	—
不用額※	1,487	781	865

※不用額が発生しているのは、県独自の販促活動等に要する経費を削減したことによるものです。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
使用・賃借料	43,847	物件賃借料
その他	9,320	運営協議会経費等
合計	53,167	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	25,491	
その他	27,675	
合計	53,167	

(5) 監査の結果及び意見

① 公募の要件の明示について（意見 11）

当事業のうち、アンテナショップ2階の飲食ブースの公募に際し、現運営事業者である T 社以外にも 5 社が応じており、合計 6 社の提案に対して、5 名の選定委員による評価がなされ、その結果、現運営事業者に決定となりました。

所管課から当時の選定結果の概要資料を入手・閲覧したところ、選定委員による評価結果では、当初 T 社よりも評価点が高い事業者があったものの、その後出店の際の条件面で該当事業者との合意ができず、次点で評価点が高かった現運営事業者に決まったという経緯が分かりました。評価点では両者の差は僅かなものでしたが、該当の 2 社の評価点は他の応募者と比べても高い水準で競っており、本来であれば別の事業者が運営事業者になっていた可能性があったこととなります。

この状況の発生要因を所管課に確認すると、仕様書にない事項が発生したため鋭意打合せを行ったものの合意ができなかった旨の回答を頂いています。

複数社から提案を受け、せっかくの高い評価がされる内容であったことを考えると、勿体ない状況だったと思います。合意に至らなかった事項は、当初の仕様書或いは契約書等に明示し、公募の段階で応募者に周知していれば十分回避できたものと思われ、事務手続としても無駄な作業が発生したこととなります。

公募の際には、余程の想定され難い状況を除いて網羅的に要件を定めることが必要と考えます。当事業は過去から継続して実施されているものであり、発生する可能性のある事項については一定の知見を持っていたと推測されます。

仕様書や契約書等の作成段階で、見直しが不十分だったことも要因の 1 つだった可能性があり、公募の際の要件の設定と関連する書類の記載については、都度適切な見直しを行うことが望ましいです。

② 運営事業者選定の際の評価方法について（意見 12）

飲食ブースの運営事業者である T 社からは、当事業の付帯提案としてアンテナショップ以外の場所で、県産品である工芸品及び飲食の販売ブース運営の提案を受けています。

当該提案は、県と県産品の認知度向上という点では有益なものだったと思います。一方で、次の問題点があると思われれます。

I) 事業者選定の際の評価において、当初の公募の要件にない事項が評価された結果、仕様書

等周知された内容だけなら他の事業者が運営事業者に選定された可能性があり、選定結果に影響を与えていると思われる。

Ⅱ)本来はアンテナショップ運営とは別の事業とも考えられ、運営事業者の選定方法の選択も含めて別に検討する必要があると思われる。

当事業により、県への収入も期待され、KPI の向上にもつながるという判断で当該状況になったようです。

事業者の選定にあたっては公平性も必要で、評価の対象にするのであれば当初から全ての応募者に該当の内容が周知されるよう仕様書等に明記することが望ましいです。

③ KPI の設定方法について (意見 13)

前述の「(1)事業の概要」に記載のとおり、KPI はアンテナショップでの物販及び飲食の合計の売上高として設定されています。アンテナショップは愛媛県と香川県の共同店舗であり、レジも共通となっています。また、飲食に関しては両県のメニューが混在しています。

そのため、KPI としている売上高については、本来は愛媛県分と香川県分を区分したいところですが、現状は一体で把握し、目標値として設定しています。飲食については区分が非常に難しいことから現状やむをえないところがありますが、物販についてはバーコード管理もしているとのことから、区分管理できる可能性があると思われます。

これらを総合すると、KPI は2つ設定し、具体的には物販における愛媛県分の売上高と、飲食については現状の両県合算という形が理想だと考えます。

現状、KPI については1つしか公表しないようですが、他の事業では公表する KPI は1つでも実態はメニューごとに設定・管理している例があります。当事業でもアンテナショップ全体での売上高ではなく、より実態を表す KPI の設定が望ましいです。

④ KPI の金額の集計方法について (意見 14)

KPI の内容については前述の「(1)事業の概要」に記載のとおりですが、当該金額は売上データそのものの集計であり、最近の物価高騰等の影響を加味しない内容となっています。表面上は増加傾向にありますが、所管課からは、来店人員数やアイテム数という点では必ずしも右肩上がりではないとの説明もお聞きしているところです。

技術的には難しいところですが、市況の変化が売上高に影響している部分を考慮した KPI の把握が理想だと思います。KPI の数値の集計については、実態をより適切に表すものが選定される必要があります。今後の KPI 見直しの際には物価変動の影響を反映した数値とすることが望ましいです。

2. 営業戦略費

(1) 事業の概要

所管課					
産業政策課（営業本部）					
事業の概要					
<p>営業戦略費は、平成 24 年度に設置した「愛のくに えひめ営業本部」において、県内生産者・事業者、市町、関係団体等との「オール愛媛」体制で、本県産品等の販路開拓・販路拡大のため、生産者・事業者等の営業の「補助エンジン」として、国内外における商談会やフェア等の開催、バイヤー等に対する個別営業等を多面的に展開し、実需の創出による地域経済の活性化を図る事業であります。</p>					
事業 KPI の概要と指標					
<p>商談会やフェア等の開催、バイヤー等に対する個別営業の実施により、県内事業者へのビジネス機会の提供を図ります。</p> <p>商談会・フェア等への参加事業者数（延数）</p> <p>（KPI の指標） （単位：件、％）</p>					
KPI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 3 年度	時点 / 期間	令和 3 年～令和 4 年	令和 4 年～令和 5 年	令和 5 年～令和 6 年
現状値	6, 200	目標値	6, 000	7, 400	8, 000
		実績値	7, 388	7, 982	8, 172
		達成率	123. 1	102. 2	102. 2
<p>（要因分析）</p> <p>大手量販店における大規模フェアの全国展開や、首都圏等での展示会出展、新規取引先の開拓やバイヤー招聘によるマッチング強化等に取り組んだことにより、KPI を達成しました。</p>					
細施策 KGI の概要と指標					
<p>県営業本部関与成約額</p> <p>（KGI の指標） （単位：件、％）</p>					
KGI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 3 年度	時点 / 期間	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
現状値	22, 548, 417	目標値	20, 000, 000	26, 000, 000	29, 000, 000
		実績値	24, 764, 401	28, 314, 250	30, 701, 543
		達成率	123. 8	108. 9	105. 9

(要因分析) 大型フェアの全国展開や展示会等への出展、各種商談機会の創出に加え、新規取引先の開拓、戦略的なEC施策等に積極的に取り組んだ結果、前年度対比8%増となり目標値を達成するとともに、令和8年度の目標値300億円を2年前倒しで達成することができました。
根拠法令
—

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	13,458	13,458	12,577
補正予算額(増減)	—	—	—
計：現年予算額	13,458	13,458	12,577
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計：予算現額	13,458	13,458	12,577
決算額	12,786	12,840	11,615
翌年度繰越額	—	—	—
不用額※	672	618	962

※不用額が発生しているのは、販促資材の作成や発送等に要する経費を節減したことによるものです。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	5,626	催事運営委託
旅費	3,894	企業訪問、営業活動
その他	2,095	
合計	11,615	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	11,615	
その他	—	
合計	11,615	

(5) 監査の結果及び意見

① KPI の設定方法について（意見 15）

前述の「(1)事業の概要」に記載のとおり、KPI は商談会・フェア等への参加事業者数としています。現在の数値は、現地実施・対面型のものと同様にオンライン商談会等種々のタイプを合算した数値となっています。

監査の過程では、県民に公表している令和5年度から令和8年度までの期間に係る愛媛県総合計画(通称：未来につなぐえひめチャレンジプラン、以下当意見において「チャレンジプラン」とします。)との親和性も検討しています。チャレンジプランの政策4で、政策の方向性として今後のデジタル技術の活用や企業・事業者の生産性向上を謳っているところであり、近年の商談会でもオンラインの活用など従来にない実施方法の有無も所管課にお聞きしました。

その中で、オンライン商談会とそれ以外の方法による商談会の区分管理などの実態をお聞きしています。所管課からは、参加者数の把握等に関し当該区分管理をしていること、生産性向上の観点でデジタル技術活用のケースも重要と認識していること、商談の内容やステージによりリアル型の商談が有効な場合もあるのでハイブリッド型で進めることが重要との説明を受けております。

この状況を踏まえると、参加者数全体の KPI 同様、デジタル技術活用型の参加者数を指標として公表することも有用と思われます。現にデジタル関連の成約額も増加しており、公表する指標としても適当と考えます。理想は2つの KPI を公表することですが、現状は当事業以外でも KPI については1つしか公表しない方針のようです。より事業の成果を表す方法として、複数の KPI を公表することが望ましいです。

3. 中国越境 EC 新市場販路開拓支援事業

(1) 事業の概要

所管課				
産業政策課				
事業の概要				
本事業は、世界最大の EC 市場である中国でデジタルマーケティングを駆使した販路開拓を推進するため、中国の EC サイトに愛媛特設ページを設置するとともに、中国市場で主流となっているライブコマースの活用や、BtoC に加えて BtoB 販売の拡大等を図ることにより、県産品の販路拡大（＝県内企業の輸出支援）を図るものであります。				
事業 KPI の概要と指標				
中国越境 EC サイトでの県関与成約額 (KPI の指標) (単位：千円、%)				
KPI 種別	上がると良い 指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度

時点・期間	令和3年度	時点 /期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現状値	0	目標値	50,000	125,000	165,000
		実績値	48,490	111,625	140,980
		達成率	97.0	89.3	85.4

(要因分析)

ALPS 処理水放出に伴う中国の輸入規制の長期化や中国経済減速の影響等により、目標値を達成できていませんが、中国で主流となっているライブコマースによるプロモーションや、ECサイトの商流と商品ラインナップを活用した BtoB での県産品の販路拡大により、着実な売上向上を図ることができました。

細施策 KGI の概要と指標

県営業本部関与成約額

(KGI の指標)

(単位：千円、%)

KGI 種別	上がると良い指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和3年度	時点 /期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現状値	22,548,417	目標値	20,000,000	20,000,000	20,000,000
		実績値	24,764,401	28,314,250	30,701,543
		達成率	123.8	108.9	105.9

(要因分析)

大型フェアの全国展開や展示会等への出展、各種商談機会の創出に加え、新規取引先の開拓、戦略的な EC 施策等に積極的に取り組んだ結果、前年度対比 8% 増となり目標値を達成するとともに、令和 8 年度目標値 300 億円を 2 年前倒しで達成することができました。

根拠法令

—

(出典：「令和 6 年度 事後評価シート (事務事業)」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	82,425	82,410	67,712
補正予算額 (増減)	—	—	—
計：現年予算額	82,425	82,410	67,712
前年度明許繰越額	—	—	—

流用額	-	-	-
計：予算現額	82,425	82,410	67,712
決算額	81,892	82,292	66,984
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	533	118	728

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
旅費	1,558	現地イベント運営等
委託料	65,392	事業運営委託
その他	34	
合計	66,984	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	-	
一般財源	66,984	
合計	66,984	

(5) 監査の結果及び意見

① 前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について (意見 16)

当事業では、事業の遂行にあたり事業者からの申請を受け、当該申請内容を検討した結果相当と認める場合は、委託料の全部又は一部を前払できる制度を設けています。当該制度は、委託契約書 15 条を根拠とし、申請書についても、業務の仕様書とともに様式第 5 号として一定の書式と、手続の方法(知事承認等)を定めています。

当該前払金の制度に関して、規程等からは回数、1回あたりの金額や上限額の算定方法(以下、当意見において「算定のルール」とします。)が不明だったため産業政策課に現状を確認しました。当該前払金の支払方法等については、会計規則に従っている旨の回答を得ています。

確認の結果、算定のルールとして上限等はなく、事業者からの申請内容が正当であればその申請額を支出することが分かりました。なお、当事業の実施状況を個別に検討したところ、少額の広告等周知に係る経費の支出として実際に申請がなされ、2,420 千円の前払金が認められています。

この点、算定のルールがないことに関して次の懸念を持つところです。

- I) 前払金が委託料を超えることはないが、未経過の業務に対する前払金が発生する可能性がある。まだ受けていない役務提供等に対して委託料の一部を支払うことになり、金額の歯止めがない。

Ⅱ) 委託先が事業途中で倒産等による事業の継続が不可能になった場合、前述Ⅰの状況の結果、今後の事業遂行が期待出来ないにもかかわらず、支出した委託料が回収できなくなる恐れが高い。

当案件では、前述のような未経過の業務に対する前払金は発生していません。そのため、懸念する問題は顕在化していませんが、起こり得る事象に対して予め対処できるように前払金の策定に関するルール設定が望ましいです。

② 前払金の申請金額の検証について（意見 17）

前払金の申請にあたり、事業者は前意見（前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について）にも記載の申請書様式を使用し、所定の手続を経て前払金が認められていますが、申請金額の積算根拠に関して、検証可能な資料の徴求が行われておらず、それでも前払いの申請は相当として事業者に該当の金額が支払われていました。当該手続は、事業者からの申請が令和6年6月5日、産業政策課の起案は同年6月5日、決裁が同年6月5日の状況でした。

申請内容及び金額の適切性を検証しようとする場合、追加で事業者にヒアリングすることが必要なケースもありますが、基本的には提出された基礎資料により判断がなされるものと思います。当案件では、内容は申請書だけでも検証可能かもしれませんが、金額の妥当性は別途追加資料が必要だったのではないのでしょうか。申請書の記載だけでは確認できない、金額の積算根拠についても資料徴求が望ましいです。なお、添付資料として入手することが実務的かと思いますので、添付資料として徴求する資料は予め一定のものを定めておくべきと考えます。

4. ものづくり技術営業推進事業費

(1) 事業の概要

所管課			
産業政策課			
事業の概要			
大手企業とのマッチング機会を通じ、県内ものづくり企業の優れた技術力の知名度向上を図るとともに、今後成長が見込まれる分野（脱炭素、建築等）を中心に、積極的に販路拡大に取り組む県内企業を支援することで、大手企業等との商談展開を促進し、中小企業の振興と地域経済の活性化を目指します。			
事業 KPI の概要と指標			
(KPI の指標)			
本事業による県関与成約額（年間）		（単位：億円、%）	
KPI 種別	上がると良い指標	令和5年度	令和6年度

時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和5年度	令和6年度
現状値	17.3	目標値	18.4	19.4
		実績値	25.9	27.1
		達成率	141.1	139.9

(要因分析)

本事業では、大都市圏で開催される集客力の高い展示会への出展や、大手企業とのマッチングを実施することにより、県内各地の「ものづくり」企業の全国的な知名度向上と新規取引先の開拓を支援することで、上記成約額を獲得しました。

細施策 KGI の概要と指標

県営業本部関与成約額

(KGI の指標)

(単位：千円、%)

KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
		時点 /期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	22,548,417	目標値	20,000,000	26,000,000	29,000,000
		実績値	24,764,401	28,314,250	30,701,543
		達成率	123.8	108.9	105.9

(要因分析)

大型フェアの全国展開や展示会等への出展、各種商談機会の創出に加え、新規取引先の開拓、戦略的な EC 施策等に積極的に取り組んだ結果、前年度対比8%増となり目標値を達成するとともに、令和8年度目標値 300 億円を2年前倒しで達成することができました。

根拠法令

—

(出典：「令和6年度 事後評価シート (事務事業)」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	38,431	38,442	36,751
補正予算額 (増減)	-	-	-
計：現年予算額	38,431	38,442	36,751
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-

計：予算現額	38,431	38,442	36,751
決算額	38,347	37,436	33,457
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	84	1,006	3,294

※不用額が発生しているのは、業務実績による精算額の増加に備えて、予算を算定しているためです。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	72	備品等
旅費	1,564	企業訪問等
役務費	36	通信料
委託料	31,785	事業運営委託
合計	33,457	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	-	
一般財源	33,457	委託料等
合計	33,457	

(5) 補足事項（事業に関連する写真等）

令和6年大型展示会への県ブース出展等支援事業 機械要素技術展（6月：東京ビッグサイト）	令和6年大型展示会への県ブース出展等支援事業 建築・建材展（3月：東京ビッグサイト）
	

(6) 監査の結果及び意見

① 前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について（意見 18）

当事業では、事業の遂行にあたり事業者からの申請を受け、当該申請内容を検討した結果相当と認める場合は、委託料の全部又は一部を前払できる制度を設けています。当該制度は、委託契約書 12 条を根拠とし、申請書についても、業務の仕様書とともに様式第 5 号として一定の書式と、手続の方法(知事承認等)を定めています。

当該前払金の制度に関して、規程等からは回数、1回あたりの金額や上限額の算定方法(以下、当意見において「算定のルール」とします。)が不明だったため産業政策課に現状を確認しました。当該前払金の支払方法等については、会計規則に従っている旨の回答を得ています。

確認の結果、算定のルールとして上限等はなく、事業者からの申請内容が正当であればその申請額を支出することが分かりました。なお、当事業の実施状況を個別に検討したところ、展示会出展料等に係る経費の支出として実際に申請がなされ、12,789 千円の前払金が認められています。当該金額は委託料総額の 50%に相当します。

この点、算定のルールがないことに関して次の懸念を持つところです。

I) 前払金が委託料を超えることはないが、未経過の業務に対する前払金が発生する可能性がある。まだ受けていない役務提供等に対して委託料の一部を支払うことになり、金額の歯止めがない。

II) 委託先が事業途中で倒産等による事業の継続が不可能になった場合、前述 I の状況の結果、今後の事業遂行が期待出来ないにもかかわらず、支出した委託料が回収できなくなる恐れが高い。

当案件では、前述のような未経過の業務に対する前払金は発生していません。そのため、懸念する問題は顕在化していませんが、起こり得る事象に対して予め対処できるように前払金の策定に関するルール設定が望ましいです。

② 前払金の申請金額の検証について（意見 19）

前払金の申請にあたり、事業者は前述①に記載の申請書様式を使用し、所定の手続を経て前払金が認められています。申請金額の積算根拠に関して、検証可能な資料が保存されておらず、前払いの申請(額)は理由とともに相当として事業者に該当の金額が支払われていました。当該手続は、事業者からの申請が令和 6 年 7 月 4 日、産業政策課の起案は同年 7 月 4 日、決裁が同年 7 月 22 日の状況でした。申請金額は前述①のとおり委託費の概ね 50%となっています。

申請内容及び金額の適切性を検証しようとする場合、追加で事業者にヒアリングすることで補完可能なケースもありますが、基本的には提出された資料だけで判断できるのが効率的だと思います。当案件では、上半期発生 of 展示会出展料、ブース設営費とのことで、前払いが生じる可能性は高い内容とは思われますが、額の適切性は申請書だけでは検証できないと思われ、金額の妥当性検証のためには別途追加資料が必要だったのではないのでしょうか。申請書の記載だ

けでは確認できない、金額の積算根拠についても資料徴求が望ましいです。なお、添付資料として入手することが実務的かと思いますので、添付資料として徴求する資料は予め一定のものを定めておくべきと考えます。

③ 委託事業者の選定方法について（意見 20）

令和6年度大型展示会への県ブース出展等支援事業については委託先の決定に際して、プロポーザル実施の結果事業者が決まりました。令和6年4月3日に県のホームページに掲載された同事業の募集告知では、県内に主たる事務所を有する産業支援機関の中から県の定める条件を満たした者であることとされ、その結果応募者は1者となったものの、提案内容の評価がされ現事業者に決まっています。

もともと主たる事業所所在地と産業支援機関という限定した条件がある公募だったため、所管課も、応募者は少ないものと見込まれていたようです。

このような状況が当初からわかっていたのであれば、事務作業が煩雑になる公募ではなく、指名競争入札等の方法を検討してもよかった案件ではないでしょうか。実際に産業支援機関で検索したところ、当該事業者以外で県内となると他に1者しか見当たらず、四国全体に広げても数は限られていました。

所管課の説明では、県内の産業支援機関は数も限られており、指名競争入札によってさらに絞り込みをかけることで、公平性の担保が難しくなるとのことですが、おそらく今後も複数者の応募は期待できず、競争性確保の意味からも、却って良い結果になった可能性もあり得ると思います。競争性の確保は、単に委託料の水準だけでなく提案内容に関してもより高い効果を期待できることから要請されるものといえ、公募以外では指名型プロポーザル方式のように価格面と企画面を総合的に判断する方法が該当します。

結果的に当初の公募の意図を満たせないことが当初から想定される場合には、そのような代替手段を検討することも望ましいです。

④ 予算余剰額の活用について（意見 21）

「(2) 予算現額と決算額の推移」にあるとおり、令和4年度以降不用額が増加傾向にあります。この状況は、旅費の不用額が増えたことが原因で、背景にはオンラインでの打ち合わせの活用や一回の都内、海外訪問時での訪問箇所が増加等により、業務の効率化・合理化に努めた結果でした。

当事業の対象範囲は展示会に不慣れな企業を中心にしていることから、中小企業がメインターゲットと推測されます。これらの企業は、まだ知られていないものの技術的に優れているなど、特徴のある企業等がまだ発掘されていない可能性が高く、今後も県が対応することが望まれる部分だと考えます。

不用額の増加につき、所管課としての今後の考えをお聞きしたところ、新規企業を含む県内ものづくり企業への訪問強化等での使用を検討中とのことでした。未接触の優良な中小企業へ

の対応の必要性を認識している点は同意するところであり、単に余剰額の削減ではない、不足している部分に資源を配分した事業の実施は是非行う必要があります。

所管課が検討されているとおり、新たな優良中小企業の発掘に活用することが望ましいです。このような観点での予算の活用は他の事業でも参考にすることが望ましいです。

5. インド経済交流推進事業費

(1) 事業の概要

所管課				
産業政策課				
事業の概要				
令和6年1月の経済交流ミッションにおいて「経済協力に関する覚書」を締結したインド・タミルナドゥ州において、同州とのLocal to Localの経済交流を推進するため、県内企業の現地ビジネスサポート体制の構築や、同州政府と連携し、現地の環境課題等に対する県内企業の技術提案を通じて、同州におけるビジネス機会を創出します。				
事業 KPI の概要と指標				
本事業を通じたインドにおけるマッチング件数（年間）				
(KPI の指標) (単位：件、%)				
KPI 種別	上がると良い指標	令和5年度		令和6年度
時点・期間	令和5年度	時点/期間	令和5年度	令和6年度
現状値	5	目標値	12	36
		実績値	5	48
		達成率	41.7	133.3
(要因分析)				
本事業では、「愛媛県インドサポートデスク」や「海外事業展開支援アドバイザー」の設置により、現地での事業展開支援をサポートするとともに、本県の強みである環境技術等を活用し、インド・タミルナドゥ州が抱える現地環境課題等の解決につなげるプロジェクト形成を通じた県内企業の現地でのビジネス機会を創出したことで、上記マッチング件数を獲得しました。				
細施策 KGI の概要と指標				
県営業本部関与成約額				
(KGI の指標) (単位：千円、%)				
KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度

時点・期間	令和3年度	時点 /期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	22,548,417	目標値	20,000,000	26,000,000	29,000,000
		実績値	24,764,401	28,314,250	30,701,543
		達成率	123.8	108.9	105.9
(要因分析)					
大型フェアの全国展開や展示会等への出展、各種商談機会の創出に加え、新規取引先の開拓、戦略的なEC施策等に積極的に取り組んだ結果、前年度対比8%増となり目標値を達成するとともに、令和8年度目標値300億円を2年前倒しで達成することができました。					
根拠法令					
—					

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移 (単位：千円)

	令和6年度
当初予算額	27,433
補正予算額(増減)	22,980
計：現年予算額	50,413
前年度明許繰越額	—
流用額	—
計：予算現額	50,413
決算額	48,317
翌年度繰越額	—
不用額※	2,096

※不用額が発生しているのは、現地関係機関訪問に要する経費を節減したことによるものです。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
旅費	8,684	企業訪問、現地関係機関訪問等
委託料	39,318	事業運営委託
その他	315	
合計	48,317	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	-	
一般財源	48,317	委託料等
合計	48,317	

(5) 監査の結果及び意見

① 前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について (意見 22)

当事業の各メニューでは、事業の遂行にあたり事業者からの申請を受け、当該申請内容を検討した結果相当と認める場合は、委託料の全部又は一部を前払できる制度を設けています。当該制度は、それぞれの委託契約書の条項を根拠とし、申請書についても、業務の仕様書とともに所定の書式と、手続の方法(知事承認等)を定めています。

当該前払金の制度に関して、規程等からは回数、1回あたりの金額や上限額の算定方法(以下、当意見において「算定のルール」とします。)が不明だったため産業政策課に現状を確認しました。当該前払金の支払方法等については、会計規則に従っている旨の回答を得ています。

確認の結果、算定のルールとして上限等はなく、事業者からの申請内容が正当であればその申請額を支出することが分かりました。なお、当事業の実施状況を個別に検討したところ、令和6年度ものづくり企業海外展開支援事業で、当初契約額 9,448 千円の 80%に相当する経費の支出として実際に申請がなされ、7,558 千円の前払金が認められています。費用は海外販路開拓アドバイザーに対する報酬や出張旅費です。なお、同事業はその後事業計画変更があり、委託料が 8,742 千円に減額されたため、比率は更に上がっています。

この点、算定のルールがないことに関して次の懸念を持つところです。

I)前払金が委託料を超えることはないが、未経過の業務に対する前払金が発生する可能性がある。まだ受けていない役務提供等に対して委託料の一部を支払うことになり、金額の歯止めがない。

II)委託先が事業途中で倒産等による事業の継続が不可能になった場合、前述 I の状況の結果、今後の事業遂行が期待出来ないにもかかわらず、支出した委託料が回収できなくなる恐れが高い。

前払が発生した事業は、申請が令和6年5月9日にされており、契約締結の同年4月1日の1か月後となります。実際には、懸念する問題は顕在化していませんが、起こり得る事象に対して予め対処できるように前払金の策定に関するルール設定が望ましいです。

② 前払金の申請金額の検証について (意見 23)

前払金の申請にあたり、事業者は前述①に記載の申請書様式を使用し、所定の手続を経て前払金が認められています。申請金額の積算根拠に関して、検証可能な資料が保存されておらず、前払いの申請(額)は理由とともに相当として事業者に該当の金額が支払われていました。

当該手続は、事業者からの申請が令和6年5月9日、産業政策課の起案は同年5月9日、支払日が同年5月21日の状況でした。申請金額は前述①のとおり当初契約による委託費の80%となっています。

申請内容及び金額の適切性を検証しようとする場合、追加で事業者ヒアリングすることで補完可能なケースもありますが、基本的には提出された資料だけで判断できるのが効率的だと思います。当案件では、上半期発生アドバイザーへの報酬や出張旅費とのことで、前払いが生じる可能性は高い内容とは思われますが、額の適切性は申請書だけでは検証できないと思われ、金額の妥当性検証のためには別途追加資料が必要だったのではないのでしょうか。申請書の記載だけでは確認できない、金額の積算根拠についても資料徴求が望ましいです。なお、添付資料として入手することが実務的かと思しますので、添付資料として徴求する資料は予め一定のものを定めておくべきと考えます。

③ 事業計画の変更に関する資料の提出時期について（意見24）

当事業のメニューのうち、以下の事業で当初計画の変更が発生し、それぞれ所定の手続がとられています。

I) 令和6年度インド環境ビジネス創出支援事業

- ・ 契約締結日：令和6年10月29日
- ・ 事業変更計画書提出日：令和7年3月24日(委託契約書8条による)
- ・ 事業実績報告書提出日：令和7年3月26日

II) 令和6年度ものづくり企業海外展開支援事業

- ・ 契約締結日：令和6年4月1日
- ・ 事業変更計画書提出日：令和7年3月17日(委託契約書8条による)
- ・ 事業実績報告書提出日：令和7年3月27日

いずれの事業も、事業実施過程において方法の変更等により費用の増減あるいは内訳が変化したことを理由としたもので、内容としては合理的と思われませんが、それぞれの委託契約書では事前に提出と記載されているにもかかわらず、現状は変更された後に提出されています。結果的には、実績報告前に提出されているため、事業実施期間内ではありますが、本来は契約書に従った提出時期による必要があると考えます。

事業計画の変更の手続は、原則どおり契約書に従い事前提出が望ましいです。

④ 委託事業者の選定方法について（意見25）

令和6年度インド環境ビジネス創出支援事業については委託先の決定に際して、企画コンペ方式の結果事業者が決まりました。事業者を公募により募集したのですが、結果的に応募者は1者となり、提案内容の評価がされ現事業者に決まっています。

この状況について所管課は、専門的な調査事業を実施できる企業がまだ少ないためと分析しています。また、今後の改善策として、事業のフェーズに合わせて仕様を変更するなど、競争

性確保に努める予定であることもお聞きしています。

応募者が少ない状況が当初からわかる場合は、事務作業が煩雑になる公募ではなく、指名競争入札等他の方法を検討してもよかった案件ではないでしょうか。なお、応募者自体は、同社のホームページの閲覧などからも事業者としては妥当な者であったことは確認しています。

専門性が高い業務では、公募しても複数者の応募が期待できないケースも考えられ、競争性確保の意味からも、指名競争入札のような方法が却って良い結果になった可能性もあり得ると思います。競争性の確保は、単に委託料の水準だけでなく提案内容に関してもより高い効果を期待できることから要請されるものといえ、公募以外では指名型プロポーサル方式のように価格面と企画面を総合的に判断する方法が該当します。

所管課の回答にもある、事業のフェーズに合わせた仕様変更なども含めて、応募者が少ない状況が想定される場合には、そのような代替手段を検討することも望ましいです。

⑤ 予算余剰額の活用について（意見 26）

「(2)予算現額と決算額の推移」にあるとおり、不用額が発生していますが、この状況は、現地関係機関訪問に要する経費の効率化により削減したもので、業務の効率化・合理化に努めた結果でした。その点では当初予算の積算額との差額も許容範囲内だったといえます。

当事業の各メニューは主に中小企業をメインターゲットにしていますが、未だ知られていないものの技術的に優れているなど、特徴のある企業等がまだ発掘されていない可能性が高く、今後も県が対応することが望まれる部分だと考えます。

当事業は令和6年度開始とまだ新しく、運営方法も模索しながらの状況だと思われます。予算額の余剰が発生した場合に、単に削減するというだけでなく、試行錯誤の中で実施状況が不十分な個所があればそのために活用するなど、新たな優良中小企業の発掘も含めた活用の仕方が望ましいです。

6. デジタル営業加速化事業費

(1) 事業の概要

所管課
産業政策課
事業の概要
デジタル営業加速化事業とは、デジタルをフル活用した県内事業者のビジネス機会の創出、県産品の販路開拓、販売促進を強力に推進するため、国内 EC モール最大手の楽天と共同展開している「愛媛百貨店」における県内事業者支援を軸とした各種施策を展開する事業です。
事業 KPI の概要と指標
「愛媛百貨店」売上額（年間）対前年比 10%増の継続により、県内事業者の売上向上や新規顧客の獲得につなげ、さらなる販路開拓や販売促進を図ります。

(KPI の指標)		(単位：千円、%)			
KPI 種別	上がると良い指標	令和5年度		令和6年度	
時点・期間	令和4年	時点 /期間	令和5年度	令和6年度	
現状値	2,650,000	目標値	2,900,000	3,000,000	
		実績値	2,654,003	3,000,944	
		達成率	91.38	100.03	

(要因分析)

令和6年度に新たに設置した愛媛県ファンサイト「愛媛味観箱」の活用を通じて新規顧客の獲得等に取り組んだことにより、KPI を達成しました。

※令和5年度より現行の KPI を設定したため、令和4年度の数値については記載しておりません。

細施策 KGI の概要と指標

県営業本部関与成約額

(KGI の指標)

(単位：千円、%)

KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和3年度	時点 /期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	22,548,417	目標値	20,000,000	20,000,000	20,000,000
		実績値	24,764,401	28,314,250	30,701,543 千円
		達成率	123.8	108.9	105.9

(要因分析)

大型フェアの全国展開や展示会等への出展、各種商談機会の創出に加え、新規取引先の開拓、戦略的な EC 施策等に積極的に取り組んだ結果、前年度対比8%増となり目標値を達成するとともに、令和8年度目標値 300 億円を2年前倒しで達成することができました。

根拠法令

—

(出典：「令和6年度 事後評価シート (事務事業)」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
当初予算額	87,351	78,836
補正予算額(増減)	—	—
計：現年予算額	87,351	78,836
前年度明許繰越額	—	—
流用額	—	—
計：予算現額	87,351	78,836
決算額	87,318	78,836
翌年度繰越額	—	—
不用額※	33	—

※不用額が発生しているのは、予定価格を見積価格が下回ったことによるものです。令和5年度開始の事業のため、令和4年度の数値については記載しておりません。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	78,836	
合計	78,836	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
基金繰入金	78,836	デジタル社会形成推進基金繰入金
合計	78,836	

(5) 監査の結果及び意見

① 前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について(意見27)

当事業では、事業の遂行にあたり事業者からの申請を受け、当該申請内容を検討した結果相当と認める場合は、委託料の全部又は一部を前払できる制度を設けています。当該制度は、それぞれの委託契約書の12条を根拠とし、申請書についても、業務の仕様書とともに様式第5号として所定の書式と、手続の方法(知事承認等)を定めています。

当該前払金の制度に関して、規程等からは回数、1回あたりの金額や上限額の算定方法(以下、当意見において「算定のルール」とします。)が不明だったため産業政策課に現状を確認しました。当該前払金の支払方法等については、会計規則に従っている旨の回答を得ています。

確認の結果、算定のルールとして上限等はなく、事業者からの申請内容が正当であればその申請額を支出することが分かりました。なお、当事業の実施状況を個別に検討したところ、前払の実績は過年度も含めて発生はしていません。

この点、算定のルールがないことに関して次の懸念を持つところです。

- I)前払金が委託料を超えることはないが、未経過の業務に対する前払金が発生する可能性がある。まだ受けていない役務提供等に対して委託料の一部を支払うことになり、金額の歯止めがない。
- II)委託先が事業途中で倒産等による事業の継続が不可能になった場合、前述 I の状況の結果、今後の事業遂行が期待出来ないにもかかわらず、支出した委託料が回収できなくなる恐れが高い。

当案件では、前述のような未経過の業務に対する前払金は発生していません。そのため、懸念する問題は顕在化していませんが、起こり得る事象に対して予め対処できるように前払金の策定に関するルール設定が望ましいです。

② 事業者から入手した資料に誤りがある場合の対応について（意見 28）

監査の過程で、各委託業務について事業者からの提出物の確認等を行ったところ、愛媛県デジタル営業加速化業務において、事業者提出の年度に係る実績報告の資料に関して、記載内容の一部に誤りがありました。当該誤りは、報告書の内容として重要な部分ではなく、記載のテーマとタイトルやイラストが不一致の状態であり、集計数値などには影響はありません。なお、当該誤りの部分については事業者からの差し替え版は入手していないことも所管課に確認しています。

所管課では、資料の検討は実施しているとのことで、監査の中で行った質問等からも実態として、単に入手しているのみではないことの心証は得ています。

事業者からの提出物の確認は丁寧に行うこと、また、誤りの箇所は全体として影響がないとしても差し替えの入手までフォローすることが望ましいです。

③ ミーティング等、討議内容の保存について（意見 29）

当事業では、年度及び中間の実績報告以外にも、定期的なウェブ会議等を実施しています。仕様書の業務報告のうち、進捗管理報告として要求されているもので、実態として行われていることを所管課による事業の説明の中で確認しています。当該定期的なウェブ会議等の討議内容についてメモ等の閲覧を希望しましたが、議事録或いはメモ等の作成保管が十分ではない状況です。

所管課によれば、当該ミーティングでは現状共有や翌月以降の取り組み内容等の共有がされているとのことで、いわゆる PDCA サイクルとしても重要な場面であると思われます。また、前述③の次年度の随意契約の検討を行う場にもなっており、実際に 10 月中に行われている次年度事業に係る検討協議のアジェンダも確認できました。

委託者である貴所管課としても、進行中の事業の方向性が意思に沿ったものか、また、前述の取り組み方針に沿った運営がされているのか等、委託先の事業実施状況の把握のために有用な他、人事ローテーションで担当者が変わったとしても、必要な情報が後任者に適切に伝わるようにするための手段としても機能すると考えます。

以上より、定期的なウェブ会議等においても記録の作成及び保管をすることが望ましいです。なお、デジタル技術の活用など愛媛県総合計画(通称:未来につなぐえひめチャレンジプラン、以下当意見において「チャレンジプラン」とします。)の政策では謳っているところであり、従来の紙媒体にこだわる必要はなく、例えばセールスフォースの活用、オンラインミーティングであればその録画、或いは単純にワード等のデータ保管でも良いと考えます。

7. 成果連動型ビジネスマッチング支援事業費

(1) 事業の概要

所管課				
産業政策課(営業本部)				
事業の概要				
民間事業者の創意工夫による多彩な提案を活用する PFS (成果連動型民間委託契約) 方式により、県内事業者(すご味・すごモノ)と県外企業等との多様なマッチングを行い、更なる販路拡大と実需の創出を図る事業です。				
事業 KPI の概要と指標				
民間事業者のノウハウ・ネットワークを活用した多様なマッチングを行うことで、本事業により支援する県内事業者の裾野拡大を図ります。				
マッチング事業者数				
(KPI の指標) (単位: 社、%)				
KPI 種別	上がると良い指標	令和6年度		
時点・期間	—	時点/期間	令和6年	
現状値	—	目標値	40	
		実績値	40	
		達成率	100.0	
(要因分析)				
民間事業者のノウハウ・ネットワークを活用し、新商品開発やフェア開催等でマッチング事業者数を伸ばし、KPI を達成しました。				
※令和6年度開始の事業のため、それ以前の期間の数値については記載しておりません。				
細施策 KGI の概要と指標				
県営業本部関与成約額				
(KGI の指標) (単位: 千円、%)				
KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度

時点・期間	令和3年度	時点 /期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	22,548,417	目標値	20,000,000	20,000,000	20,000,000
		実績値	24,764,401	28,314,250	30,701,543
		達成率	123.8	108.9	105.9

(要因分析)

大型フェアの全国展開や展示会等への出展、各種商談機会の創出に加え、新規取引先の開拓、戦略的なEC施策等に積極的に取り組んだ結果、前年度対比8%増となり目標値を達成するとともに、令和8年度目標値300億円を2年前倒しで達成することができました。

根拠法令

—

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移 (単位：千円)

	令和6年度
当初予算額	12,760
補正予算額(増減)	—
計：現年予算額	12,760
前年度明許繰越額	—
流用額	—
計：予算現額	12,760
決算額	12,760
翌年度繰越額	—
不用額※	—

※令和6年度開始の事業のため、それ以前の数値については記載していません。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	12,760	
合計	12,760	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	7,471	
その他	5,289	ふるさと愛媛応援寄附金
合計	12,760	

(5) 監査の結果及び意見

① 前払金の算定方法及び1回あたりの金額の上限設定について (意見 30)

当事業では、事業の遂行にあたり事業者からの申請を受け、当該申請内容を検討した結果相当と認める場合は、委託料の全部又は一部を前払できる制度を設けています。当該制度は、委託契約書の13条を根拠とし、申請書についても、業務の仕様書とともに様式第6号として所定の書式と、手続の方法(知事承認等)を定めています。

当該前払金の制度に関して、規程等からは回数、1回あたりの金額や上限額の算定方法(以下、当意見において「算定のルール」とします。)が不明だったため産業政策課に現状を確認しました。当該前払金の支払方法等については、会計規則に従っている旨の回答を得ています。

確認の結果、算定のルールとして上限等はなく、事業者からの申請内容が正当であればその申請額を支出することが分かりました。なお、当事業の実施状況を個別に検討したところ、委託料上限額12,760千円のうち固定費部分の4,510千円の申請がなされ、前払金が認められています。費用は人件費・旅費等の年間金額です。なお、当業務の委託料上限額には成果連動部分としての見込み額8,250千円が含まれており、マッチング件数が目標を上回ったこともあり、最終的な委託料と同額となりました。

この点、算定のルールがないことに関して次の懸念を持つところです。

I)前払金が委託料を超えることはないが、未経過の業務に対する前払金が発生する可能性がある。まだ受けていない役務提供等に対して委託料の一部を支払うことになり、金額の歯止めがない。

II)委託先が事業途中で倒産等による事業の継続が不可能になった場合、前述I)の状況の結果、今後の事業遂行が期待出来ないにもかかわらず、支出した委託料が回収できなくなる恐れが高い。

前払が発生した事業は、申請が令和6年8月13日にされており、契約締結が同年4月15日のため、6か月未満の段階で申請がされています。実際には、懸念する問題は顕在化していませんが、起こり得る事象に対して予め対処できるように前払金の策定に関するルール設定が望ましいです。

② 前払金の申請金額の検証について (意見 31)

前払金の申請にあたり、事業者は前述①に記載の申請書様式を使用し、所定の手続を経て前払金が認められています。申請金額の積算根拠に関して、検証可能な資料が保存されておら

ず、前払いの申請(額)は理由とともに相当として事業者に該当の金額が支払われていました。当該手続は、事業者からの申請が令和6年8月13日、産業政策課の起案は同年8月13日、支払日が同年9月6日の状況でした。申請金額は前述①のとおり当初契約による委託費のうち固定費(人件費及び旅費)部分の全額となっています。

申請内容及び金額の適切性を検証しようとする場合、追加で事業者ヒアリングすることで補完可能なケースもありますが、基本的には提出された資料だけで判断できるのが効率的だと思います。当案件では、人件費等であり外部証票の入手は難しく、契約締結日からみても前払いが生じる可能性は高い内容とは思われますが、額の適切性は申請書だけでは検証できないと思われ、金額の妥当性検証のためには別途追加資料が必要だったのではないのでしょうか。申請書の記載だけでは確認できない、金額の積算根拠についても資料徴求が望ましいです。なお、添付資料として入手することが実務的かと思いますので、添付資料として徴求する資料は予め一定のものを定めておくべきと考えます。

③ 企画提案の内容に関する審査の方法について（意見 32）

当事業は、事業者決定にあたり企画提案の公募により行い、現在の事業者に決定しました。企画提案の評価は、審査員3名により行われ、そのうち1名は外部有識者の立場に相当する一般企業の取締役が就任しています。

企画提案の内容の審査については、成果型連動ビジネスマッチング支援事業に係る企画提案公募実施要領及び対応する委託候補者審査基準に従い行われ、県のホームページ上で公開されています。

審査基準では、審査員3名の合計点数300点のうち6割以上の180点以上が必要で、そのうえで点数が上位の事業者が選定されることになっています。当事業の受託者決定にあたり当該基準を満たしていることを所管課提出の審査会結果の資料で確認しています。

この資料の閲覧の過程で、合計点では基準を満たしているものの、3名の審査員のうち一般企業の取締役による評価が6割を下回っていることが分かりました。合計点数による評価点の集計はルールとして運用されているものなので基準として尊重できると思いますが、特に客観性が高いと思われる者の評価が基準を満たしていない状況であり、例えば評価点が6割に満たないケースではその評価の要因となった事項を解消するための対応など、イレギュラーなケースでは追加で資料の徴求或いはヒアリングを実施するなどの対応が必要と思われました。

所管課でも、意見の交換の中で、提案内容の深い理解に繋がるというメリットについて触れられており、今後の実施要領への反映を検討するとのことで、認識を同じくしていることを確認しています。

評価点の6割以上を満たしていても、今回のような特定の者の評価が低い場合には、追加手続を評価の不足する部分について、追加の対応を行うことが望ましいです。

8. 核燃料税交付金事業費

(1) 事業の概要

所管課					
産業政策課					
事業の概要					
核燃料税交付金事業とは、伊方町及び八幡浜市が行う原子力発電施設の周辺地域の安全対策や地域振興を図る事業に対して愛媛県核燃料税交付金を交付するものです。					
1. 交付金額 前年度に県に納付された核燃料税の 1 / 13 に相当する額の範囲内					
2. 交付対象市町及び配分率 伊方町：八幡浜市 = 4 : 1					
3. 交付対象事業 ①地域の振興に係る事業の実施に要する経費 ②原子力行政の推進に係る事業の実施に要する経費					
4. 主な活用事例 ①原子力政策を担当する町職員の人件費（伊方町） ②消防団資機材の整備費（伊方町） ③市立保育所の人件費（八幡浜市）					
事業 KPI の概要と指標					
伊方発電所周辺地域（伊方町・八幡浜市）が、県の核燃料税交付金を活用して、安全対策や地域振興を図っています。					
核燃料税交付金の活用率 (KPI の指標) (単位：%)					
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年	時点/期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	100.0	目標値	100.0	100.0	100.0
		実績値	100.0	100.0	99.5
		達成率	100.0	100.0	99.5
(要因分析) 交付限度額の算定基礎となる核燃料税収入額が当初予算編成時の見込みを下回ったため、実績値が目標値に達しなかった。					

細施策 KGI の概要と指標					
エネルギー関連施設周辺地域に対する交付金等の活用率 (KGI の指標) (単位：%)					
KGI 種別	上がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	96.0%	目標値	100.0%	100.0%	100.0%
		実績値	96.0%	95.2%	94.9%
		達成率	96.0%	95.2%	94.9%
(要因分析)					
対象交付金の一部において交付限度額が当初予算編成時の見込みを下回ったため、実績値が目標値に達しなかった。					
根拠法令					
<ul style="list-style-type: none"> 核燃料税交付金交付要綱 核燃料税交付金交付要領 					

(2) 予算現額と決算額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	133,713	85,566	129,487
補正予算額(増減)	-	-	-
計：現年予算額	133,713	85,566	129,487
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	133,713	85,566	129,487
決算額	133,713	85,566	128,884
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	-	-	603

※不用額が発生しているのは、交付限度額の算定基礎となる核燃料税収入額が当初予算編成時の見込みを下回ったためです。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	128,884	伊方町及び八幡浜市への交付金
合計	128,884	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	128,884	
合計	128,884	

(5) 監査の結果及び意見

① 交付にかかる審査について (意見 33)

当事業は、愛媛県核燃料税交付金交付要綱(最終改正令和7年4月1日 令和11年度事業まで適用、以下当意見において「要綱」とします。)及び愛媛県核燃料税交付金交付要領(最終改正令和7年4月1日 令和11年度事業まで適用、以下当意見において「要領」とします。)に従い、その交付金交付にあたっては、適切な担当者による審査を受けて交付がなされています。関連書類の閲覧と証跡の確認、所管課からの回答から、適切な事務処理が実施されていると推察できますが、審査にあたっての各項目をとりまとめた資料等の作成・保管は現在なされていません。

当該交付金を活用可能な自治体(交付を受ける市町)の事業内容は、要綱においては別表第1及び第2に、要領においては本文中で対象か否かの判断は概ね可能と思われませんが、一覧性がなく、審査の内容に関する明瞭性及び担当者ローテーションによる過年度の知見の引継ぎの観点から改善の余地があると考えます。

所管課では、本交付金の申請書類はシンプルなものであること、かつ、申請者が手続に熟練した自治体であること、内容面の審査では、案件ごとに個別具体の検討を行う必要から一覧性のある資料は馴染まないのではないかと回答もいただきました。

現状は、市町から申請される事業が、過去に交付対象と認められた同一の事業であるとのことから、チェックリスト等の必要性は薄いようにも思いますが、要領には「交付金の交付対象としない事業等」の記載があり、これらは現在まで申請されたことはないとのことでした。この点の解釈についても所管課に聞いたところ、担当者からは、明確な例示による回答を得ましたが、そのような記載は要綱及び要領では確認出来ませんでした。

人事異動による審査のレベル感、申請内容への適否判断への影響を避けるべきとの考えも同意するところであり、現状では発生していない事項が申請された場合にもスムーズな審査ができるよう、現在までの担当者各氏の知見を一定程度文書等に明示することが望ましく、有用と考えます。

② 実績報告書の入手時期について (意見 34)

事業の終了に際し、交付金の交付先である市町から提出の実績報告書を閲覧しました。そのうち、伊方町からの事業実績報告書について、県への提出日が令和7年3月19日とされ、所管課の受付は同年3月28日となっていました。事業計画書では3月末までとされており、事業の内容としても3月末まで継続していると思われるものがあり、本来は3月末付で提出され

る性格のものと思われます。

実質的には問題なかったものですが、例えば、事業の中にある IP 無線機のリース契約が変更・解約されたりした場合、交付元の所管課としても作業が二度手間になるのではないのでしょうか。

事業実績報告書は、事業の実施期間に見合った日付で徴求することが望ましいです。

9. 産業用地確保支援事業費

(1) 事業の概要

所管課					
企業立地課					
事業の概要					
<p>県内への企業立地を促進することにより経済の活性化と雇用の確保を図るため、愛媛県企業立地資金貸付基金を活用し、産業用地造成に付随する公共基盤施設の整備等を行う市町に対して補助するものです。</p> <p>(事業内容)</p> <p>1 産業用地可能性調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 市町（土地開発公社を含む） ・補助対象経費 委託料 ・補助率等 1 / 2 以下（補助限度額 5,000 千円） <p>2 産業用地整備促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 市町（土地開発公社を含む） ・補助対象経費 委託料、工事費、用地取得費 ・補助率等 1 / 2 以下（補助限度額 100,000 千円） 					
事業 KPI の概要と指標					
<p>県内の産業用地が県の支援により整備され、企業の進出できる環境が整うことを図る。産業用地確保支援事業を活用して開発した産業用地面積</p> <p>(KPI の指標) (単位 ; ha、%)</p>					
KPI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 3 年～令和 6 年	時点 / 期間	令和 3 年～令和 4 年	令和 3 年～令和 5 年	令和 3 年～令和 6 年
現状値	-	目標値	-	4.9	9.1
		実績値	-	4.9	4.9
		達成率	-	100.0	53.8
(要因分析)					

令和6年度は、用地取得に想定以上の時間を要し、工事がずれこんだため、未達成となりましたが、令和7年度は目標を達成する見込みです。

細施策 KGI の概要と指標

企業・事業所が県の支援により誘致・留置され、雇用が創出・維持されることを図る。

企業誘致・留置企業の雇用枠確保数

(KGI の指標)

(単位：人、%)

KGI 種別	上がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
		時点 /期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	6,503人	目標値	6,518人	6,593人	6,683人
		実績値	6,503人	6,527人	6,860人
		達成率	99.7%	99.0%	102.6%

(要因分析)

東中南予で異なる産業構造等の地域特性を踏まえ、本県の強みを積極的に売り込んだ結果、IT企業などの候補地に選ばれたためと思われます。

根拠法令

—

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	120,690	104,853	124,326
補正予算額（増減）	-	-	-
計：現年予算額	120,690	104,853	124,326
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	120,690	104,853	124,326
決算額	63,315	59,588	116,478
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※		45,265	7,848

※不用額が発生しているのは、市町の要望調査に基づき、予算を算定しているためである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	116,478	
その他	-	
合計	116,478	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	-	
一般財源	-	
その他	116,478	愛媛県企業立地資金貸付基金
合計	116,478	

(5) 監査の結果及び意見

① 補助対象に係る審査について (意見 35)

当事業は、愛媛県産業用地確保支援事業費補助金交付要綱(最終改正令和6年4月1日、以下当意見において「要綱」とします。)に従い、その補助金交付にあたっては、適切な担当者による審査を受けて支出がなされています。事業の内訳は、「(1)事業の概要」に記載のとおりで、いずれのケースも関連書類の閲覧と証跡の確認、所管課からの回答から、適切な事務処理が実施されていると推察できますが、補助金の審査にあたっての判断及び解釈が必要なケースにおいて、包括的な審査基準は現状見受けられません。

なお、補助対象か否かについては、要綱本文及び別表で判断は概ね可能と思われませんが、審査の内容に関する明瞭性及び担当者ローテーションによる過年度の知見の引継ぎの観点から改善の余地があると考えられる事例がありました。

監査の過程で、事業の内訳のうち産業用地整備促進事業について、地域により土地取得代金の構成が異なるケースがありました。具体的には地権者から市町村が土地を取得する際の取得費の範囲に、土地改良区への転用決済金が含まれており、県から市町村に対しては当該転用決済金を含んだ補助がされています。なお、当該転用決済金は本来は地権者負担ですが、売買取引慣行から買主が法人等である場合買主負担のケースが一般的であり、また、市町村も転用決済金部分を元の地権者には支払っていないため、これ自体は誤りではありません。

ただし、当該転用決済金の論点は地域差により発生するものであり、人事異動による審査のレベル感、申請内容への適否判断への影響を避けるべきで、引き続き合理的な審査ができるよう、現在までの担当者各氏の知見を一定程度文書等に明示することが望ましく、有用と考えます。

10. 企業立地促進事業費

(1) 事業の概要

所管課		
企業立地課		
事業の概要		
<p>企業立地を促進し、雇用の確保や地域経済の活性化に資するため、県優遇制度を適用した企業に対し奨励金等を交付する事業です。</p> <p>(優遇措置の主な内容)</p>		
要綱	内容	
(1) 企業立地促進要綱	対象業種	①製造業 ②流通4業種等
	要件	・投下固定資産額が1億円以上 ・新規県内雇用10人以上（常用労働者に限る）
	奨励金	・交付額 工場建設に伴う投下固定資産の10% （食品関連企業は15%） ・限度額 5億円
	雇用促進助成金	・交付額 県内新規雇用常用労働者数×50万円 ・限度額 5億円
(2) 事業用資産リース支援要綱	対象業種	企業立地促進要綱と同様
	要件	・貸付契約後2年以内に操業開始 ・新規県内雇用10人以上（常用労働者に限る）
	奨励金	・交付額 土地・建物・設備等の適正な賃料の1/2相当額 ・限度額 年2千万円、5年間
	雇用促進助成金	・交付額 県内新規雇用常用労働者数×50万円 ・限度額 5億円
(3) オフィス等立地促進要綱	対象業種	①コールセンター・データセンター、事務処理センター ②情報サービス業、インターネット付随サービス業 ③本社機能を有する事務所（上記①、②を除く）
	要件	・指定事業所に指定後1年以内に操業開始 ・新規県内雇用（常用労働者に限る） ①：20人以上 ②③：5人以上
	奨励金	・交付額 建物・設備等の賃料及び通信回線使用料の各1/2相当額

		<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 ①：各年 2 千万円、5 年間 ②③：各年 1 千万円、3 年間
	雇用促進助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・交付額 県内新規雇用常用労働者数（正社員）×50 万円（契約社員等）×30 万円 ・限度額 5 億円 ①：5 年間 ②③：3 年間
(4) 立地企業生産拠点化等促進要綱	対象業種	①製造業
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・県内立地後 10 年以上の企業 ・生産拠点化等を図る立地計画を有する ・5 年以内の投下固定資産額（土地を除く）が 50 億円以上
	奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・交付額 新規地元雇用者 10 人以上 （投下固定資産（土地を除く）＋既存設備除却費用の 1/3）×7%以内 新規地元雇用者 10 人未満 （投下固定資産（土地を除く）＋既存設備除却費用の 1/3）×4%以内 ・限度額 5 億円
(5) 先端成長産業投資促進要綱	対象業種	<ul style="list-style-type: none"> ①半導体関連分野 ②蓄電池関連分野 ③先端素材 ④データセンター
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 100 億円以上 ※機械・設備のリプレースのみの投資は除く ・新規雇用者数 10 人以上（④は人数要件なし）
	奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・交付額 事業の用に直接供する土地、建物及びその付属設備並びに機械及び装置の取得費 投下固定資産の 20% 社宅の取得・改修費（④は対象外） 投下固定資産の 10% ・限度額 30 億円（特に高い経済効果が認められる場合は 50 億円）
事業 KPI の概要と指標		
<p>企業・事業所が県関与により、県内に進出、事業継続を行うことを図る。 企業誘致・留置件数</p>		

(KPI の指標)		(単位：件、%)			
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和3年～令和6年	時点/期間	令和3年～令和4年	令和3年～令和5年	令和3年～令和6年
現状値	78	目標値	-	79	82
		実績値	-	78	86
		達成率	-	98.7	104.9
(要因分析)					
積極的な企業誘致活動等により、令和6年度は目標値を達成しました。					
細施策 KGI の概要と指標					
企業・事業所が県の支援により誘致・留置され、雇用が創出・維持されることを図る。 企業誘致・留置企業の雇用率確保数					
(KGI の指標)		(単位：人、%)			
KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和3年度	時点/期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	6,503	目標値	6,518	6,593	6,683
		実績値	6,503	6,527	6,860
		達成率	99.7	99.0	102.6
(要因分析)					
東中南予で異なる産業構造等の地域特性を踏まえ、本県の強みを積極的に売り込んだ結果、IT企業などの候補地に選ばれた結果と思われます。					
根拠法令					
-					

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	349,734	107,915	60,415
補正予算額（増減）	-	-	-
計：現年予算額	349,734	107,915	60,415
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-

計：予算現額	349,734	107,915	60,415
決算額	330,363	59,914	40,914
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	19,371	48,001	19,501

※不用額が発生しているのは、立地企業への聞き取り（雇用見込み数など）に基づき、予算を算定しているためです。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	40,914	
その他	-	
合計	40,914	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	-	
一般財源	40,914	
合計	40,914	

(5) 監査の結果及び意見

① 補助対象に係る審査について (意見 36)

当事業は、「(1)事業の概要」に記載のとおり、5つのメニューで構成されています。いずれも各メニューに対応した要綱及び実施要領に従い、その奨励金交付にあたっては、適切な担当者による審査を受けて支出がなされています。いずれのケースも関連書類の閲覧と証跡の確認、所管課からの回答から、適切な事務処理が実施されていると推察できますが、奨励金の審査にあたっての判断及び解釈が必要なケースにおいて、包括的な審査基準は現状見受けられません。なお、補助対象か否かについては、要綱及び要領の本文及び別表で判断は概ね可能とされますが、審査の内容に関する明瞭性及び担当者ローテーションによる過年度の知見の引継ぎの観点から改善の余地があると考えられる事例がありました。

監査の過程で、事業の内訳のうちオフィス等立地促進事業について、申請者に対する奨励金の交付に対する判断が他のケースと異なる事例で、具体的には申請者が4者で、いずれも同一のグループに属する企業であり、オフィス自体も該当の4者が利用するというものです。なお、グループ企業の実態を鑑みると、所管課による申請者4者を一体とみなす判断は合理的であったケースです。

所管課によれば、過去にもケースは異なるものの要綱及び要領では対応できないケースがあったようで、その蓄積も出来ているとのことでした。

結果的に例外的な取り扱いのため、今後の人事異動による審査のレベル感、申請内容への適否判断への影響を避けるべきで、引き続きスムーズかつ合理的な審査ができるよう、現在までの担当者各氏の知見を一定程度文書等に明示することが望ましく、有用と考えます。

② オフィス立地促進事業における新規雇用者の扱いについて（意見 37）

同事業の令和 6 年度の雇用促進助成金に係る申請と交付の状況を検討したところ、Ⅰ)新規地元雇用者であった者の年度中の退職後、後任者を雇用し実質的に雇用継続している場合に、雇用促進助成金積算の対象とすることと、Ⅱ)Ⅰ)の場合に雇用促進助成金の対象となる者に対する支払い時期については、各企業の意向により決定する旨、所管課からの回答でわかりました。なお、当該取り扱いは内規に基づくものとのことです。

この点、次のように考えます。

Ⅰ)について、内規ではなく要綱或いは要領等で明記しても良いと思うが、少なくともルールに基づいていることから、事業者間の不公平はないと思われ現状で問題があるとまでは言えない。

Ⅱ)について、選択できることに関する影響、例えば申請者に判断を委ねることで、申請に有利不利が選択できることが、事業者間の公平性に抵触しないのか懸念がある。

Ⅱについては、事業者への影響も考慮し、取り扱いは少なくとも内規で一義的に決めることが望ましいです。

③ 県の目指す将来像に見合ったメニューの設定について（意見 38）

令和 5 年度及び令和 6 年度の奨励金の利用状況は、リース奨励金と雇用促進助成金のみでした。メニューの活用をより広く周知する必要がある状況だと思えます。一方で、県の施策との関係でメニューの不足もあるように思われます。

例として、オフィス立地促進事業は貢献度が高い事業で、特に雇用という面では重要な一方、現状コールセンターやそれに類する業務等が多く、より創出的な事業を行う事業者を本来は集めたいところだと思えます。単に IT 関連企業の進出というステージから、次のステージにつながる方策に転換する時期だと思えます。

これら、申請状況と県の施策との関係に関する考えについて、所管課から以下の回答を頂いています。

Ⅰ)情報関係学部卒のデジタル人材の受け皿となり得る IT 関連企業（システム開発拠点等）の誘致に力を入れているところである。

Ⅱ)申請件数が多いメニューと県として積極的に推し進めていきたいメニューは必ずしも一致していない。

Ⅲ)昨年度創設の先端成長産業分野に関する奨励金等、申請まで至った案件はないものの、大きな経済効果が期待される分野で、同分野の投資を県内に呼び込むための誘致施策の拡充が急務かつ、県として特に力を入れている事業である。

認識は同じくするところで、既に、現状のメニュー以外で効果的なものがないか検討している状況も確認しています。

事業の優先順位を決めたうえで、不足する事業には奨励金を拡充、反対に事業の優先度が後になる事業は縮小など、メリハリをつけた継続的な事業の見直しが望ましいです。

11. 勤労者福祉資金貸付事業費

(1) 事業の概要

所管課					
労政雇用課					
事業の概要					
<p>勤労者福祉資金貸付事業とは、労働金庫に資金を預託し、協調融資をもって勤労者等の生活安定、資質向上等を図るものです。</p> <p>事業の内容に関して令和6年度においては、四国労働金庫に3億2千万円の資金を預託し、3倍協調による融資制度を創設して、労働者のライフステージ等に応じた様々な資金需要に対応しています。</p> <p>また、離職・休業者を対象とした生活資金については、離職等による生活の負担を軽減するため、貸付けで生じる利子の一部を県が負担しています。</p> <p>本事業は、労働者の結婚・出産・育児・就学・自己啓発・介護で生じる資金需要のほか、離職等で緊急的に生じる当面の生活資金の需要に対応することで、労働者の生活安定及び職業能力の向上に資することを目的としています。</p> <p>近年の雇用形態の多様化や社会構造の急速な変化に伴い、それぞれのライフステージや突発的な経済情勢の悪化等に伴う資金需要に応えるための融資制度は、労働者の福祉の向上はもとより、セーフティネットとしての役割から、必要なものであると言えます。</p>					
事業 KPI の概要と指標					
<p>県内の労働者が、貸付により、生活が安定する。</p> <p>予定どおりに返済している貸付割合（KPI の指標）</p>					
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点/期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現状値	100.0%	目標値	100.0%	100.0%	100.0%
		実績値	100.0%	100.0%	100.0%
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
(要因分析)					

予定どおり返済が進んでおり、勤労者の生活安定と本事業の健全な運営が確保されています。

細施策 KGI の概要と指標

雇用人員判断 D. I. の全国平均との差異
(KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い 指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
		時点 /期間	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
現状値	-11	目標値	0	0	0
		実績値	-11	-16	-18
		達成率	-	-	-

(要因分析)

定年退職者や転職者の増加に加え、製造業やサービス業で需要回復に人手確保が追い付いていないことが要因（日本銀行松山支店の令和 6 年 9 月、12 月の短観分析結果）となった可能性があります。また、採用の超売り手市場において、大都市圏に有利な初任給の引き上げ等による人材獲得競争が激化し、全国平均との差は広がっています。

根拠法令

—

(出典：「令和 6 年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	320,986	320,669	320,615
補正予算額（増減）	-	-	-
計：現年予算額	320,986	320,669	320,615
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	320,986	320,669	320,615
決算額	320,201	320,139	320,085
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	785	530	530

※不用額が発生しているのは、新規貸付の増加に備えて、予算を算定しているためである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	85	利子補給金
貸付金	320,000	預託金
合計	320,085	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	85	利子補給金
その他	320,000	預託金償還金
合計	320,085	

(5) 補足事項

(貸付制度の内容)

貸付金	勤労者福祉資金貸付金					
融資メニュー	育児・介護 支援資金	自己啓発支援資金 通常の 労働者	パートタイム 労働者	教育資金	結婚支援資金	離職者等緊急 生活資金
預託金額	320,000千円					
預託利率	0% (決済用普通預金)					
預託期間	1年間					
協調倍率	3倍					
融資総枠	960,000千円(うち離職者等緊急生活資金(新規分)は50,000千円を限度とする。)					
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> 県内に在住する金庫の会員 同一事業所1年以上勤務 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に在住する金庫の会員 同一事業所1年以上勤務 本人又は本人の扶養家族が高等学校以上の学校に進学又は在学する者 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に在住する金庫の会員 同一事業所1年以上勤務 結婚を予定している者またはその親 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に1年以上居住する金庫の会員 18歳以上65歳以下の者 離職前同一事業所に1年以上勤務 離職者の収入により生計を維持 連帯保証人1名 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に1年以上居住する金庫の会員 18歳以上65歳以下の者 離職前同一事業所に1年以上勤務 離職者の収入により生計を維持 連帯保証人1名 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に1年以上居住する金庫の会員 18歳以上65歳以下の者 離職前同一事業所に1年以上勤務 離職者の収入により生計を維持 連帯保証人1名
融資限度額	1,000千円	500千円	3,000千円	1,000千円	1,000千円	
融資利率	1.33% ※				0.3%	
返済期間	5年 (据置期間1年)	5年	10年 (据置期間4年)	5年	5年 (据置期間6月)	
利子補給	なし				1.03%	

※ 平成18年度から、育児・介護資金の融資利率は、育児・介護休業中の者に限り1.0%に引き下げ
 ※ 令和2年度から離職者等緊急生活資金に休業者を含む

(6) 監査の結果及び意見

① 県から四国労働金庫への預託金及び関連金利(預託金額等)について(意見39)

県によると、本事業は平成13年度から開始された事業であり、勤労者等の生活安定、資質

向上等を図るためのセーフティネットとしての側面が強いことから、一定程度の融資額を確保する必要があるとのことでした。

この点、預託先となっている四国労働金庫への預託金は制度開始当初は270,000千円からスタートしており、その後の教育資金の融資ニーズの高まりに併せる形で、平成16年度から預託金額を320,000千円へ引き上げた後、令和6年度に至るまでの間、据え置かれているとのことでした。

少子化に加え、近年の高校授業料に対する支援制度拡充などに伴い、教育資金のニーズが従前ほど高くない状況下において、最近の貸付実績が多くない現状を踏まえると預託金額の見直しを検討することが望ましいです。

なお、上記(5)補足事項の「貸付制度の内容」の各融資メニューにおける融資利子率1.33%、利子補給率1.03%についても平成16年度以降は、金利の大幅な上昇等がなかったことから、現在まで率を据え置いているとのことでしたが、近時の金利上昇傾向も踏まえて預託金額同様、見直しを検討することが望ましいです。

② 預託金額等の設定・変更に関するルール等仕組みの構築について（意見40）

県によると、予算編成時に融資枠等の状況を勘案して、予算折衝を行っているような状況にあり、預託金額等の設定・変更に関して明確なルールは存在していない状況にあるとのことでした。

本事業は、勤労者等の生活安定、資質向上等を図るセーフティネットとしての側面が強い労働者福祉施策であるため、経済や雇用情勢の予測が困難な昨今においては、不測の事態でも安定的に対応できる融資枠の確保が求められる一方で、最近の貸付実績が多くない現状を踏まえると預託金額等の見直しを検討する必要もあるため、県としては、過去の事業実績等を踏まえ、どの程度の貸付実績があれば、本事業としてどの程度の預託金額等を設定すれば良いか適時に見直しができるように預託金額等の設定・変更に関しては少なくとも四国労働金庫と適時に協議検討するためのルールを定める等仕組みを構築して、事務の執行及び事業の管理面において経済性、効率性及び有効性の観点から機動的に対応できるようにすることが望ましいです。

なお、預託金額等の設定・変更に関して関係者で協議等を実施した場合には、当該協議について議事録を作成して後任に適切に引き継げるような体制を構築することも重要です。

③ 四国労働金庫における関係書類の保管状況の確認について（意見41）

『令和6年度愛媛県勤労者福祉資金の「離職者等緊急生活資金」に係る利子補給契約書』の第5条（関係書類の保管）に、「四国労働金庫は、貸付金に関する帳簿、書類等を整備し、県から最後の利子補給金の支払いを受けた日から起算して5年間保管しなければならない。」旨の記載があります。

この点、県によると、現時点では必要に応じて四国労働金庫に対して良好な関係が築けており、契約書や要綱等に従い、適切に申込み、審査、融資、返済が実施されていることが本事業

業務の中で確認できているため、5年間の保管状況に関してまでは確認できていないとのことでした。

本件は、重要な事業における重要な資料の保管について要綱に定めがあるため、その事実を定期的に確認するようにすることが望ましいです。

12. 中小企業振興資金貸付金

(1) 事業の概要

所管課				
経営支援課				
事業の概要				
<p>中小企業振興資金貸付金とは、中小企業向け県融資制度の取扱金融機関に対し、同制度の貸付原資を預託するものです。</p> <p>1 金融機関への預託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利率：無利子（決済用預金） ・ 期間：1年以内 <p>2 中小企業向け県融資制度（令和6年度新規融資分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資枠：82,700,000千円 ・ 使途：運転・設備・借換 ・ 限度額：15,000千円～160,000千円 ・ 期間：1年～10年 ・ 利率：年0.50%～2.15% ・ 保証料：年0.00%～1.90% <p>（目的・必要性）</p> <p>県内の中小企業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定化及び強化を図り、もって中小企業の振興に資することを目的としています。</p>				
事業 KPI の概要と指標				
<p>融資を利用し、経営の安定化や強化を図ることにより、中小企業の振興に繋げるものです。</p> <p>融資による経営安定・強化支援件数（年間）</p> <p>（KPI の指標）</p>				
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度

時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年4月～ 令和5年3月	令和5年4月～ 令和6年3月	令和6年4月～ 令和7年3月
現状値	3,159件	目標値	(未設定)	5,400件	1,600件
		実績値	3,159件	4,597件	1,584件
		達成率	—	85.1%	99.0%

上記、令和4年度の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度中に事業 KPI の指標を作成したためであり、目標設定自体令和5年度から開始したためです。

(要因分析)

令和4・5年度については、コロナ禍の無利子・無担保融資からの借換等に係る保証料補助の実施によって需要が急増したものの、融資の大口化等で件数ベースの目標値には届かなかったと考えられます。また、同補助という特殊要因がなくなった令和6年度については、想定を上回る反動減によって目標未達成になったと考えられます。

細施策 KGI の概要と指標

黒字企業割合（法人県民税法人税割／事業活動中の県内法人数 ※農業除く）

(KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	39.8%	目標値	(未設定)	40.0%	40.2%
		実績値	39.8%	40.0%	40.0%
		達成率	—	100.0%	99.5%

上記、令和4年度の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度中に細施策 KGI の指標を作成したためであり、目標設定自体令和5年度から開始したためです。

(要因分析)

中小企業振興資金貸付金等の県融資制度により資金繰りを支援するとともに、ポストコロナ経営力強化支援事業費等により支援機関と連携して地域産業構造の基盤強化に取り組んできたが、原材料価格の高騰や人件費の上昇等に対して価格転嫁が追い付いていないといった要因などもあり、県内の黒字企業割合は前年度から横ばいで推移したと考えられます。

根拠法令

- ・愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	65,770,000	74,960,000	108,980,000
補正予算額(増減)	2,000,000	39,960,000	2,000,000
計：現年予算額	67,770,000	114,920,000	110,980,000
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	67,770,000	114,920,000	110,980,000
決算額	67,570,000	114,720,000	110,780,000
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	200,000	200,000	200,000

※不用額が発生しているのは、台風等の災害時に被災中小企業者を支援する「災害関連対策資金」の発動に備えて、予算を算定しているためです。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
貸付金	110,780,000	中小企業振興資金貸付金
合計	110,780,000	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
その他	110,780,000	貸付金元利収入(中小企業振興資金貸付金償還金)
合計	110,780,000	

(5) 監査の結果及び意見

① 融資制度要綱への準拠状況と業務執行管理のための管理簿作成について(意見42)

「愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱」(以下、当意見において「要綱」とします。)の第12条(報告)においては、金融機関及び保証協会(以下、当意見において「金融機関等」とします。)は、「毎月末現在の融資状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。」旨の記載があります。

県によると、現時点で金融機関等からの報告漏れの事実はなく、対象が特定少数の金融機関等に限定されることや現状の融資状況にかかる資料の提出を受けた後の県における集計手順を踏まえると今後も報告漏れという事態は想定されにくいと、受付管理簿等での日付管理までは実施していないとのことでした。

なお、本事業の業務執行においては、当初受付後に金融機関等からの報告との突合等の業務

で補正を要するケースもあるとのことであったため、「要綱」への準拠状況を容易に確認できるようにすることに加え、当初受付後の補正状況を含めた業務執行管理の観点から、受付日他、補正状況を管理できる管理簿を作成し、運用されることが望ましいです。

13. 中小企業振興資金利子補給金事業費

(1) 事業の概要

所管課				
経営支援課				
事業の概要				
<p>中小企業振興資金利子補給金事業費とは、前向きな投資に取り組む中小企業者を対象としたチャレンジ企業支援資金並びに小規模企業者を対象とした経営安定資金（小口資金）及び小口零細企業資金のうち設備資金に係る利子を補給するものです。</p> <p>1 チャレンジ企業金融支援事業費（利子補給金） 高度又は新規性のある技術・ノウハウを生かした事業展開に取り組む中小企業者等を対象とした「チャレンジ企業支援資金」のうち、設備資金に係る利子の一部を補給 (1)利子補給率：1.0％ (2)利子補給時期：年2回（前期分1～6月、後期分7～12月）</p> <p>2 小規模企業設備投資金融支援事業費（利子補給金） 小規模企業者を対象とした「経営安定資金（小口資金）」及び「小口零細企業資金」のうち、設備資金に係る利子の一部を補給 (1)利子補給率：1.0％ (2)利子補給時期：年2回（前期分1～6月、後期分7～12月）</p> <p>（目的・必要性） 金融機関に対し利子補給を行うことにより、県融資制度のうちチャレンジ企業支援資金、経営安定資金（小口資金）及び小口零細企業資金の設備資金の利用を促し、前向きな投資に取り組む中小企業者等や設備投資に取り組む小規模企業者を金融面から積極的に支援することを目的としています。</p>				
事業 KPI の概要と指標				
<p>利子補給を行い、設備資金の利用を促し、金融面から支援することにより、中小企業の振興に繋げるものです。</p> <p>融資により設備投資を実施した事業者数 （KPI の指標）</p>				
KPI 種別	上がると良い 指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度

時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年4月～ 令和5年3月	令和5年4月～ 令和6年3月	令和6年4月～ 令和7年3月
現状値	79件	目標値	—	90件	70件
		実績値	79件	46件	109件
		達成率	—	51.1%	155.7%

上記表中の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度はKPI制度の運用開始前で、目標値を設定していないためです。

(要因分析)

令和5年度は、別途実施し、利用条件がさらに良くなるケースが多かった緊急経済対策特別支援資金・伴走支援枠に需要が集中したことなどから、本事業の対象資金の利用が伸び悩み、未達成となったと考えられます。一方、年度途中で同枠の終了した6年度は、目標値を達成しています。

細施策 KGI の概要と指標

黒字企業割合（法人県民税法人税割／事業活動中の県内法人数 ※農業除く）

(KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	39.8%	目標値	—	40.0%	40.2%
		実績値	39.8%	40.0%	40.0%
		達成率	—	100.0%	99.5%

上記表中の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度はKGI制度の運用開始前で、目標値を設定していないためです。

(要因分析)

中小企業振興資金貸付金等の県融資制度により資金繰りを支援するとともに、ポストコロナ経営力強化支援事業費等により支援機関と連携して地域産業構造の基盤強化に取り組んできたが、原材料価格の高騰や人件費の上昇等に対して価格転嫁が追い付いていないといった要因などもあり、県内の黒字企業割合は前年度から横ばいで推移したと考えられます。

根拠法令

- ・愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱
- ・愛媛県中小企業振興資金利子補給金交付要綱

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	23,194	22,924	20,998
補正予算額(増減)	-	-	-
計：現年予算額	23,194	22,924	20,998
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	23,194	22,924	20,998
決算額	14,818	12,819	11,509
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	8,376	10,105	9,489

※不用額が発生しているのは、資金毎に設定している融資枠が全額使用された場合でも概ね対応できるように、予算を算定しているためです。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	11,279	中小企業振興資金利子補給金(チャレンジ企業金融支援事業費・小規模企業設備投資金融支援事業費)
その他	231	事務費
合計	11,509	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	11,506	
その他	3	雑入
合計	11,509	

(5) 補足事項（中小企業振興資金設備導入完了報告書）

様式第1号（第3条関係）

中小企業振興資金設備等導入完了報告書

年 月 日

（取扱金融機関名） 様

住所

氏名 印

[本人にあっては、名称
及び代表者氏名]

愛媛県中小企業振興資金の融資を受け、次の設備等の導入が完了しましたので報告します。

資 金 名	
融 資 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
融 資 金 額	円
融資金機関名	
設備等導入完了年月日	年 月 日

（注）導入設備等の状況がわかる写真及び領収書等を添付のこと。

（出典：「愛媛県中小企業振興資金利子補給金交付要綱」）

(6) 監査の結果及び意見

① 交付にかかる審査について（意見 43）

本事業は、上記「(1)事業の概要」の「根拠法令」に記載の「愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱」及び「愛媛県中小企業振興資金利子補給金交付要綱」に従い、その補給金交付にあたっては、適切な担当者による審査を受けて回付書を作成しているため、適切な事務処理が実施されていると推察はできますが、審査にあたっての審査項目が一覧になっていないため、審査の内容に関して明瞭性の観点から改善の余地があると考えます。

県によると、審査については各要綱自体がチェックリストになっており、それらに従って対応しているとのことでしたが、審査の内容が必要資料の期限管理や入手の網羅性に関して記載している各要綱に遵守しているかどうか事後的に確認することは現状の整備運用では明示的ではないため、例えば、審査項目をリスト化して回付書へ添付する等の対応を実施することも1つと考えます。

② 中小企業振興資金設備導入完了報告書について（指摘1）

本事業は、上記「(1)事業の概要」に記載のとおり、「愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱」及び「愛媛県中小企業振興資金利子補給金交付要綱」に従い、前向きな投資に取り組む中小企業者を対象としたチャレンジ企業支援資金並びに小規模企業者を対象とした経営安定資金（小口資金）及び小口零細企業資金のうち設備資金に係る利子を補給するものですが、その運用に当たって、金融機関は、資金の融資を受けた者から「中小企業振興資金設備導入完了報告書 様式第1号（第3条関係）」の提出を求め、設備等の導入完了日から30日以内に、その写しを知事に提出しなければならない旨、「愛媛県中小企業振興資金利子補給金交付要綱」に定められています。

この点、上記「(5)補足事項（中小企業振興資金設備導入完了報告書）」に記載のとおり、「中小企業振興資金設備導入完了報告書 様式第1号（第3条関係）」には、注書で、「導入設備等の状況がわかる写真及び領収書等を添付のこと」という記載だけがあるため、金融機関から県に提出された添付書類に関しては、各金融機関で統一されておらず、実際提出された資料だけではその写真と領収書等の根拠資料との整合性がとれているかどうかともよくわからない状態のものが見受けられました。

そのため、金融機関だけではなく、資料の提出を受けた県としても両者の整合性がとれているかどうかしっかりと確認を実施して、疑義があれば補足資料を添付してもらうなど、より確実な内容確認を行っていくことが必要です。

14. 新型コロナウイルス感染症対策金融支援事業費（利子補給金）

(1) 事業の概要

所管課
経営支援課
事業の概要
新型コロナウイルス感染症対策金融支援事業費（利子補給金）とは、感染症の影響を受け、事業活動に支障が生じている中小企業者を対象とした新型コロナウイルス感染症対策資金に係る利子を補給するものです。
1 利子補給対象：新型コロナウイルス感染症対策資金を利用した者
2 受付期間：令和3年3月31日まで
3 利子補給期間：融資実行の日から3年間
4 利子補給率：1.0%
・全国統一枠 1.0%
・県独自枠県負担 0.5%（市町 0.5%）
5 利子補給時期：年1回

(目的・必要性)

中小企業振興資金のうち新型コロナウイルス感染症対策資金(災害関連対策資金)に係る利子を金融機関に対して補給することで、同感染症の影響を受けている中小企業者等金融面から積極的に支援することを目的としています。

事業 KPI の概要と指標

新型コロナウイルス感染症対策資金の利子補給を行い、事業者の負担を軽減することにより、金融面から事業継続を支援し、中小企業の振興に繋げるものです。

事業継続率〔(融資件数－代位弁済件数) / 融資件数〕

(KPI の指標)

KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
		時点/期間	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
現状値	99.3%	目標値	—	99.0%	99.0%
		実績値	99.3%	98.9%	98.3%
		達成率	—	99.9%	99.3%

上記表中の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度は KPI 制度の運用開始前で、目標値を設定していないためです。

(要因分析)

全体としては概ね想定どおりに推移したものの、一部の事業者では業績改善が進まずに事業継続を断念するケースもあり、未達成になったと考えられます。

細施策 KGI の概要と指標

黒字企業割合(法人県民税法人税割/事業活動中の県内法人数 ※農業除く)

(KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
		時点/期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	39.8%	目標値	—	40.0%	40.2%
		実績値	39.8%	40.0%	40.0%
		達成率	—	100.0%	99.5%

上記表中の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度は KGI 制度の運用開始前で、目標値を設定していないためです。

(要因分析)

中小企業振興資金貸付金等の県融資制度により資金繰りを支援するとともに、ポスト

コロナ経営力強化支援事業費等により支援機関と連携して地域産業構造の基盤強化に取り組んできたが、原材料価格の高騰や人件費の上昇等に対して価格転嫁が追い付いていないといった要因などもあり、県内の黒字企業割合は前年度から横ばいで推移したと考えられます。

根拠法令

- ・愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱
- ・愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金要綱
- ・愛媛県中小企業振興資金利子補給金交付要綱（災害関連対策資金）

（出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他）

(2) 予算現額と決算額の推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,563,707	969,985	58,173
補正予算額（増減）	-	-	-
計：現年予算額	1,563,707	969,985	58,173
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	1,563,707	969,985	58,173
決算額	1,542,026	875,387	52,141
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	21,681	94,598	6,032

※不用額が発生しているのは、繰上償還等により当初予定していた利子の一部が不要になったためです。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	52,141	中小企業振興資金利子補給金（全国統一枠・県独自枠）
合計	52,141	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

（単位：千円）

財源	決算額	主な内容
その他	51,185	中小企業再生支援利子補給補助金
その他	816	新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時基金繰入金

その他	140	雑入
合計	52,141	

(5) 監査の結果及び意見

① 交付にかかる審査について（意見 44）

本事業は、上記「(1)事業の概要」の「根拠法令」に記載の「愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱」、「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金要綱」及び「愛媛県中小企業振興資金利子補給金交付要綱（災害関連対策資金）」に従い、その補給金交付にあたっては、適切な担当者による審査を受けて回付書を作成しているため、適切な事務処理が実施されていると推察はできますが、審査にあたっての審査項目が一覧になっていないため、審査の内容に関して明瞭性の観点から改善の余地があると考えます。

県によると、審査については各要綱自体がチェックリストになっており、それらに従って対応しているとのことでしたが、審査の内容が必要資料の期限管理や入手の網羅性に関して記載している各要綱に遵守しているかどうか事後的に確認することは現状の整備運用では明示的ではないため、例えば、審査項目をリスト化して回付書へ添付する等の対応を実施することも1つと考えます。

15. 障がい者就労促進事業費

(1) 事業の概要

所管課				
労政雇用課				
事業の概要				
<p>障害者総合支援法の施行等を踏まえ、就職を希望する障がい者は年々増加傾向にありますが、一方で法定雇用率を達成した企業の割合は 50.2%（令和6年6月1日現在）と雇用が進んでいないことから、県立産業技術専門校では、精神・発達障がい者委託訓練や障がい者の態様に応じた委託訓練を実施するとともに、企業開拓等の就労支援体制を強化することにより、障がい者の職業的自立を促進します。</p>				
事業 KPI の概要と指標				
<p>障がい者が職業訓練を受講し、必要な技能を身につけ就職できるよう、県立産業技術専門校が企業等に委託して職業訓練を実施します。</p> <p>就職率（障がい者訓練分） （KPI の指標）</p>				
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度

時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	63.4%	目標値	75%	75%	75%
		実績値	63.4%	62.7%	63.2%
		達成率	84.5%	83.6%	84.3%

(要因分析)

障がい者訓練のコース別・科別の実績値は、OA総務コース75.0%、知識・技能習得科42.3%、実践能力習得科90.0%、特別支援学校早期訓練科100.0%。

実践能力習得科は、企業内で実践的な訓練を行うことによって障がい者・企業双方に理解があり、当該企業に就職するケースが多いことから就職率が高くなっている。一方、実践能力習得科以外のコースにおいては、別途求職活動が必要であること等から比較的就職率が低調となっている。

細施策 KGI の概要と指標

民間企業における障がい者雇用率 (KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準値	2.38%	目標値	—	2.3%	2.5%
		実績値	2.38%	2.51%	2.57%
		達成率	—	109.13%	102.8%

上記、令和4年度の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度中に細施策 KGI の指標を作成したためであり、目標設定自体は令和5年度から開始したためです。

(要因分析)

障がい者の受入企業を開拓するとともに、就業を希望する障がい者と企業とのマッチングを支援する障がい者マッチング支援事業では、障がい者の就職実績が前年度を上回ったほか、障がい者雇用率が令和6年4月1日に2.5%へ引き上げられたことに伴い企業の障がい者雇用に関する意識が高まったこと等が目標達成につながったと考えられます。

根拠法令

- ・ 職業能力開発促進法

(出典：「令和6年度 事後評価シート (細施策・事務事業)」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	126,568	126,920	124,464
補正予算額(増減)	△32,955	△38,996	△31,404
計：現年予算額	93,613	87,924	93,060
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	93,613	87,924	93,060
決算額	69,053	66,666	72,233
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	24,560	21,258	20,827

※不用額が発生しているのは、定員の100%を充足した場合に委託訓練実施及び訓練手当支給に係る経費を支出できるよう、予算を算定しているため。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報酬	22,278	求人開拓員等の会計年度任用職員の人件費
報償費	11,538	訓練手当
委託料	22,847	委託訓練委託料
その他	15,571	会計年度任用職員共済費、消耗品費等
合計	72,233	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	47,565	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業委託費等
一般財源	24,668	
合計	72,233	

(5) 監査の結果及び意見

① 不用額の発生原因の分析と対応について(意見45)

県によると、本事業については平成16年度から開始された事業とのことです。上記「(2)予算現額と決算額の推移」でも記載したとおり、ここ数年の予算現額と決算額の推移を見たときに、不用額が毎年20百万円ほど継続して発生している状況にあります。

そのため、この不用額の発生に関連して、予算設定方法について確認したところ、本件につ

いては、例年、各県立産業技術専門校が、充足率 100%を目指して募集活動を行っているため、募集定員数（充足率 100%）で予算計上しているとのことでした。これは、県立産業技術専門校ごとに障がいの特性に沿ったコース設定となっていることから、充足率で判断すると年度によりバラツキがあり、予算編成時点では次年度に入校する訓練生数は確定していない状況にあること、また仮に人数を実績ベースにする等で対応した場合、想定以上の応募者があった際には受講できない方が出てくる可能性もあるため、例年定員数で予算計上しているとのことでした。

この点、確かに、県としては障がい者の職業的自立の促進のために機会を設けることは非常に重要な対応となるため、その方針を採用することも理解はできますが、県の予算として不用額を継続的に残すことは経済性から望ましいとはいえないため、ここ数年の不用額の発生状況を踏まえて本事業における不用額を減少させるための改善策も検討していくことが望ましいです。

16. ニート就労支援事業費

(1) 事業の概要

所管課				
労政雇用課				
事業の概要				
<p>ニート就労支援事業とは、働いておらず、学校へも通っていない職業訓練も受けていない、いわゆる「ニート」と呼ばれる若年無業者等の就労支援の総合相談窓口である地域若者サポートステーションを通じたきめ細かな自立・就労支援のほか、関係機関のネットワーク化や県民の理解促進のための啓発等を行うものです。</p> <p>地域若者サポートステーションにおいて、心理カウンセリングを行う臨床心理士や職場体験等の付き添いを行うジョブトレーナーをはじめとするスタッフを配置し、支援体制の強化を行います。</p> <p>ニート等の職業的自立支援に携わる関係機関が集うネットワーク会議を開催し、連携体制の強化や個別事例等について、意見交換を実施します。</p> <p>ニート等の職業的自立を支援するとともに、就労に結び付けることを目的とします。</p> <p>県内には 5,400 人（令和 4 年就業構造基本調査）の若年無業者がおり、地域若者サポートステーションの利用者数や相談件数を踏まえると、今後も根強いニーズが存在すると考えられること、また、若年無業者の職業的自立を図ることは、将来への不安を和らげるとともに、県内経済の活力維持につながるものであり、本事業は必要なものと言えます。</p>				
事業 KPI の概要と指標				
<p>県内の若者を、1 人でも多く就労に結び付ける。</p> <p>地域若者サポートステーションでの支援を通じて就職した若者の数（KPI の指標）</p>				
KPI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度

時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現状値	120件	目標値	200人	200人	200人
		実績値	120人	97人	109人
		達成率	60.0%	48.5%	54.5%

(要因分析)

サポートステーションの延べ利用者数は、4,555名、相談件数は3,077件であり、本事業に対して高いニーズは認められるものの、新規登録者数の減少等により、目標達成には至っていません。また、人手不足が深刻化する中、求人数等が改善し、サポートステーションの支援なく就職に至るケースが増加した可能性も考えられます。

細施策 KGI の概要と指標

非就労者の就業率の向上 (KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現状値	57.63%	目標値	—	57.63%	57.63%
		実績値	57.63%	58.61%	58.47%
		達成率	—	101.7%	101.5%

上記、令和4年度の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度中に細施策 KGI の指標を作成したためであり、目標設定自体令和5年度から開始したためです。

(要因分析)

人手不足を背景に企業の人材採用意欲が高まる中、離職者や正社員就職を希望する方に対する職業訓練等を通じたスキル習得に取り組んだことにより、非就労者の就労につながり、目標値を上回る実績となったと考えられます。

根拠法令

- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律

(出典：「令和6年度 事後評価シート (事務事業)」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	14,047	14,070	13,450
補正予算額(増減)	-	-	-
計：現年予算額	14,047	14,070	13,450
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	14,047	14,070	13,450
決算額	13,624	13,629	12,331
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	423	441	1,119

※不用額が発生しているのは、事業実績の減等によるものである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	12,324	地域若者サポートステーション運営支援事業委託料
合計	12,324	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	12,331	
合計	12,331	

(5) 補足事項(事業に関連する写真等)

(えひめ若者サポートステーション受付)	(えひめ若者サポートステーション相談室)
	

地域若者サポートステーション運営支援事業の概要

- (1) 臨床心理士、ジョブトレーナー及び訪問支援員の配置
- (2) キャリア開発の実施：基本的なコミュニケーションや就活セミナーなどの様々なセミナー、職場体験、短期職場体験の実施。
- (3) 職場見学等受入事業所の開拓
- (4) 職場見学・短期職場体験における企業及び受講生へのフォロー支援
- (5) ホームページの充実 若者自立支援ホームページ「Support & Step」の運用（ゼロ予算）

(6) 監査の結果及び意見

① KPI の見直しの必要性の検討について（意見 46）

県によると、本事業は平成 18 年度から開始された事業であるとのこと。そのような中で、県が目標とする KPI は、上記「(1) 事業の概要」の中の「事業 KPI の概要と指標」に記載されたとおりであり、当該目標値は就労支援状況や過去の国目標値を勘案し設定しているとのこと。しかしながら、目標値と実績値の乖離が 20% を超える範囲で推移しており、目標値の設定として妥当ではない状況が継続しています。

この点、県によれば、人手不足が深刻化する中、

- ・求人数が改善し、就職が容易となるなど、サポートステーション支援を必要としない者がいる可能性があること、
 - ・過去のニート支援施策や人口減少等の影響により、登録者数は減少傾向にあること、
- などを理由として、目標値と実績値に乖離が生まれているのではないかと分析をされています。

近年の経済環境の変化を踏まえると、人手不足が深刻化する中、求人数の増加傾向はしばらく継続するものと推定され、そのような中で、現状の目標値を継続することは合理的とはいえない状況にあると思慮します。

そのため、本事業の目的としては、ニート等の職業的自立を支援するとともに、就労に結び付けることではありますが、一例として、ニート等の職業的自立を支援する側面として地域若者サポートステーションが利用者の心のケアを行って、職業的自立を支援している状況に鑑みて、その相談件数をはじめとする利用件数等を KPI として設定する等、KPI 自体の見直しを実施するのが望ましいです。

② サポートステーションに対する対応記録の残し方について（意見 47）

県によると、本事業における KPI に関連して、サポートステーション登録数や相談件数、就職等件数の各実績数値の状況については、事業委託先に適時聞き取りを実施し、事業委託先とのやり取りについては、その内容の重要度や性質に応じて記録の残し方を使い分けているとのこと。

この点、現在の対応方針としては、委託契約に関わる重要な事項や意思決定を伴うやり取りについては、委託先から書面の提出を求めたり、議事録を作成したりするなどして記録を残すようにしており、軽微な確認事項など即時性や簡潔性が求められる場合は、口頭で上長に報告を行う場合があるとのことですが、使い分けのための重要度を定めた基準まではないとのことです。

本件、現状のように使い分けの基準が明確で無い状態が継続することは、属人的な対応となつて記録を残す残さないといった統一性がなくなる可能性があるため、少なくとも委託先から書面の提出を求める事項の定義づけや業務の引き継ぎ等も考慮して口頭で済ませる案件の設定は、明確に定めて運用されることが望ましいです。

③ 委託先が1者継続となっている状況について（意見 48）

本件事業においては、国が一般競争入札（総合評価落札方式）により委託事業者を決定し、県としてはこれを受けて随意契約という形で伊予鉄総合企画㈱と契約に至っているとのことです。

この点、本事業開始後、途中社名変更はあるものの、現在の伊予鉄総合企画㈱が結果的に継続して受託している状況にあるとのことであり、結果論になってしまいますが、特定業者への依存度が高くなってしまっているのではないかと危惧します。

本件、原則に従った単年度会計であり、現在の運用自体に問題があるわけではありませんが、結果的に同一の事業者が継続的に選定されている現状に鑑みて、特定業者への依存度が高くないように検討することも必要ではないかと考えます。

17. 産業技術専門校運営費

(1) 事業の概要

所管課
労政雇用課
事業の概要
<p>本県の基幹産業であるものづくりは、各地域に多数の中小企業が集積することにより競争力を保持していますが、人口減少及び若者のものづくり離れにより、後継者の確保・育成が喫緊の課題となっています。</p> <p>県立産業技術専門校において計画的な職業訓練（施設内訓練、在職者訓練）を通じて産業界が求める人材を育成することで、ものづくり人材の確保と技能向上を図り、本県の基幹産業の担い手確保等に資するものです。</p>
事業 KPI の概要と指標
<p>離転職者・新規学卒者等が就職に必要な知識・技能を習得することにより、雇用の促進及び安定が図られるよう県立産業技術専門校において職業訓練を実施する。</p>

(KPI の指標)

KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点/期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現状値	92.6%	目標値	87.6%	87.6%	87.6%
		実績値	92.6%	84.9%	79.3%
		達成率	100.0%	96.9%	90.5%

(要因分析)

令和6年度の実績値について、主に短期課程の訓練科において就職率が伸び悩んだことにより、目標値を8.3ポイント、令和5年度実績値より5.6ポイント下回りました。

短期課程は普通課程の訓練科と比較して40代～60代の年齢層の訓練生が多く、受け入れ先の企業が見つからなかったこと、家庭の事情等により就職が困難な者が多い傾向にあったことが要因であると考えられ、目標値87.6%達成となりませんでした。

細施策 KGI の概要と指標

雇用人員判断 D. I. の全国平均との差異

(KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点/期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	-11	目標値	0	0	0
		実績値	-11	-16	-18
		達成率	-	-	-

(要因分析)

定年退職者や離転職者の増加に加え、製造業やサービス業で需要回復に人手確保が追い付いていないことが要因（日本銀行松山支店の令和6年9月、12月の短観分析結果）となった可能性があります。また、採用の超売り手市場において、大都市圏に有利な初任給の引き上げ等による人材獲得競争が激化し、全国平均との差は広がっています。

根拠法令

- ・職業能力開発促進法
- ・愛媛県立産業技術専門校条例
- ・愛媛県立産業技術専門校運営規則

(出典：「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	50,447	53,556	54,403
補正予算額(増減)	-	-	-
計：現年予算額	50,447	53,556	54,403
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-637	-	-
計：予算現額	49,810	53,556	54,403
決算額	41,935	45,592	47,143
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	7,875	7,964	7,260

※不用額が発生しているのは、指導員の欠員によるもの。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	60	養成講習及び技能講習受講料等
その他	47,083	訓練委託料、消耗品費等
合計	47,143	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	24,888	職業訓練事業交付金、産業技術専門校 設備整備費等補助金
一般財源	13,802	
その他	8,453	授業料、入校料、不用品売払代金、産 業技術専門校作業収入、産業技術専門 校受講料収入、行政財産、土地建物貸 付料、庁舎電灯料等徴収金
合計	47,143	

(5) 補足事項

(第 11 次愛媛県職業能力開発計画の策定について)

主要目標値一覧

政策体系	成果指標	基準値 ※（ ）内は基準時点、記載のないものは令和 2 年度	目標値 (令和 7 年度)
はぐくみ・つなげる	県内就職率		
	大学生・高校生等	59.7% (令和 4 年度)	62.7%
	産業技術専門学校	95.0% (令和 4 年度)	97.8%
	離職率（就職後 3 年以内） (H28 年度卒業生)		
	大学	33.6%	33.6%以下
	短大	42.5%	42.5%以下
	高校	40.7%	40.7%以下
	愛 work 利用者の就職決定者数	1,250 件	1,250 件以上
のびす	在職者訓練受講者数		
	産業技術専門学校	434 人	434 人以上
	認定職業訓練校	506 人	506 人以上
	技能検定合格者数	1,593 名	1,600 名
活かす	対象者の就労状況等		
	女性の平均勤続年数	9.3 年 (令和 4 年度)	12.0 年
	愛 work 利用者の就職決定者数（再掲）	1,250 件	1,250 件以上
	民間企業における障がい者雇用率	2.29%	2.50%
	就職率（離・転職者の民間機関を利用した委託訓練における就職率）	79.3%	95.4%以上
	雇用されている特定技能・技能実習の人数	6,644 人 (令和 4 年度)	7,660 人

(出典：愛媛県 HP「第 11 次愛媛県職業能力開発計画の策定について」)

(6) 監査の結果及び意見

① 県 HP 掲載の主要目標値一覧の基準値と本報告書の令和 4 年度 KPI 現状値の関係について
(意見 49)

県 HP の「第 11 次職業能力開発計画」に記載されている主要目標値一覧の基準値として、政策体系（はぐくみ・つなげる）、成果指標（産業技術専門学校）、基準値 95.0%（令和 4 年度）という記載に対し、今回、監査により現状値を確認していただいた結果が 92.6%と不整合であったことから、両者の数字の概要について確認したところ、県によると、令和 4 年度の基準値 95.0%については、普通課程のみの就職率であり、現状値は当該年度の普通課程と短期課程を合わせた全体の就職率としているため、令和 4 年度の KPI 現状値は 92.6%となっているとのことであり、実際の就職率は普通課程だけではなく、全体の就職率で考えるため、令和 4 年度の KPI 現状値については 92.6%が正しいとのこと。

本事業の KPI が、離転職者・新規学卒者等が就職に必要な知識・技能を習得することにより、雇用の促進及び安定が図られるよう県立産業技術専門校において職業訓練を実施することであるため、指標とする実際の就職率は普通課程と短期課程を区分する必要はなく、全体の就職率で考える必要があるため、県民等に正しい情報を適時適切に発信できるように計算内容が正しいかどうか、事前にチェックする体制を構築しておくことが望ましいです。

なお、本来は一致させておく必要があるため、第 12 次愛媛県職業能力開発計画の基準値及び目標値の設定の際は一致させるように対応したい旨、確認しています。

② 愛媛中央産業技術専門校の就職状況報告書について（意見 50）

本事業の KPI の数字の算定状況を確認するため、「県立産業技術専門校施設内訓練就職率」の算定基礎となった「愛媛中央産業技術専門校の就職状況報告書」をサンプルとして閲覧しましたが、訓練期間の記載のないもの、就職状況にかかる日付のないもの、提出日の記載のないものが複数見受けられました。

この点、県によると、訓練生等就職状況報告書の作成・提出は必須事項となっているとのことであり、訓練生等就職状況報告書の訓練期間や提出日の記載は必要な記載項目であるとのことであったため、しっかり確認することが必要と考えます。

なお、本件に関しては一部記載がない報告書も含まれていたため、今後はすべて記載されていることを確認するよう、各校への周知を徹底することとしたい旨、確認しています。

③ 委託先が 1 者継続となっている状況について（意見 51）

県によると、本事業のうち、宇和島産業技術専門校の委託先については、令和元年から公募の結果、一者応札の後、随意契約という形で㈱ニチイ学館と契約に至っているとのこと。

この点、遡れば複数の応募があった年度もありましたが、結果的に継続して受託している期間が長くなることは、特定業者への依存度が高くなってしまわないかと危惧します。

本件は、原則に従った単年度会計であり、現在の運用自体に問題があるわけではありませんが、結果的に委託先が継続的に選任されている現状に鑑みて、特定業者への依存度が高くなるように、例えば同一業者への委託にあたって長期の継続期間となってしまう場合には、インターバル期間を設ける等の対応を実施することも 1 つではないかと考えます。

ただ、本件にあたっては、そもそも公募に対して応募がないことが大きな要因になっているため、県としても南予地域で受託できる業者や講師を確保できる業者が他にいないことが原因と考えており、毎年度、受託可能な業者を確保できるよう、委託内容の見直しについて検討しているとのことであるため、引き続き委託内容の見直しについて検討していくことが望ましいと考えます。

18. ポストコロナ経営力強化支援事業費

(1) 事業の概要

所管課					
経営支援課					
事業の概要					
<p>ポストコロナ経営力強化支援事業とは、コロナ禍における経済社会の変化、脱炭素への社会的要請の高まりなどの社会環境変化に対応した中小企業者の競争力強化が求められる中で、地域のサプライチェーンを俯瞰した戦略的な中小企業者支援により、ポストコロナを勝ち抜く地域産業構造の基盤を強化するものです。</p> <p>1. プル型支援（関係機関と連携した相談・支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援機関の強みを繋ぐ継続的な支援 ・ 中小企業の挑戦・自己変革促進に向けた意識醸成 ・ 支援モデル創出、支援機関等への波及 <p>2. プッシュ型支援（中核企業への戦略的支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核企業を中心としたサプライチェーン全体への支援による地域経済全体の活性化 ・ 金融機関等への経営支援ノウハウの移転による地域全体の経営支援能力の底上げ <p>（目的・必要性）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響の長期化で企業の倒産や廃業が懸念される中、県内事業者が抱える複雑かつ多様な経営課題に対応するとともに、地域経済を支える県内企業の更なる成長に向け、ポストコロナを見据えた新事業展開等を支援することが目的です。</p>					
事業 KPI の概要と指標					
<p>総合経営相談窓口 CONNECT えひめが県内中小企業に対して支援し、経営力の強化を図ることにより、中小企業の振興に繋げるものです。</p> <p>CONNECT えひめによる企業支援件数</p> <p>（KPI の指標）</p>					
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年12月	時点/期間	令和4年3月末	令和4年～令和5年	令和4年～令和6年
現状値	29件	目標値	-	150件	250件
		実績値	37件	145件	281件
		達成率	-	96.7%	112.4%

上記、令和4年度の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度中に事業 KPI の指標を作成したためであり、目標設定自体令和5年度から開始したためです。

(要因分析)

連携支援コーディネーターによる支援機関の連携強化等の実施、コンサルティング会社の知見を活かした伴走支援により目標を達成できたと考えられます。

細施策 KGI の概要と指標

黒字企業割合（法人県民税法人税割／事業活動中の県内法人数 ※農業除く）

(KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
		時点/期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	39.8%	目標値	—	40.0%	40.2%
		実績値	39.8%	40.0%	40.0%
		達成率	—	100.0%	99.5%

上記、令和4年度の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度中に細施策 KGI の指標を作成したためであり、目標設定自体令和5年度から開始したためです。

(要因分析)

中小企業振興資金貸付金等の県融資制度により資金繰りを支援するとともに、ポストコロナ経営力強化支援事業費等により支援機関と連携して地域産業構造の基盤強化に取り組んできましたが、原材料価格の高騰や人件費の上昇等に対して価格転嫁が追いついていないといった要因などもあり、県内の黒字企業割合は前年度から横ばいで推移したと考えられます。

根拠法令

—

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	100,485	90,495
補正予算額（増減）	—	—	—
計：現年予算額	—	100,485	90,495
前年度明許繰越額	130,459	—	—
流用額	—	—	—

計：予算現額	130,459	100,485	90,495
決算額	130,053	100,090	90,117
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	406	395	378

※不用額が発生しているのは、旅費の減によるものです。

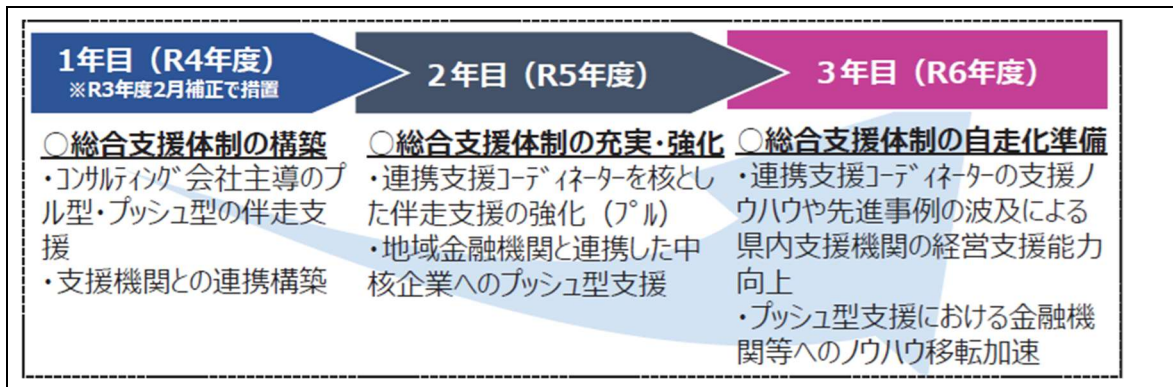
(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	90,000	委託事業者への委託料
その他	117	事務費
合計	90,117	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	57,932	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
一般財源	32,185	
合計	90,117	

(5) 補足事項 (事業概要)



(出典：「ポストコロナ経営力強化支援事業費の事業概要」)

(6) 監査の結果及び意見

① KPI の設定方法について (意見 52)

本事業は、上記「(1)事業の概要」に記載のとおり、関係機関と連携した相談・支援を行う「プル型支援」と中核企業への戦略的支援を行う「プッシュ型支援」の2形態があります。両者はそれぞれ支援内容に違いがあることから、それら支援内容をまとめた報告書の内容としては、「プッシュ型支援」の方が支援内容が充実している分、KPIとしての支援企業数は少なくなっ

ており、逆に、「プル型支援」は件数が多くなっているといった傾向が見られました。

上記のような傾向を踏まえて、県の担当者へ本事業の KPI の設定方法について確認したところ、県によると、KPI については、事業あたり 1 つの KPI を設定することとなっているとのことであり、現在は「プル型支援」と「プッシュ型支援」に共通する事項として、支援企業数を設定しているとのことでした。

「プル型支援」と「プッシュ型支援」はいずれも地域経済を支える県内企業の更なる成長を支援するための事業で共通してはいますが、その企業のステージや内容が明らかに違うため、両者を合算した支援企業数で KPI を測定するよりも別々に KPI を定めて対応することがより望ましいです。

なお、KPI の設定に関しては、上記「(5) 補足事項（事業概要）」に記載しましたが、本事業では、将来的なビジョンをもって県内企業を支えようとする事業であることがその事業概要からうかがい知ることができるため、全庁的な話にはなってしまいますが、KPI の設定として複数設定する事業があっても良いのではないかと考えます。

19. 中小企業融資円滑化推進費

(1) 事業の概要

所管課
経営支援課
事業の概要
中小企業融資円滑化推進費とは、県融資制度の保証料低減による県信用保証協会の減収分を補うため、補助金を交付するものです。
1 信用保証協会への補填額の算出 県制度融資の保証承諾に係る平均保証債務残高をベースに一般保証料率と各制度保証料率との差額分を補填
2 信用保証協会への補助金（保証料補助金）の支出 保証料減収額の 1/2 を、補助金として支出
(目的・必要性) 県内の中小企業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定化及び強化を図ることを目的としています。
事業 KPI の概要と指標
保証料の低減により、資金の融通を円滑にし、経営の安定化や強化を図り、中小企業の振興に繋げるものです。
保証料が低減されている資金を利用した事業者数

(KPI の指標)

KPI 種別	上がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
		時点 /期間	令和4年4月～ 令和5年3月	令和5年4月～ 令和6年3月	令和6年4月～ 令和7年3月
現状値	235件	目標値	—	230件	1,200件
		実績値	235件	129件	446件
		達成率	—	56.1%	37.2%

上記表中の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度は KPI 制度の運用開始前で、目標値を設定していないためです。

(要因分析)

利用条件がさらに良くなるケースが多かった別資金に需要が集中したことなどから、本事業の対象資金の利用が伸び悩み、未達成になったと考えられます。

細施策 KGI の概要と指標

黒字企業割合（法人県民税法人税割／事業活動中の県内法人数 ※農業除く）

(KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
		時点 /期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	39.8%	目標値	—	40.0%	40.2%
		実績値	39.8%	40.0%	40.0%
		達成率	—	100.0%	99.5%

上記表中の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度は KGI 制度の運用開始前で、目標値を設定していないためです。

(要因分析)

中小企業振興資金貸付金等の県融資制度により資金繰りを支援するとともに、ポストコロナ経営力強化支援事業費等により支援機関と連携して地域産業構造の基盤強化に取り組んできたが、原材料価格の高騰や人件費の上昇等に対して価格転嫁が追い付いていないといった要因などもあり、県内の黒字企業割合は前年度から横ばいで推移したと考えられます。

根拠法令

- ・愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱
- ・愛媛県中小企業融資円滑化信用保証協会補助金交付要綱

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	22,734	13,885	14,950
補正予算額(増減)	-	-	-
計：現年予算額	22,734	13,885	14,950
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	22,734	13,885	14,950
決算額	10,148	7,901	5,937
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	12,586	5,984	9,013

※不用額が発生しているのは、経済情勢の悪化等により県制度融資の利用が増加した場合に備えて、予算を算定しているためです。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	5,937	中小企業融資円滑化信用保証協会補助金
合計	5,937	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	5,937	
合計	5,937	

(5) 監査の結果及び意見

① 交付にかかる審査について (意見 53)

本事業は、上記「(1)事業の概要」の「根拠法令」に記載の「愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱」及び「愛媛県中小企業融資円滑化信用保証協会補助金交付要綱」に従い、その補助金交付にあたっては、適切な担当者による審査を受けて回付書を作成しているため、適切な事務処理が実施されていると推察はできますが、審査にあたっての審査項目が一覧になっていないため、審査の内容に関して明瞭性の観点から改善の余地があると考えます。

県によると、審査については各要綱自体がチェックリストになっており、それらに従って対応しているとのことでしたが、審査の内容が必要資料の期限管理や入手の網羅性に関して記載している各要綱に遵守しているかどうか事後的に確認することは現状の整備運用では明示的ではないため、例えば、審査項目をリスト化して回付書へ添付する等の対応を実施することも1つと考えます。

20. 新事業創出金融支援事業費

(1) 事業の概要

所管課					
経営支援課					
事業の概要					
<p>新事業創出金融支援事業費とは、資金調達の円滑化を通じて県内における創業や事業承継を促進するため、創業者及び事業承継者が県融資制度「新事業創出支援資金」を借り入れる際の保証料を補助するものです。</p> <p>1 補助対象 新事業創出支援資金（事業承継支援枠を含む）の利用者</p> <p>2 保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新事業創出支援資金：0.8%又は1.0%（全額補助） ・事業承継支援枠：0.16～1.72%（全額補助） <p>（目的・必要性） 県内中小企業等の創業及び事業承継を金融面から支援することを目的としています。</p>					
事業 KPI の概要と指標					
<p>保証料を補助し、創業や事業継承の円滑化を金融面から支援することにより、中小企業の振興に繋げるものです。</p> <p>新事業創出支援資金を利用して創業及び事業継承された件数 （KPI の指標）</p>					
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点/期間	令和4年4月～ 令和5年3月	令和5年4月～ 令和6年3月	令和6年4月～ 令和7年3月
現状値	246件	目標値	—	215件	250件
		実績値	246件	260件	215件
		達成率	—	120.9%	86.0%
<p>上記表中の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度は KPI 制度の運用開始前で、目標値を設定していないためです。</p> <p>（要因分析） 全体としては概ね想定どおりに推移したものの、過去最高の実績となった前年度の反動などにより、未達成になったと考えられます。</p>					

細施策 KGI の概要と指標					
黒字企業割合（法人県民税法人税割／事業活動中の県内法人数 ※農業除く） （KGI の指標）					
KGI 種別	上がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	39.8%	目標値	—	40.0%	40.2%
		実績値	39.8%	40.0%	40.0%
		達成率	—	100.0%	99.5%
上記表中の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度は KGI 制度の運用開始前で、目標値を設定していないためです。 （要因分析） 中小企業振興資金貸付金等の県融資制度により資金繰りを支援するとともに、ポストコロナ経営力強化支援事業費等により支援機関と連携して地域産業構造の基盤強化に取り組んできたが、原材料価格の高騰や人件費の上昇等に対して価格転嫁が追い付いていないといった要因などもあり、県内の黒字企業割合は前年度から横ばいで推移したと考えられます。					
根拠法令					
<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱 ・愛媛県中小企業振興資金融資制度信用保証料補給金交付要綱 					

（出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他）

(2) 予算現額と決算額の推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	44,713	44,265	45,858
補正予算額（増減）	—	—	—
計：現年予算額	44,713	44,265	45,858
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計：予算現額	44,713	44,265	45,858
決算額	30,568	44,265	38,073
翌年度繰越額	—	—	—
不用額※	14,145	—	7,785

※不用額が発生しているのは、資金毎に設定している融資枠や過去の実績などを踏まえて、可能な限り不足が生じないように、予算を算定しているためです。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	38,073	中小企業振興資金保証料補給金（新事業創出支援資金）
合計	38,073	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	38,073	
合計	38,073	

(5) 監査の結果及び意見

① 交付にかかる審査について（意見54）

本事業は、上記「(1)事業の概要」の「根拠法令」に記載の「愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱」及び「愛媛県中小企業振興資金融資制度信用保証料補給金交付要綱」に従い、その補給金交付にあたっては、適切な担当者による審査を受けて回付書を作成しているため、適切な事務処理が実施されていると推察はできますが、審査にあたっての審査項目が一覧になっていないため、審査の内容に関して明瞭性の観点から改善の余地があると考えます。

県によると、審査については各要綱に従って対応しているとのことでしたが、審査の内容が必要資料の期限管理や入手の網羅性に関して記載している各要綱に遵守しているかどうか事後的に確認することが現状の整備運用では明示的ではないため、例えば、審査項目をリスト化して回付書へ添付する等の対応を実施することも1つと考えます。

21. 若年人材育成推進事業費

(1) 事業の概要

所管課
産業人材課
事業の概要
若年人材育成推進事業とは、ジョブカフェ愛 work の運営を（一社）えひめ若年人材育成推進事業に委託し、若年者を対象に、職業適性診断やカウンセリング等に基づき、就職・職場定着に至るまでの個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うほか、県内企業のニーズに応じた人材の育成や在学中からの職業意識の醸成を図るなど、若年者の雇用対策、人材育成対策を総合的に実施する事業です。
事業 KPI の概要と指標
愛 work 利用者の就職決定者数

(KPI の指標)					
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年～令和8年	時点/期間	令和4年～令和5年	令和5年～令和6年	令和6年～令和7年
現状値	1,232人	目標値	1,750人	1,250人	1,250人
		実績値	1,232人	1,316人	1,187人
		達成率	70.40%	105.28%	95.0%
(要因分析)					
愛 work の就職決定者の9割以上は大卒者となっており、20～24歳の年代の新規登録者数が前年度比92.1%と伸び悩んだため、未達成となりました。今後は、若年利用者のニーズに即した取組を強化すれば、KPI向上の余地があると考えられます。					
細施策 KGI の概要と指標					
大学生・高校生等の県内就職率					
(KGI の指標)					
KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和5年～令和8年	時点/期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	59.7%	目標値	-%	60.7%	61.7%
		実績値	59.7%	55%	54.5%
		達成率	-%	90.6%	88.3%
(要因分析)					
全国的に人材不足が顕著となる中、体力のある大企業が初任給を引き上げるなど、大都市圏に有利な人材獲得競争の流れが続いており、県内でも若年人材育成推進事業等を委託しているジョブカフェ愛 work を利用した学生等の県内就職決定者数も前年度と比べ、9.8%減少するなど、県内の若年者の県外流出に歯止めがかからない状況となっています。					
根拠法令					
—					

(出典：「令和6年度 事後評価（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	83,489	86,512	86,708
補正予算額(増減)	-	-	-
計：現年予算額	83,489	86,512	86,708
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	-	-	-
決算額	83,233	86,466	83,206
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	256	46	3,502

※不用額が発生しているのは、事業変更が生じたためである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	78,445	ジョブカフェ愛 work 運営委託費
その他	4,761	
合計	83,206	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	3,360	地域就職氷河期世代支援加速化交付金
一般財源	77,246	
その他	2,600	企業版ふるさと納税寄付
合計	83,206	

(5) 監査の結果及び意見

① 事業 KPI の見直しについて (意見 55)

県は、「愛 work 利用者の就職決定者数」を本事業の KPI としています。本事業は、若年者の雇用対策及び人材育成対策を総合的に実施するものであり、また、「愛 work」全般の運営に係る包括的な事業委託費として支出されていることから、この指標を KPI とすることには特段の違和感はありません。

一方で、現在、県内の大学生・高校生の就職内定率は高く、有効求人倍率も高い状況にあり、県内産業は深刻な人手不足に直面しています。また、コロナ禍以降、県の人口減少及び転出超過が喫緊の課題となっており、県ではこれに対応する多様な施策を展開しています。

このような状況を踏まえると、本事業においても、「愛 work 利用者の県内企業への就職決定

者数」を KPI として設定することが、より適切であると考えられます。細施策 KGI である「大学生・高校生等の県内就職率」に関連した KPI としても、「県内企業への就職」に焦点を当てた指標の方が、より整合的で馴染みやすいものと考えます。今後、事業 KPI の見直しについて検討を進めることが望ましいと考えます。

22. 中核産業人材確保奨学金返還支援事業費

(1) 事業の概要

所管課					
産業人材課					
事業の概要					
中核産業人材確保奨学金返還支援事業とは、県内産業を支える中核人材となる大学生及び大学院生の県内定着及び UIJ ターン就職を促進するため、大学生等が卒業後、本制度に登録した県内の企業に就職した場合に、県と登録企業とで出捐した基金により、奨学金の返還を助成する事業です。					
事業 KPI の概要と指標					
県の奨学金補助を受け、県内企業に就職した人数 (KPI の指標)					
KPI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 5 年～令和 8 年	時点 / 期間	令和 4 年～令和 5 年	令和 5 年～令和 6 年	令和 6 年～令和 7 年
現状値	43 件	目標値	-件	58 件	78 件
		実績値	43 件	58 件	95 件
		達成率	-%	100%	121.8%
(要因分析)					
奨学金返還支援制度に賛同し登録する企業が年々増加しており、学生からの需要も高い事業であるため、目標を超える達成率になったと思われまます。					
細施策 KGI の概要と指標					
大学生・高校生等の県内就職率 (KGI の指標)					
KGI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 5 年～令和 8 年	時点 / 期間	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
現状値	59.7%	目標値	-%	60.7%	61.7%

		実績値	59.7%	55%	54.5%
		達成率	-%	90.6%	88.3%
(要因分析)					
全国的に人材不足が顕著となる中、体力のある大企業が初任給を引き上げるなど、大都市圏に有利な人材獲得競争の流れが続いており、県内でも若年人材育成推進事業等を委託しているジョブカフェ愛 work を利用した学生等の県内就職決定者数も前年度と比べ、9.8%減少するなど、県内の若年者の県外流出に歯止めがかからない状況となっています。					
根拠法令					
—					

(出典：「令和6年度 事後評価」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	8,632	9,196	14,402
補正予算額(増減)	-	-	-
計：現年予算額	8,632	9,196	14,402
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	-	-	-
決算額	5,828	7,347	9,366
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	2,804	1,849	5,036

※不用額が発生しているのは、予算額については、前年度の交付申請額+新たに交付申請対象となる人数×168千円(1人への最大交付額/年)で算出していたが、個々人の返還実績額の確定(最大額以下での申請)や退職等による対象者数の減少により返還支援実績が減少したためである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	9,209	奨学金返還支援費
その他	158	チラシ印刷費等
合計	9,366	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	-	
一般財源	158	
その他	9,209	基金出捐金
合計	9,366	

(5) 監査の結果及び意見

① 事業 KPI 目標値の検討について (意見 56)

事業 KPI の目標値及び実績値の推移は、以下のとおりです。

- ・令和5年度：目標値 58 / 実績値 58
- ・令和6年度：目標値 78 / 実績値 95 (目標+17)
- ・令和7年度：目標値 98
- ・令和8年度：目標値 118

県によると、令和7年度の目標値については、細施策 KGI である「大学生・高校生等の県内就職率」の低下や、若年者の県外転出超過が顕著である状況を踏まえ、単年度実績のみをもって上方修正を行わなかったとのこと。

ただし、当該事業 KPI が細施策 KGI に与える影響は、必ずしも大きいものではないと考えられます。そのため、KGI の推移状況にとらわれず、積極的な上方修正を検討されることが望ましいと考えます。

また、若年者の県外転出超過が顕著である状況においては、より一層の UIJ ターン促進策として、奨学金を活用した県内企業への就職支援の推進が有効と考えられます。細施策 KGI には複数の事業や施策が関連しており、予算上の制約から全体の絶対数に与える影響は限定的かもしれませんが、当該事業は若年人材確保の観点から非常に有効かつ魅力的な制度であるといえます。

したがって、令和8年度以降の KPI 設定においては、事業 KPI の上方修正を積極的に検討することが望まれます。

② 登録企業及び利用者へのアンケートの実施について (意見 57)

中核産業人材確保奨学金返還支援事業において、登録企業及び利用者（学生又は保護者等）に対するアンケートは実施していないとのこと。制度の一層の充実・改善を図るため、定期的にアンケートを実施し、事業内容に反映していくことが望ましいです。

23. 女性人材雇用促進・活躍支援事業費

(1) 事業の概要

所管課					
産業人材課					
事業の概要					
<p>女性人材雇用促進・活躍支援事業とは、意欲ある女性が正職員として活躍できるよう、デジタルスキル習得の支援に取り組むほか、就労先企業の開拓や女性人材の受入環境整備、紹介予定派遣制度を活用したマッチング等を一体的に実施することで、女性の雇用の受け皿拡大や安定的な雇用に繋げるとともに、県内企業の産業人材確保を図る。</p>					
事業 KPI の概要と指標					
<p>当事業により良質な雇用で就職した女性の数 (KPI の指標)</p>					
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年～令和6年	時点/期間	令和3年～令和4年	令和3年～令和5年	令和3年～令和6年
現状値	0件	目標値	45件	95件	150件
		実績値	48件	150件	214件
		達成率	106.7%	157.9%	142.7%
(要因分析)					
<p>女性の働きやすい職場環境へ改善する意欲のある企業が増加し、かつ非正規で雇用されている女性や良質な雇用で就職したい女性求職者が数多く存在することから、良質な正規雇用で就職した実績を作ることができました。</p>					
細施策 KGI の概要と指標					
<p>非就労者の就業率の向上 (KGI の指標)</p>					
KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和5年～令和8年	時点/期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	57.63%	目標値	-%	57.63%	57.63%
		実績値	57.63%	58.61%	58.47%
		達成率	-%	101.7%	101.5%
(要因分析)					
<p>人手不足を背景に企業の人材採用意欲が高まる中、離職者や正社員就職を希望する方</p>					

に対する職業訓練等を通じたスキル習得に取り組んだことにより、非就労者の就労につながり、前年度と同水準の実績を維持したものと考えられます。

根拠法令

—

(出典：「令和6年度 事後評価」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	104,200	104,200
補正予算額(増減)	79,500	-	-
計：現年予算額	79,500	104,200	104,200
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	-	-	-
決算額	65,959	89,930	89,549
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	13,541	14,270	14,651

※不用額が発生しているのは、紹介予定派遣の実施回数減少、セミナー開催内容の見直し等による経費削減、運営管理費の減少等のためである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	89,549	
その他	-	
合計	89,549	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	71,638	雇用開発支援事業費等補助金
一般財源	17,911	
合計	89,549	

(5) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

24. えひめの女性県内就職促進事業費

(1) 事業の概要

所管課					
産業人材課					
事業の概要					
えひめの女性県内就職促進事業とは、若年女性の転出超過解消を図るため、ジョブカフェ愛 work を核とした関係機関との情報共有・意見交換を行うプラットフォームを運営するとともに、若者のネットワーク構築を支援することで、地元企業を知る機会の拡充や愛媛で働き暮らすイメージの醸成に繋げる事業です。					
事業 KPI の概要と指標					
ジョブカフェ愛 work 利用者（女性）の県内就職決定者の割合 (KPI の指標)					
KPI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 6 年	時点 / 期間	令和 4 年～令和 5 年	令和 5 年～令和 6 年	令和 6 年～令和 7 年
現状値	61.1%	目標値	-%	-%	76.9%
		実績値	-%	-%	60.6%
		達成率	-%	-%	78.8%
(要因分析)					
若者（15～29 歳）の転出超過数が前年度比 3.0%増で推移している影響を受け、愛 work の 20～24 歳の女性新規登録者数が前年度比 3.2%減と推移し、未達成となりました。					
細施策 KGI の概要と指標					
大学生・高校生等の県内就職率 (KGI の指標)					
KGI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 5 年～令和 8 年	時点 / 期間	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
現状値	59.7%	目標値	-%	60.7%	61.7%
		実績値	59.7%	55%	54.5%
		達成率	-%	90.6%	88.3%
(要因分析)					
全国的に人材不足が顕著となる中、体力のある大企業が初任給を引き上げるなど、大都市圏に有利な人材獲得競争の流れが続いており、県内でも若年人材育成推進事業等を委					

託しているジョブカフェ愛 work を利用した学生等の県内就職決定者数も前年度と比べ、9.8%減少するなど、県内の若年者の県外流出に歯止めがかからない状況となっています。
根拠法令
—

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	15,600
補正予算額（増減）	—	—	—
計：現年予算額	—	—	15,600
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計：予算現額	—	—	—
決算額	—	—	15,600
翌年度繰越額	—	—	—
不用額	—	—	—

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	15,600	
その他	—	
合計	15,600	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	—	
一般財源	1,954	
その他	13,646	企業版ふるさと納税寄付
合計	15,600	

(5) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

25. U I J ターン就職促進事業費

(1) 事業の概要

所管課					
産業人材課					
事業の概要					
U I J ターン就職促進事業費とは、東京・大阪における相談体制の整備や県外学生の就職活動に必要な交通費を補助するほか、四国4県合同で都市部の学生向け会社説明会を開催することで、U I J ターン就職を促進し、県内企業の人材確保を支援する事業です。					
事業 KPI の概要と指標					
本事業の利用により愛媛県内企業と接触した学生数 (KPI の指標)					
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和6年	時点/期間	令和4年～令和5年	令和5年～令和6年	令和6年～令和7年
現状値	226人	目標値	-%	-%	210人
		実績値	-%	-%	247人
		達成率	-%	-%	117.6%
(要因分析)					
細施策 KGI の概要と指標					
大学生・高校生等の県内就職率 (KGI の指標)					
KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和5年～令和8年	時点/期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	59.7%	目標値	-%	60.7%	61.7%
		実績値	59.7%	55%	54.5%
		達成率	-%	90.6%	88.3%
(要因分析)					
全国的に人材不足が顕著となる中、体力のある大企業が初任給を引き上げるなど、大都市圏に有利な人材獲得競争の流れが続いており、県内でも若年人材育成推進事業等を委託しているジョブカフェ愛 work を利用した学生等の県内就職決定者数も前年度と比べ、9.8%減少するなど、県内の若年者の県外流出に歯止めがかからない状況となっています。					

根拠法令
—

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	-	12,209
補正予算額（増減）	-	-	-
計：現年予算額	-	-	12,209
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	-	-	-
決算額	-	-	12,208
翌年度繰越額	-	-	-
不用額	-	-	1

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金	7,575	県外学生Uターン就職等応援事業
委託料	4,455	Uターン人材等職業相談県外窓口設置事業
その他	178	四国4県合同会社説明会等の開催
合計	12,208	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	-	
一般財源	10,808	
その他	1,400	企業版ふるさと納税寄付
合計	12,208	

(5) 監査の結果及び意見

① 補助金受給学生へのアンケートの実施について（意見58）

県によると、UIJターン就職促進事業による交通費補助金の支給を受けた県外学生に対して、特段のアンケートは実施していないとのことです。一部の企業でリモートでの採用活動や県外での採用面接なども行われているものの、県外学生への交通費補助は、学生のUターン就

職を促進する上で依然として有効な施策であると考えます。今後、より良い制度運用や利用拡大を図るためにも、交通費補助金を受給した学生へのアンケートやヒアリングを実施することが望ましいです。

② 補助金予算の拡充について（意見 59）

県によると、県外学生の交通費補助は事前申請が必要であり、予算の上限に達した時点で受付を終了するため、受付終了後に申請しようとした学生は補助を受けられないことがあるとのこと。令和6年度においても、予算が上限まで活用された結果、補助を受けられなかった学生が存在したことも推測されます。

現状、制度利用者のその後の就職状況についてモニタリングしていないため、本制度の利用が県内の若年労働人口の増加にどの程度寄与しているかは不明です。しかし、本制度は県内の若年労働人口の増加に資する有効な事業であると考えます。

今後の積極的な推進・拡大が期待されるため、年度途中での予算増額や、他の若年労働人口増加関連事業からの予算流用などによる予算拡充も検討することが望ましいと考えます。

③ 事業 KPI の見直しについて（意見 60）

事業 KPI である「本事業の利用により愛媛県内企業と接触した学生数」の算定内訳は、以下のとおりです。

- ・県外窓口の利用者のうち、県内企業への求人応募者数：15 人
- ・（学生）交通費助成利用者数：221 人
- ・本事業で開催する合同会社説明会の参加者のうち、県内企業に接触した人数：11 人

これらの各施策における定量的な数値をすべて合計し、事業 KPI に反映する点については、特に問題はないと考えます。一方で、細施策 KGI である「大学生・高校生等の県内就職率」との関連性や、県内の労働人口に影響を与える母集団の規模を考慮すると、上記の「（学生）交通費助成利用者数」が最も大きな影響を持つと考えられます。したがって、事業 KPI として「（学生）交通費助成利用者数」のみを指標とすることも、検討することが望ましいです。

26. 地域産業リスクリング支援事業費

(1) 事業の概要

所管課
産業人材課
事業の概要
産業 DX の推進を図るため、セミナー開催により中小企業の経営層のリスクリングに対する理解促進を図るとともに、社内人材のリスクリング着手に向け、アドバイザーによる育成プログラムの構築支援を行うほか、研修受講や資格取得等に要する経費の一部を補助します。

事業 KPI の概要と指標

リスクリングを推進・実践する人材育成数
(KPI の指標)

KPI 種別	上がると良い 指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
		時点 /期間	令和 3 年～令 和 4 年	令和 3 年～令和 5 年	令和 3 年～令和 6 年
現状値	0 名	目標値	-	-	200 名
		実績値	-	-	572 名
		達成率	-	-	286%

(要因分析)

予算要求時の見込みに対して、特にリスクリング支援補助金を受けた企業の研修参加者が大幅に増加するなど企業内の関心が高い。

細施策 KGI の概要と指標

雇用人員判断 D. I. の全国平均との差異
(KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い 指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
		時点 /期間	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
現状値	-11	目標値	0	0	0
		実績値	-11	-16	-18
		達成率	-	-	-

(要因分析)

定年退職者や転職者の増加に加え、製造業やサービス業で需要回復に人手確保が追い付いていないことが要因（日本銀行松山支店の令和 6 年 9 月、12 月の短観分析結果）となった可能性があります。また、採用の超売り手市場において、大都市圏に有利な初任給の引き上げ等による人材獲得競争が激化し、全国平均との差は広がっています。

根拠法令

—

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額			29,000
補正予算額(増減)			-
計：現年予算額			29,000
前年度明許繰越額			-
流用額			-
計：予算現額			29,000
決算額			25,450
翌年度繰越額			-
不用額※			3,550

※不用額が発生しているのは、リスキリング実践支援(補助金)の予算作成時には、1社あたり450千円×20社で見積もっていたところ、実際には26社に交付が決定されたものの、1社あたりの申請額が当初の想定を下回ったためである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	5,459	リスキリング支援に係る補助金
その他	19,991	委託費等
合計	25,450	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	9,996	デジタル田園都市国家構想交付金
一般財源	15,454	
合計	25,450	

(5) 補足事項

事業KPI「リスキリングを推進・実践する人材育成数572名」は①リスキリング推進セミナー参加者数67名、と②リスキリング実践支援補助金の交付者数505名を合算した人数となっている。そのため、リスキリング実践プログラム構築支援にかかる定量的な指標は事業KPIには含まれない。

(6) 監査の結果及び意見

① リスキリング実践プログラム構築支援事業のフォローアップ及び効果測定について(意見 61)

県によると、事業実施期間終了後（令和7年度以降）におけるフォローアップの実施は予定されていないとのこと。なお、令和7年度の本事業（セミナーや補助金事業を含む）や、その他の県事業等に継続して参加している事業者は多く、そうした事業者に対しては、リスキリングの進捗状況等について随時コミュニケーションを図っているとのこと。

DX・リスキリングの導入段階においては、経営者への意識啓発や各種研修受講に対する補助は一定の意義を有しています。したがって、事業 KPI を「リスキリング推進セミナー参加者数」及び「リスキリング実践支援補助金の交付者数」として設定していることについては、妥当であると考えられます。

一方で、企業ごとに抱える DX の課題や求められる人的資本、そしてそれに対応するリスキリングの内容は多様です。企業がリスキリングを内製化し、持続可能な人材育成を実現するためには、オーダーメイド型のリスキリングプログラム構築を支援するリスキリング実践プログラム構築支援事業の重要性が、今後さらに高まると考えられます。したがって、より効果的な支援を行うためにも、当該事業の実施企業に対して翌年度以降のフォローアップを実施することが望ましいと考えます。また、これにより、現時点では事業 KPI に含まれていないリスキリング実践プログラム構築支援事業の活動についても、効果測定に資する情報が得られる可能性があります。

27. IT 人材獲得支援事業費

(1) 事業の概要

所管課				
産業人材課				
事業の概要				
産業 DX を推進するため、県内企業の即戦力となる優秀な IT 人材獲得を支援します。				
1 県内企業の IT 人材獲得支援補助金 補助率：1/2(上限：1,000 千円)				
2 県内 IT 企業と首都圏 IT 人材との交流				
3 県内企業への IT 人材のインターンシップマッチング				
事業 KPI の概要と指標				
支援を受けた県内企業の IT 人材獲得数 (KPI の指標)				
KPI 種別	上がると良い 指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度

時点・期間	令和3年～令和6年	時点/期間	令和3年～令和4年	令和3年～令和5年	令和3年～令和6年
現状値	0名	目標値	-	-	100名
		実績値	-	-	163名
		達成率	-	-	163%

(要因分析)

企業におけるIT人材の確保競争の激化やIT人材のインターンニーズが高まっているためです。

細施策 KGI の概要と指標

雇用人員判断 D. I. の全国平均との差異

(KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点/期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	-11	目標値	0	0	0
		実績値	-11	-16	-18
		達成率	-	-	-

(要因分析)

定年退職者や転職者の増加に加え、製造業やサービス業で需要回復に人手確保が追いついていないことが要因（日本銀行松山支店の令和6年9月、12月の短観分析結果）となった可能性があります。また、採用の超売り手市場において、大都市圏に有利な初任給の引き上げ等による人材獲得競争が激化し、全国平均との差は広がっています。

根拠法令

—

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額			21,378
補正予算額(増減)			-
計：現年予算額			21,378
前年度明許繰越額			-
流用額			-
計：予算現額			21,378
決算額			13,145

翌年度繰越額			-
不用額※			8,233

※不用額が発生しているのは、補助上限1,000千円×10社（10名）を想定していたところ、令和6年度実績が3社（4名）となったためである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	2,890	IT人材獲得支援補助金
その他	10,255	委託費等
合計	13,145	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	6,444	デジタル田園都市国家構想交付金
一般財源	6,701	
合計	13,145	

(5) 監査の結果及び意見

① スマートマッチング事業の周知拡大について (意見 62)

県によると、スマートマッチング事業のインターンシップ参加者への周知は、チラシの配布のほか、大学及び専門学校等における学生への直接案内により実施しているとのこと。地域的には、県内及び中四国地域の大学を対象としてアプローチを行っているとのこと。

しかしながら、近年における県の若年人材の転出超過の状況や、県外大学等への進学者数の分布を踏まえると、中四国地域以外の大学、特に首都圏及び関西圏へのアプローチの重要性も高いと考えられます。今後は周知対象地域の拡大について検討することが望ましいです。

② スマートマッチング事業における企業アンケート回収率の向上について (意見 63)

スマートマッチング事業において、インターンシップ登録企業を対象としたアンケートの回収状況は、全65社中44社から回答が得られており、回収率は67%となっています。

事業のPDCAサイクルを効果的に回していくためには、参加企業からのアンケート結果は非常に重要です。現状の67%という回収率は十分とは言えず、可能な限り100%に近づけることが望ましいと考えられます。

③ IT人材獲得支援事業費補助金における3年間在籍就業の確認について (意見 64)

県によると、現在の運用では、「1年目から3年目まで、毎年、雇用契約締結月に企業へ確認を行い、職員名簿やタイムカード等で就業状況を証明してもらう」という実務上の手続は定め

られているものの、補助金交付要綱・交付規定・申請様式類等において明文化されていない状況とのことです。

この場合、以下のリスクが考えられます。

- ・企業側にとって、どのような提出義務があるか不明確で、対応が任意的になる
- ・行政側にとっても、確認の法的根拠・拘束力が弱い（提出を求めにくい）
- ・結果として、「3年以上の継続雇用」の担保が制度上不十分になる。

そのため、雇用継続確認手続（職員名簿・タイムカード等の提出）を補助金交付規定又は申請書等で明記することが望ましいです。

28. 愛媛グローバル・フロンティア・プログラム推進事業費

(1) 事業の概要

所管課					
産業創出課					
事業の概要					
<p>経済活力の源泉である創業を創出することにより県内経済の活性化を図るため、地域課題を解決するための新しい価値を創造するビジネスを生み出すとともに、定着、成長までを支援する。</p> <p>(目的・必要性) 経済活力の源泉である創業の促進を通じて県内経済の活性化を図るため</p>					
事業 KPI の概要と指標					
EGFプログラム参加者による創業件数 (KPI の指標)					
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	平成30年度～令和3年度	時点/期間	令和4年度	令和5年度	令和5年度～令和6年度
現状値	124件	目標値	-件	60件	120件
		実績値	46件	34件	73件
		達成率	-%	56.67%	60.8%
(要因分析)					
<p>「NEXT スタートアップえひめ」及び「EGF スタートアップコミュニティ」において、中長期的な視点で事業スケールの拡大支援に重きを置いた結果、年度内での創業件数が伸び悩んだことにより、未達成となった。</p>					

細施策 KGI の概要と指標

開業率の全国平均との差異
(KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い 指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 4 年度	時点 /期間	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
現状値	-0.7	目標値	-	-0.6	-0.5
		実績値	-0.7	-0.5	-0.9
		達成率	-%	103%	87.9%

(要因分析)

令和 5 年は目標値達成しており、令和 6 年の開業率については、全国の 3.8% に対し本県は 2.9% と平均を下回っているが、成功した起業家同士や創業予備軍とのネットワークづくり等に取り組む民間団体との連携など、創業予備軍の裾野拡大支援にも取り組んでいるところである。

根拠法令

—

(出典：「令和 5 年度 事後評価シート (事務事業)」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	14,839	54,550	58,915
補正予算額 (増減)	-	-	-
計：現年予算額	14,839	54,550	58,915
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	14,839	54,550	58,915
決算額	11,746	52,320	54,849
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	3,093	2,230	4,066

※不用額が発生しているのは、経費節減等のためである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	640	謝金
旅費	226	出張旅費
需用費	14	消耗品等
委託料	31,726	事業委託料
使用料及び賃借料	28	会場借上料
負担金、補助及び交付金	22,215	補助金
合計	54,849	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	28,523	
一般財源	26,326	
合計	54,849	

(5) 監査の結果及び意見

① 一者応札について (意見 65)

スタートアップコミュニティ運営事業の入札結果は以下のとおりです。

令和5年度

- ・企画提案応募社数：1者
- ・応募者社名：株式会社テックアイエス
- ・公募時の委託料の上限額：5,940千円（消費税込み）
- ・委託契約額：5,940千円（消費税込み）

令和6年度

- ・企画提案応募社数：1者
- ・応募者社名：令和6年度スタートアップコミュニティ運營業務共同企業体（株式会社テックアイエス【代表者】、株式会社ビジネスアシスト四国、株式会社 B-and-A）
- ・公募時の委託料の上限額：8,800千円（消費税込み）
- ・委託契約額：8,800千円（消費税込み）

令和7年度

- ・企画提案応募社数：1者
- ・応募者社名：令和7年度スタートアップコミュニティ運營業務共同企業体（株式会社ビジネスアシスト四国【代表者】、株式会社テックアイエス、株式会社 B-and-A）
- ・公募時の委託料の上限額：11,132千円（消費税込み）
- ・委託契約額：11,132千円（消費税込み）

3か年にわたって入札応募者数は1者となっており、応募者についても実質的に同一企業となっています。応募者数が1者に留まる状況においては、競争性が担保されず、長期的なコスト増につながる可能性があります。また、入札応募者を確保できない状況においては、事業の継続的に問題が生じる可能性があります。

特に株式会社テックアイエスは、同一事業年度に県の他事業も受託している状況にあり、客観的にみて、テックアイエス社への依存度が高い状況にあります。よりよい事業執行のため、複数企業からの企画提案を募れるように検討することが望ましいです。

② 仕様書に基づく実施結果の実績報告書記載について（意見 66）

スタートアップ創出支援事業の仕様書には、成果発表（デモデイ）の開催及びその参加者数の見込みが明記されています。しかし、事業委託者が作成した実績報告書には、当該参加者数の記載が確認できませんでした。

仕様書に基づき事業が適切に実施されたかを検証するためには、実績報告書において定量的な数値を漏れなく記載することが不可欠です。したがって、実績報告における数値項目の記載を確実に求める運用とすることが望ましいです。

③ 事業 KPI の見直しについて（意見 67）

令和5年度から設定している事業 KPI は「EGF プログラム参加者による創業件数」です。創業件数の増加は開業率の向上に関連するため、重要な指標として位置付けること自体に違和感はありません。一方で、件数に比重を置きすぎること、短期的な創業数の確保が優先され、真に新たな価値を創出するビジネスの育成が損なわれる懸念も考えられます。スタートアップ企業の成功には高いハードルが存在するため、より多くの創業者を生み出すことの意義は理解できますが、限られたリソースが分散し、重点化が図れなくなる可能性も否定できません。

「愛媛グローバル・フロンティア・プログラム第2ステージの考え方」（令和4年12月作成）では、平成30年度から令和3年度までの4年間における EGF プログラムの事業総括として、以下の課題が示されています。

“EGF プログラムは、本県での創業を後押しするため、平成30年度から開始した事業であり、昨年度までの4年間で124件の創業を実現するなど一定の成果を収めてきた。一方で、県外からの創業者割合が約2割に留まっているほか、人口減少が進む中、大きな雇用を生むスタートアップ企業や大学ベンチャーはほとんど生まれていない。”

この課題認識を踏まえると、将来的には「創業件数」を事業 KPI とするだけでなく、創業企業・創業者が地域経済にもたらした経済効果をもって事業成果を測定・評価することも有用と考えられます。具体的には、雇用創出人数、課税所得、売上高などの定量的指標を基礎とした数値目標の設定を検討すべきと考えます。

29. 若手 IT 起業家創出支援事業費

(1) 事業の概要

所管課					
産業創出課					
事業の概要					
<p>県内情報通信産業の活性化を図るため、プログラミング技術及び起業に関するマインド等を習得する短期集中講座とアフターフォローを実施し、IT 関係の起業家を創出する。</p> <p>(目的・必要性)</p> <p>地域経済の持続的な発展を図るため、WEB サービス等の開発に必要なプログラミング技術を習得した、デジタル変革による地域経済の活性化を担う起業家等を創出する。</p>					
事業 KPI の概要と指標					
講座卒業者の IT 関係起業家数 (KPI の指標)					
KPI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 4 年度	時点 / 期間	令和 4 年度	令和 4 年度～令和 5 年度	令和 4 年度～令和 6 年度
現状値	14 件	目標値	-件	20 件	30 件
		実績値	14 件	22 件	31 件
		達成率	-%	110.0%	103.3%
(要因分析)					
効果的な講座を実施したことで、起業に必要な技術やマインドを習得させ、想定を上回る起業家を輩出できた。					
細施策 KGI の概要と指標					
開業率の全国平均との差異 (KGI の指標)					
KGI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 4 年度	時点 / 期間	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
現状値	-0.7%	目標値	-%	-0.6%	-0.5%
		実績値	-0.7%	-0.5%	-0.9%
		達成率	-%	103%	87.9%
(要因分析)					

令和5年は目標値達成しており、令和6年の開業率については、全国の3.8%に対し本県は2.9%と平均を下回っているが、成功した起業家同士や創業予備軍とのネットワークづくり等に取り組む民間団体との連携など、創業予備軍の裾野拡大支援にも取り組んでいるところである。

根拠法令

—

(出典：「令和5年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	25,000	25,405	25,405
補正予算額（増減）	-	-	-
計：現年予算額	25,000	25,405	25,405
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	25,000	25,405	25,405
決算額	25,000	25,395	25,391
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	0	10	14

※不用額が発生しているのは、経費節減のためである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
旅費	26	出張旅費
委託料	25,365	事業委託料
合計	25,391	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	25,391	
合計	25,391	

(5) 監査の結果及び意見

① 仕様書及び委託契約書への実施事項の明記について（意見 68）

事業 KPI「講座卒業者の IT 関係起業家数」について、事業委託期間終了後の起業の動向は、事業委託先である株式会社テックアイエスを通じて、必要に応じ随時現況確認が行われているとのことです。一方で、仕様書及び委託契約書には、当該確認の実施について明記されていません。事業委託期間終了後に委託事業者に求める事項として、具体的に仕様書又は契約書に明確に記載することが望ましいと考えられます。

② 一者応札について（意見 69）

若手 IT 起業家創出支援事業の入札結果は以下のとおりです。

令和 4 年度

- ・企画提案応募社数：1 者
- ・応募者社名：株式会社テックアイエス
- ・公募時の委託料の上限額：25,000 千円（消費税込み）
- ・委託契約額：25,000 千円（消費税込み）

令和 5 年度

- ・企画提案応募社数：1 者
- ・応募者社名：株式会社テックアイエス
- ・公募時の委託料の上限額：25,365 千円（消費税込み）
- ・委託契約額：25,365 千円（消費税込み）

令和 6 年度

- ・企画提案応募社数：1 者
- ・応募者社名：株式会社テックアイエス
- ・公募時の委託料の上限額：25,365 千円（消費税込み）
- ・委託契約額：25,365 千円（消費税込み）

令和 7 年度

- ・企画提案応募社数：1 者
- ・応募者社名：株式会社テックアイエス
- ・公募時の委託料の上限額：25,365 千円（消費税込み）
- ・委託契約額：25,365 千円（消費税込み）

4 か年にわたって入札応募者数は 1 者となっており、応募者は同一企業となっています。また、4 か年にわたり概ね同額の委託契約額となっています。応募者数が 1 者に留まる状況においては、競争性が担保されず、長期的なコスト増につながる可能性があります。また、入札応募者を確保できない状況においては、事業の継続的に問題が生じる可能性があります。

特に株式会社テックアイエスは、同一事業年度に県の他事業も受託している状況にあり、客

観的にみて、テックアイエス社への依存度が高い状況にあります。よりよい事業執行のため、複数企業からの企画提案を募れるように検討することが望ましいです。

30. 産業DXモデル創出事業費

(1) 事業の概要

所管課					
産業創出課					
事業の概要					
<p>中小企業者がDX（デジタルトランスフォーメーション）にスムーズに取り組めるよう、参考となるDXの先行事例創出に向けた補助金支援を実施し、創出した事例について横展開を図った。また、DX認定の取得に向けた伴走支援や、DX導入に向けた課題解決支援を実施した。</p> <p>（目的・必要性） 県内中小企業のDXを推進するため</p>					
事業KPIの概要と指標					
DXに取り組むフラグシップ企業数 （KPIの指標）					
KPI種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点/期間	令和4年度	令和4年度～令和5年度	令和4年度～令和6年度
現状値	3件	目標値	-件	10件	20件
		実績値	3件	8件	11件
		達成率	-%	80.0%	55.0%
（要因分析） 先行事例の横展開によるフラグシップ企業の加速度的な増加を見込んでいたが、費用負担等の課題から横展開が中々進まず、未達成となった。					
細施策KGIの概要と指標					
黒字企業割合（法人県民税法人税割を納めている企業の割合）※農業除く （KGIの指標）					
KGI種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点/期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現状値	39.8%	目標値	-%	40.0%	40.2%

		実績値	39.8%	40.0%	40.0%
		達成率	-%	100.0%	99.5%

上記、令和4年度の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度中に細施策 KGI の指標を作成したためであり、目標設定自体令和5年度から開始したためです。

(要因分析)

中小企業振興資金貸付金等の県融資制度により資金繰りを支援するとともに、ポストコロナ経営力強化支援事業費等により支援機関と連携して地域産業構造の基盤強化に取り組んできたが、原材料価格の高騰や人件費の上昇等に対して価格転嫁が追い付いていないといった要因などもあり、県内の黒字企業割合は前年度から横ばいで推移したと考えられます。

根拠法令

—

(出典：「令和5年度 事後評価シート (事務事業)」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	69,480	66,901	50,753
補正予算額 (増減)	-	-	-
計：現年予算額	69,480	66,901	50,753
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	69,480	66,901	50,753
決算額	47,230	48,837	50,466
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	22,200	18,064	287

※不用額が発生しているのは、主に補助金の残額のためである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	30	補助金審査委員への謝金
旅費	16	出張旅費等
委託料	20,640	D X 認定取得伴走支援等の委託料
負担金、補助及び交付金	29,780	産業 DX モデル創出の補助金
合計	50,466	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	25,226	デジタル田園都市国家構想交付金
一般財源	25,240	
合計	50,466	

(5) 監査の結果及び意見

① 事業 KPI の見直しについて (意見 70)

事業 KPI 「DXに取り組むフラグシップ企業数」は、①産業DXモデル創出事業費補助金の採択企業数と、②その企業による先行事例の横展開先の企業数との合計としています。県によると、令和6年度の事業 KPI の未達要因について、先行事例の横展開によるフラグシップ企業の加速度的な増加を見込んでいたが、費用負担等の課題から横展開が中々進まなかったとのことです。

各企業の業務課題解決に向けたDX推進は、企業ごとの作り込みが必要であり、費用面だけでなく、オーダーメイド対応が求められる部分も多いため、DX推進の横展開には一定の困難性が伴うと考えられます。現状を踏まえると、今後の KPI 設定では、①採択企業数のみとすることも一案と考えられます。

② DX補助事業計画書の策定支援について (意見 71)

DXモデル創出支援補助金事業では、各社が作成した補助事業計画書に基づき、補助金審査を経て支給が決定されています。

DX人材が不足している現状を踏まえると、実効的なDX化を進めるために、各社の補助事業計画策定の支援や、専門家によるコンサルティング、さらにコンサル活用に対する補助金制度などの導入も今後検討することが望ましいです。

31. 大阪事務所費

(1) 事業の概要

所管課
産業政策課
事業の概要
<p>近畿、中部地方の情報発信等の拠点として、企業誘致、観光・物産PR、県産農林水産物の販路拡大を中心に、あらゆる面で愛媛の認知度や評価を向上させ、ひいては本県の産業・文化等の発展や振興につなげることを目標としている。</p> <p>社会状況がアフターコロナへ移行した中、積極的な営業活動等を再開するとともに、令和5年度からは移住促進に関する業務を拡充したほか、令和7年度開催の大阪・関西万博に関する情報発信など新たに生じた業務にも対応している。</p>

事業 KPI の概要と指標

アンテナショップも併設している「大阪事務所の来所者数」を増やすことにより、県内企業の売上増につなげ、地域産業の維持・振興を図るため。

大阪事務所の来所者数の件数

(KPI の指標)

KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
		時点/期間	令和4年4月 ～令和5年3月	令和5年4月 ～令和6年3月	令和6年4月 ～令和7年3月
現状値	38,699人	目標値	55,000人	55,000人	55,000人
		実績値	38,699人	44,301人	71,010人
		達成率	70.4%	80.6%	129.1%

(要因分析)

令和6年度は、特産品の紹介・販売のほか、観光等の情報発信も継続的に行っており、コロナ禍も収束したことから、来所者数も増加したと考えている。

細施策 KGI の概要と指標

黒字企業割合（法人県民税法人税割を納めている企業の割合）(KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
		時点/期間	令和4年4月 ～令和5年3月	令和5年4月 ～令和6年3月	令和6年4月 ～令和7年3月
現状値	39.8%	目標値	-	40.0%	40.2%
		実績値	39.8%	40.0%	40.0%
		達成率	-	100.0%	99.5%

上記、令和4年度の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度中に細施策 KGI の指標を作成したためであり、目標設定自体令和5年度から開始したためです。

(要因分析)

中小企業振興資金貸付金等の県融資制度により資金繰りを支援するとともに、ポストコロナ経営力強化支援事業費等により支援機関と連携して地域産業構造の基盤強化に取り組んできたが、原材料価格の高騰や人件費の上昇等に対して価格転嫁が追い付いていないといった要因などもあり、県内の黒字企業割合は前年度から横ばいで推移したと考えられます。

根拠法令

—

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	32,584	35,278	35,267
補正予算額(増減)	-	-	-
計：現年予算額	32,584	35,278	35,267
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	32,584	35,278	35,267
決算額	31,386	34,137	34,674
翌年度繰越額	-	-	-
不用額	1,197	1,140	592

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
需用費	3,798	光熱水費、消耗品費
委託料	3,447	物産斡旋委託料、清掃業務委託料
使用料・賃借料	23,749	大阪事務所賃借料及び共益費
その他	3,679	
合計	34,674	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	-	
一般財源	31,991	
財産収入	2,605	住宅貸付料
諸収入・雑入	78	庁舎電灯料等徴収金
合計	34,674	

(5) 補足事項（事業に関連する写真等）



(6) 監査の結果及び意見

① 定期的な事務所開設場所の移設の検討について（意見 72）

県によると、平成 14 年の現大阪事務所の開設当時の検討資料はあるものの、その後 20 年以上移設の検討はしていないとのことでした。よほど不利益な状況でない限り、短期間での再移転は望ましいものではありませんが、大阪のような都会では 5 年もすれば近隣の状況が大きく変わることも多く、1 年での自動更新の賃貸契約だからと無条件で更新を続けることは問題があると考えられます。そのため、例えば 5 年～10 年程度の間隔（文書保存期間の範囲内）で開設当時からの近隣環境や顧客ニーズ等の変化をリサーチするなどを行い、別の選択肢としてより良い立地を求めるか否か、定期的な課題抽出・改善検討のプロセスを実行することが望ましいです。

② アンテナショップの販売商品のデータ化による分析の検討について（意見 73）

アンテナショップの販売商品は商品群（カテゴリー）別の売上金額と売上数量の集計資料はあり、商品別に売上金額や売上数量を管理した資料もあるものの、商品別・商品群別の利益率分析はできておりませんでした。また、商品別でも商品群（カテゴリー）別でも在庫金額や在庫数量と売上金額（又は仕入金額・売上原価）や販売数量（又は仕入数量）で把握する商品在庫の流動性指標（売上高在庫比率、在庫回転期間、在庫回転率等の指標）を検討する管理資料もありませんでした。

利益を求める店舗経営をしていないとはいえ、利益を増やせない経営をすればその損失増加が結果的に委託料の負担額の増加につながることから、利益率や在庫の流動性に対する情報収集をしなくてもよいとは言えないと考えられます。

現状でも大阪アンテナショップでは商品の棚卸を実施し、Excel で集計された在庫数量や在庫金額を把握しておりますが、これを売上金額や売上原価などと比較して上述の在庫流動性指標を把握することができます。また、棚卸を一定期間ごとに実施し、在庫金額を把握すれば、

仕入金額との差引で売上原価は計算できるため、対応した売上高が把握できれば利益率を把握することができます。したがって計算そのものは難しいものではありません。

大阪アンテナショップでは食品等の廃棄は基本的に生じないように運営しているとのことですが、廃棄を防ぐために一部の商品で結果的に値引きにより利益の減少が起きております。もし商品の盗難があれば利益の減少が起きます。これらは商品の利益率や在庫回転期間等の実績値と理論値又は目標値との比較でその影響があることを把握できます。また、現状属人化している商品管理が標準化しやすくなるため、このような指標の管理は有用です。

商品別の指標の把握は現状の販売管理の仕組み（ITシステム）から得られる情報に不足があれば追加コストがかかるものですが、今ではスマホ端末を利用したクラウドサービスのPOSレジや在庫管理アプリなど比較的安価な仕組みも多くなってきております。得られる利益や効果との比較考量により、メリットが上回る可能性がある場合、そのような管理方法の導入可否について十分な検討をしていただきたい。

③ アンテナショップの商品棚卸の管理について（意見 74）

現時点では大阪アンテナショップの商品棚卸に関するマニュアルやチェックリストなどの明文化されたルールはなく、委託先である（一社）愛媛県観光物産協会の本部の指示に従って実施しているとのことでした。

商品の所有権が県にないことから、商品の棚卸に関して委託先のノウハウを活用することには問題はありませんが、棚卸の管理がずさんであれば商品の紛失等を把握することができず盗難等のリスクが高まり、結果として利益が低下すれば委託料の増加に繋がります。したがって、一定水準の管理ルールが整備されていることやそのルールとおりに運用されていることを監視することが望ましいと思料致します。

32. 産業技術研究所維持運営費

(1) 事業の概要

所管課
産業創出課
事業の概要
産業技術研究所維持運営費は、産業技術研究所、繊維産業技術センター、紙産業技術センター及び窯業技術センターにおける施設の維持管理や業務運営等に要する経費のための予算 （目的・必要性） 産業技術の開発・普及を進めるため、企業の技術開発を支援するとともに試験研究機関として研究開発を推進する
事業 KPI の概要と指標
施設維持管理上の不具合による業務支障件数

(KPI の指標)					
KPI 種別	下がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現状値	0件	目標値	-件	0件	0件
		実績値	0件	0件	0件
		達成率	-%	100%	100%
(要因分析)					
適切な維持管理と業務運営により業務支障は生じていない。					
細施策 KGI の概要と指標					
製造業等における県関与の新技术や特許の活用件数					
(KGI の指標)					
KGI 種別	上がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現状値	11件	目標値	-件	14件	17件
		実績値	11件	20件	28件
		達成率	-%	142.86%	164.7%
(要因分析)					
産業技術研究所による試験研究や産学官共同研究等により県内中小企業支援を行ってきた結果、目標値を上回る技術移転につながった。					
根拠法令					
・愛媛県職員の職務発明に関する規則					

(出典：「令和5年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	119,759	132,640	133,486
補正予算額（増減）	-	-	-
計：現年予算額	119,759	132,640	133,486
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	119,759	132,640	133,486

決算額	114,349	126,037	125,151
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	5,409	6,602	8,334

※不用額の発生は経費節減等による

(3) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
報酬	1,290	会計年度任用職員報酬
共済費	4	労災保険料
報償費	162	特許権等実施補償金等
旅費	3,904	出張旅費等
需用費	69,363	電話代、設備修繕等
役務費	9,254	郵便料金、通信料等
委託料	35,727	設備保守点検委託等
使用料及び賃借料	3,769	水道料、公用車使用料等
備品購入費	846	試験研究機器
負担金、補助及び交付金	781	研修受講料等
公課費	46	自動車重量税
合計	125,151	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
その他	2,350	行政財産使用料等
一般財源	122,801	
合計	125,151	

(5) 補足事項

① 産業技術研究所に係る維持管理及び業務運営費、研究開発費用の施設別内訳

維持管理及び業務運営費・研究開発費用に係る資料

番号	事業名	事業の概要	A 施設の維持費 B 施設・設備の建設・ 設置・修繕・改良費 C 研究費	R 4 決算額	R 5 決算額	R 6 決算額
9	産業技術研究所維持運営費	産業技術研究所の維持管理及び業務運営に要する経費	A	114,349,915	126,037,352	125,151,667
		(内訳)	産業技術研究所	43,231,045	47,481,608	46,702,875
			繊維産業技術センター	16,048,843	17,485,972	17,309,306
			紙産業技術センター	46,998,819	51,095,299	51,274,437
			窯業技術センター	8,071,208	8,845,610	8,727,783
			産業創出課等	0	1,128,863	1,137,265
113	産業技術研究所試験研究費	県内中小企業の技術力向上及び新製品開発を通じた地域産業の活性化を図るため、産業技術研究所が各分野における課題解決に向けた研究に取り組む。	C	9,473,376	9,907,064	10,097,777
		(内訳)	産業技術研究所	3,989,069	3,827,645	4,748,183
			繊維産業技術センター	1,828,102	1,913,823	1,670,588
			紙産業技術センター	1,828,102	2,252,700	2,134,640
			窯業技術センター	1,828,102	1,912,897	1,544,366
			産業創出課等	0	0	0
114	産学官連携推進事業費	地域産業の活性化を図るため、産学官連携システムを構築し、研究開発と事業化を継続的に実施するとともに、外部資金を効率的に獲得できるよう、技術プロジェクトの育成を総合的に支援する体制を強化する。	C	21,863,430	34,183,555	37,585,028
		(内訳)	産業技術研究所	5,600,368	10,924,808	13,069,673
			繊維産業技術センター	5,421,193	7,753,897	7,806,008
			紙産業技術センター	5,421,193	7,753,161	8,905,539
			窯業技術センター	5,420,677	7,751,689	7,803,808
			産業創出課等	0	0	0
115	機能性食品等開発支援事業費	地域経済の活性化を図るため、県内の産業・企業の特徴を踏まえた、機能性表示食品の開発や医療・福祉機器などヘルスケア産業への参入を支援する。	C	2,957,592	2,928,304	2,608,378
		(内訳)	産業技術研究所	2,957,592	2,928,304	2,608,378
			繊維産業技術センター	0	0	0
			紙産業技術センター	0	0	0
			窯業技術センター	0	0	0
			産業創出課等	0	0	0
116	えひめ食品賞味期限延長技術開発事業費	愛媛の食品産業の活性化及び競争力強化のため、食品の消費・賞味期限の延長技術を確立することにより、県内企業の商機・販路の拡大を図る。	C	6,663,369	6,454,022	4,837,541
		(内訳)	産業技術研究所	5,174,251	5,018,859	4,099,109
			繊維産業技術センター	0	0	0
			紙産業技術センター	626,743	607,581	285,629
			窯業技術センター	0	0	0
			産業創出課等	862,375	827,583	452,803
117	冷感紙関連技術創出事業費	国内市場の縮小等により、生産量が減少している紙・繊維業界の活性化を図るため、新たな分野への参入を目指し、成長市場と見込まれる冷感素材製品の開発に取り組む。	C	-	3,999,707	2,883,180
		(内訳)	産業技術研究所	-	711,059	675,706
			繊維産業技術センター	-	551,960	1,178,674
			紙産業技術センター	-	2,736,688	1,028,800
			窯業技術センター	-	0	0
			産業創出課等	-	0	0
118	5G活用イノベーション創出事業費	県内企業の競争力強化を図るため、多くの産業に変革をもたらす可能性がある5Gを活用した技術や新製品の研究開発等を支援する。	C	8,725,194	8,167,310	3,319,433
		(内訳)	産業技術研究所	8,725,194	8,167,310	3,319,433
			繊維産業技術センター	0	0	0
			紙産業技術センター	0	0	0
			窯業技術センター	0	0	0
			産業創出課等	0	0	0
119	愛媛セルロースナノファイバー関連技術社会実装事業費	CNF（セルロースナノファイバー）先進県を目指し、柑橘ナノファイバーのブランド化とこれまで得られたCNF技術シーズの社会実装化を進めるとともに、人材育成に継続して取り組むことで、県内CNF関連産業の活性化を図る。	C	5,597,017	5,702,695	3,522,190
		(内訳)	産業技術研究所	4,831,301	4,089,792	2,771,176
			繊維産業技術センター	0	1,119,476	433,961
			紙産業技術センター	765,716	493,427	317,053
			窯業技術センター	0	0	0
			産業創出課等	0	0	0
		合計		169,629,893	197,380,009	190,005,194
		(内訳)	産業技術研究所	74,508,820	83,149,385	77,994,532
			繊維産業技術センター	23,298,138	28,825,127	28,398,538
			紙産業技術センター	55,640,572	64,938,856	63,946,099
			窯業技術センター	15,319,987	18,510,195	18,075,957
			産業創出課等	862,375	1,956,446	1,590,068

(注1) 上記表は所管課が施設別・事業別に集計した資料を監査人が一部加工したものです。

(注2) 上記表の施設別の配分割合は、最も合理的で現実に即していると考えられる予算上の施設別配分割合により、施設別の金額を算出したとのことです。

② 産業技術研究所における100万円以上の需用費及び委託料の契約

100万円以上の需用費・委託料

節名	支払先	金額	摘要	所属	契約条件				
					R2	R3	R4	R5	R6
需用費	四国電力株式会社取締役社長執行役員 宮本 喜弘	32,048,508	電気代	産業技術研究所 繊維産業技術センター 紙産業技術センター 窯業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：四国電力 ・契約条件：業務用高負荷率型電力（産業技術研究所） 業務用電力（繊維産業技術センター） 業務用高負荷率型電力（紙産業技術センター） 業務用電力（窯業技術センター） ・契約額：使用量に応じた額を支払 <p>※各施設では、日常的に、研究機器を用いた実験を行っており、電力供給に中断が生じると実験結果の信頼性に重大な支障を及ぼす恐れがあるが、安定的かつ継続的に施設の電力需要を満たすことができ、かつその実績があるのは四国電力のみであるため、当初から入札等は実施していない。各施設建物が竣工し開所される際に申し込みを行い、以後、自動更新等により現在まで供給を受けている。</p>				
委託料	株式会社 ダイキアクシス代表取締役社長 大亀 裕貴	2,970,000	抄紙機排水処理設備及び実験排水処理設備保守点検業務委託料	紙産業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：ダイキアクシス ・契約条件：変更無し ・契約額：2,530,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：変更無し ・契約条件：変更無し ・契約額：2,530,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：変更無し ・契約条件：変更無し ・契約額：2,530,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：変更無し ・契約条件：変更無し ・契約額：2,970,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：変更無し ・契約条件：変更無し ・契約額：2,970,000円
委託料	三和ダイヤ工業株式会社代表取締役 佐々木 隆	4,994,000	空調設備等保守点検業務委託	紙産業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：三和ダイヤ工業 ・契約条件：変更無し ・契約額：5,390,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：変更無し ・契約条件：恒温恒湿室の削除 ・契約額：4,554,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：変更無し ・契約条件：変更無し ・契約額：4,730,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：変更無し ・契約条件：変更無し ・契約額：4,840,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：変更無し ・契約条件：変更無し ・契約額：4,994,000円
委託料	有限会社 永愛ヒューマンリゾーツ代表取締役 難波江 任	4,180,000	研究交流棟受付等業務委託	紙産業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：永愛ヒューマンリゾーツ ・契約条件：変更無し ・契約額：3,920,400円 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：変更無し ・契約条件：変更無し ・契約額：3,905,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：変更無し ・契約条件：変更無し ・契約額：3,960,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：変更無し ・契約条件：変更無し ・契約額：4,070,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者名：変更無し ・契約条件：変更無し ・契約額：4,180,000円

(注1) 上記表は所管課がまとめた資料を監査人が一部加工したものです。

上記表に記載のとおり、産業技術研究所及び3つのセンターの電力調達の契約は競争入札を実施しない随意契約によって特定の事業者との契約をしており、これは研究所及びセンターの開設以来同様であるとのことでした。県によると入札をしない理由については「各施設では、日常的に、研究機器を用いた実験を行っており、電力供給に中断が生じると実験結果の信頼性に重大な支障を及ぼす恐れがあるが、安定的かつ継続的に施設の電力需要を満たすことができ、かつその実績があるのは四国電力のみであるため、当初から入札等は実施していない。」とのことでした。

さらに他の自治体や同等規模以上の公共的重要施設を有する企業等に対して質問等を実施し、(何年とするかはともかく)一定年以上の安定供給をした実績を有する新電力等で貴課施設に供給可能な業者があるかどうかを確かめていないかどうかについては、「研究業務の特殊性と、新電力誕生以前から超長期にわたり、本県地域で途絶えることなく安定供給の実績があるのは四国電力のみであるという状況下においては、同社から供給を受けることは事実上必須であることから、他の業者との比較や他の自治体・企業等に対する確認を行うなどして四国電

力以外の事業者と契約する選択肢は想定されないため、そうした確認は行っていません。」とのことでした。

(6) 監査の結果及び意見

① 施設別のコストの定期的な把握について（意見 75）

「(5) 補足事項 ①産業技術研究所に係る維持管理及び業務運営費、研究開発費用の施設別内訳」に記載した施設別の資料は本監査にあたり集計されたもので、定期的・恒常的な管理資料ではなく、ほかに施設別のコストを把握した資料もありませんでした。

近年自治体では限られた予算で行政サービスの質を維持するため、適切な施設量の維持管理と過剰な施設コストの削減を迫られており、県も例外ではなく、施設別のコストの資料は非常に重要な管理資料であると考えられます。そのため、施設別のコストの定期的な把握が望ましいと思料致します。

なお、施設別の配分割合は予算上の施設別配分割合とのことで、本監査にあたり把握していただいたものですが、合理的な配分基準については、予算と実績が大きな乖離がないことを前提とすること、予算が適切で恣意性のない配分であることが前提となる方法であることから、施設面積・人員数その他の配分基準を費用の性質に合わせて設定し、継続して適用することが望ましいです。

② 維持管理付工事発注方式の検討について（意見 76）

「(5) 補足事項 ②産業技術研究所における 100 万円以上の需用費及び委託料の契約」に記載した令和 6 年度の契約のうち、委託料の 3 件についてはいずれも一般競争入札を実施して一者応札となっております。過去にも遡り確かめたところのうち「抄紙機排水処理設備及び実験排水処理設備保守点検業務委託料」については、過去から一者応札であるということで、その原因については「入札参加資格において、過去の行政機関との契約実績、プログラムソフト不調時の復旧対応、緊急時の技術職員の派遣、などの具体的な条件を盛り込んでおり」「万が一、設備に不調等が生じ、速やかな対応ができなかった場合、研究活動等に重大な影響を及ぼすことから、いずれの条件も施設の安定かつ確実な稼働において必要不可欠であり、やむを得ないものと認識しています」との回答がありました。

一般的に、高度なプログラムを組み込んだ設備を導入する場合にはプログラムと機器の詳細を知らない業者には入札に参加することは不可能に近く、設備導入後の保守や修繕、さらには更新にまで設備導入業者に依存せざるを得ない、「ベンダーロックイン」と言われる状態になりやすいと言われています。このような状況においては保守や修繕、更新の契約を割高で受注することを目的に、導入時の入札価格を低くして受注することができてしまうと言われており、その対策として「維持管理付工事契約」「工事・維持管理一体型発注方式」などが検討されております。

長期契約になるため、単年度予算主義の原則に反すると言われることもありますが、土木工

事においては国土交通省の公開資料「IV. 多様な入札契約方式の選択・活用」において「維持管理付工事発注方式」が紹介されておりますし、実際に大阪府のように「工事・維持管理一体型発注方式」の試行の段階に入っている自治体もあることから、県においても高度なプログラムを組み込んだ設備の導入時や大規模な更新時には「維持管理付工事契約」等について十分な検討を行うことが望ましいです。

③ 正当な理由として十分な根拠づけのない随意契約について（指摘2）

「(5) 補足事項 ②産業技術研究所における100万円以上の需用費及び委託料の契約」に記載のとおり、研究所及びセンターの開設以来ずっと、産業技術研究所及び3つのセンターの電力調達契約は競争入札を実施しない随意契約によって特定の事業者との契約をしております。しかし、その理由は平成12年頃から段階的に始まった電力自由化の流れと逆行した考え方であり、電力の安定供給はその仕組みと法的な保護によって担保されており、新電力とよばれる小売業者が仮に経営破綻したとしても送配電会社は継続して電気を供給する義務を負うことになっております。また令和2年からは電力会社の送配電部門が切り離されて中立性が確保されております。このような環境下においては、国だけでなく各自治体も事業者の競争環境を整えられるような条件を整備し、原則どおりの一般競争入札を実施すべきであり、すでに他県他市でも実施されております。

したがって、随意契約を採用するにあたって地方自治法施行令第167条1項2号及び7号で定める条件を満たすにあたり正当な理由のある判断とは言えないため、本件契約については一般競争入札を実施するべきであると思料致します。

地方自治法

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又

は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(中略)

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(以下略)

33. 創業・経営基盤強化総合支援事業費

(1) 事業の概要

所管課					
産業創出課					
事業の概要					
<p>創業・経営基盤強化支援体制の構築及び総合的な支援により、創業や経営革新による新事業創出を促進した。</p> <p>具体的には、公益財団法人えひめ産業振興財団（以下、当事業において「財団」とします。）に補助金を交付し、同財団が実施する創業・経営等の総合相談窓口となるビジネスサポートオフィスの設置や、県内中小企業に対し経営助言を行う専門家の派遣、新たな事業開拓の調査研究支援、創業セミナーの開催等、創業や中小企業の新事業創出等を推進する取組みに対し支援した。</p> <p>(目的・必要性)</p> <p>本県経済の持続的な発展を図るため、創業や県内中小企業の新事業創出等を推進する。</p>					
事業 KPI の概要と指標					
<p>ビジネスサポートオフィス相談件数のうち創業に関する相談件数</p> <p>(KPI の指標)</p>					
KPI 種別	上がると良い指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和3年度	時点/期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現状値	396件	目標値	-件	492件	492件
		実績値	650件	544件	723件
		達成率	-%	110.57%	147%
<p>(要因分析)</p> <p>創業支援施策 EGF（愛媛グローバル・フロンティア）プログラムにより創業を促進した結果、相談件数が増加したと考える。</p>					

細施策 KGI の概要と指標

開業率の全国平均との差異 (KGI の指標)					
KGI 種別	上がると良い 指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 4 年度	時点 /期間	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
現状値	-0.7	目標値	-	-0.6	-0.5
		実績値	-0.7	-0.5	-0.9
		達成率	-%	103%	87.9%
(要因分析)					
令和 5 年は目標値達成しており、令和 6 年の開業率については、全国の 3.8%に対し本県は 2.9%と平均を下回っているが、成功した起業家同士や創業予備軍とのネットワークづくり等に取り組む民間団体との連携など、創業予備軍の裾野拡大支援にも取り組んでいるところである。					
根拠法令					
-					

(出典：「令和 5 年度 事後評価シート (事務事業)」他)

(2) 予算現額と決算額の推移 (単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	45,424	45,775	42,084
補正予算額 (増減)	-	-	-
計：現年予算額	45,424	45,775	42,084
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計：予算現額	45,424	45,775	42,084
決算額	44,877	45,654	41,707
翌年度繰越額	-	-	-
不用額※	547	121	377

※不用額が発生しているのは、経費節減のためである。

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容
旅費	444	出張旅費等
需用費	16	消耗品等

役務費	10	郵便代等
使用料及び賃借料	7	自動車使用料等
負担金、補助及び交付金	41,230	補助金等
合計	41,707	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳 (単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	41,707	
合計	41,707	

(5) 監査の結果及び意見

① KPIの原因検証の報告について (意見77)

創業・経営基盤強化総合支援事業費のKPIは「ビジネスサポートオフィス相談件数のうち創業に関する相談件数」とされております。県によると、令和5年度、令和6年度ともに目標達成していたため、委託先である財団から原因となる事実の検証に関する報告を受けておりませんでした。しかしながら、令和5年度の達成率が110.57%であったのに対し、令和6年度の達成率は147%と目標値の1.5倍ほどとなっていることから、目標が低すぎる可能性の検討のために原因となる事実の検証に関する報告が必要であったと考えられます。今後は、達成率の多寡にかかわらずその原因の報告を受けたうえで、達成率が大幅に高い場合には十分にその原因の検証と財団との協議を経て、適切な目標設定のプロセスを実行することが望ましいです。

② 補助事業の余剰の当初予算措置のなかった費用への転用について (意見78)

創業・経営基盤強化総合支援事業費の対象事業の予算と実績を比較した際に、一部の細事業においてやむを得ず実施できないものがあり、補助事業において余剰となる予算がありました。当初の事業計画に未計上であったWindows10のアップグレードの費用にこれを充てる形で、県は補助事業の変更申請の承認を行いました。

ここで、Windows10のアップグレード期限は令和7年10月であり、必ずしも令和6年度の予算で処理しなければならない支出ではありませんでした。当該アップグレード対象のPCは過去に県の予算で用意した本事業専用のPCであったことから、PCの耐用年数と経過年数を踏まえて次年度でのPCの買替がいいか、次年度でのアップグレードがいいか、など比較検討すべきであったと思われますが、補助事業の変更申請の承認の過程でそのような検討がなされていた事実は確認できませんでした。

本来当初の予算措置がなされず余剰となった補助金は返還しなければならないところ、余剰がないように他の費用に転用するのであれば、当初予算編成で検討するとき以上にその妥当性・合理性の検討をすることが望ましいです。

34. 中小企業団体中央会補助金

(1) 事業の概要

所管課					
経営支援課					
事業の概要					
<p>中小企業団体中央会補助金とは、中小企業の組織化及び中小企業組合の育成指導を推進するため、中小企業組合の指導団体である中小企業団体中央会に人件費及び事業費を補助するものです。</p> <p>1 補助対象：愛媛県中小企業団体中央会 2 補助率：人件費等 10/10、事業費 10/10 ・2/3</p> <p>(目的・必要性) 中小企業の組織化並びに中小企業組合の育成指導を推進することで、適切な組織運営を支援しながら経営の安定化、地域経済の活性化を図るものであり、中央会の人件費及び指導事業費は国補助事業が廃止され、交付税措置による一般財源化（平成 18 年度に完全移行）したことから、県が実施する事業となっています。</p>					
事業 KPI の概要と指標					
<p>愛媛県中小企業団体中央会を通じて中小企業の組織化及び中小企業組合の育成指導を推進し、中小企業の経営基盤の強化や事業展開を図る。</p> <p>中小企業団体中央会の入退会者数（解散等除く）</p> <p>(KPI の指標)</p>					
KPI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 4 年度	時点 / 期間	令和 4 年 4 月～ 令和 5 年 3 月	令和 5 年 4 月～ 令和 6 年 3 月	令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 3 月
現状値	-1 件	目標値	-	1 件	1 件
		実績値	-1 件	5 件	0 件
		達成率	-	500.0%	0.0%
<p>(要因分析) 令和 6 年度は新たに 2 組合が新規加入したものの、2 組合が任意脱退したため、実績値は 0 となりました。新規加入 2 組合の他に中央会として 6 組合の設立・県外からの移転に関与し、令和 7 年度には新規加入する見込みとなっています。任意脱退 2 組合については、経営者の高齢化・後継者不足等の理由により脱退したものです。</p>					

細施策 KGI の概要と指標					
黒字企業割合（法人県民税法人税割を納めている企業の割合）※農業除く (KGI の指標)					
KGI 種別	上がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	39.8%	目標値	—	40.0%	40.2%
		実績値	39.8%	40.0%	40.0%
		達成率	—	100.0%	99.5%
<p>上記、令和4年度の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度中に細施策 KGI の指標を作成したためであり、目標設定自体令和5年度から開始したためです。</p> <p>(要因分析)</p> <p>中小企業振興資金貸付金等の県融資制度により資金繰りを支援するとともに、ポストコロナ経営力強化支援事業費等により支援機関と連携して地域産業構造の基盤強化に取り組んできたが、原材料価格の高騰や人件費の上昇等に対して価格転嫁が追い付いていないといった要因などもあり、県内の黒字企業割合は前年度から横ばいで推移したと考えられます。</p>					
根拠法令					
—					

(出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他)

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	131,405	133,811	130,039
補正予算額（増減）	—	—	—
計：現年予算額	131,405	133,811	130,039
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計：予算現額	131,405	133,811	130,039
決算額	122,831	122,725	120,709
翌年度繰越額	—	—	—
不用額※	8,574	11,086	9,330

※不用額が発生しているのは、補助対象職員の欠員等が生じたためである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	120,709	中央会に所属する補助対象職員の人件費その他付帯事業費 105 百万円、補助対象の事業費 15 百万円
合計	120,709	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	120,709	
合計	120,709	

(5) 監査の結果及び意見

① 補助事業者の情報公開の継続に向けた指導について (意見 79)

愛媛県中小企業団体中央会（以下、当事業において「中央会」とします。）は、令和4年度包括外部監査の意見を受けて、令和5年7月から令和4年度の事業報告と決算書を公開しており、以降継続して公開することとしておりましたが、令和5年度は6月に公開されていたものの、令和6年度については、中央会の担当間の引継ぎが徹底できていなかったため、令和7年7月25日現在では公開がなされておりませんでした。（本監査における質問後、令和7年8月1日時点での公開は確認済み）

今後は、総会終了後の事務一覧に事業報告及び決算の公開を改めて含めるよう徹底を実行するとのことですが、補助事業者等の外部者に対する行政上の指導があった際には、行政による継続的な指導はもちろんのこと、外部者におけるルール化を含む防止策の指導にも取り組むことが望ましいです。

② より実態に合った KPI の設定について (意見 80)

本事業の KPI は、上述のとおり、「中小企業団体中央会の入退会者数（解散等除く）」となっており、県によれば、中央会の事業活動が中小企業組合に貢献・評価されていれば加入者は増えるという認識のもと、中央会の活動成果を端的に示す指標として設定されているとのことでした。しかし、「中小企業組合の設立は、該当事業者の掘り起こしから始まり、多種多様な支援を経るため長い期間を要するうえ、設立に至らないものもあることから、数字としてすぐには出てこない」「令和6年度は年度末に中央会の支援により設立等に至った組合が複数あり、これらが令和7年度の加入になる」とのことから、活動の成果が適時に現れないことも多いと考えられることから、例えば、KPI を各年同一の計算を基にして「過去3年平均」などばらつきを押さえた指標とするなど、より実態に合った KPI への見直しを検討することが望ましいと思料致します。

③ 過年度包括外部監査の意見の趣旨に沿った指導の実施について（意見 81）

中央会は、令和4年度包括外部監査において、当時の事務事業評価における活動指標及び成果指標に対する意見が複数あり、例えば「原因分析の報告を受けていない」「対応策について協議する」といった内容について、県によれば口頭での報告・協議を受けているとのことでしたが、原因分析の報告については「実績報告書の記載事項」とすることが望ましいという点についての対応がなされておりました。また、対応策の協議について協議録等の書面が残っておらず、改善に向けた具体的な取組みを継続できているかどうかの検証ができませんでした。

事務事業評価の指標は当時とは異なるため、報告内容や原因分析すべき事項は相違するものの、過年度の包括外部監査の意見の趣旨を踏まえて適切な指導を実施することが望ましいです。

④ 補助金交付決定時の審査の痕跡の不十分について（意見 82）

「愛媛県中小企業団体中央会補助金交付要綱」第6条には、同要綱前条に定める補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行う旨が記載されております。

しかしながら、中央会からの交付申請書とともに、交付申請額の明細や事業の計画等の添付資料が綴じられていたものの、これらの申請内容に対して、交付決定に係る起案文書やその添付文書を見てもどのような観点で審査し、どのように判断して「適当と認めた」のかといった、具体的な判断過程を把握できませんでした。

このような痕跡不十分での審査では、審査が属人的なものとなり、決裁等の手続による他の者からの監視は形骸化してしまうことから、補助金交付決定時の審査では審査チェックリスト等でどのような審査を経たのかを明らかにすることが望ましいです。

⑤ 補助金の額の確定時審査の痕跡の不十分について（意見 83）

「愛媛県中小企業団体中央会補助金交付要綱」第15条には、それぞれ前条に定める補助事業実績報告書を受理したときは、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定する旨が記載されております。

しかしながら、中央会からの実績報告書とともに、精算額等の明細や事業の実績等の添付資料及び「補助事業完了検査調書」が綴じられていたものの、「補助事業完了検査調書」には検査結果として「書類等による検査、確認の結果、事業が適正に完了していると認められる」と記載されているのみで、これらの申請内容に対して、補助金の額の確定に係る起案文書やその添付文書を見てもどのような観点で審査し、どのように判断して「適当と認めた」のかといった、具体的な判断過程を把握できませんでした。また、監査人によるヒアリングに対する回答では、現地調査により証憑確認を行っているとのことでしたが、現地調査における実施事項・チェック事項をまとめた痕跡は見当たりませんでした。

このような痕跡不十分での審査では、審査が属人的なものとなり、決裁等の手続による他の者からの監視は形骸化してしまうことから、補助金確定時の審査では、補助金の審査を行うべ

き団体ごとに、審査に係るチェックリスト等でどのような審査を経たのかを明らかにすることが望ましいです。

35. 小規模事業経営支援事業費補助金

(1) 事業の概要

所管課					
経営支援課					
事業の概要					
<p>小規模事業経営支援事業費補助金とは、地域経済の活性化と商工業の振興を図るため、商工会、商工会議所及び商工会連合会の小規模事業者経営指導に係る人件費及び事業費を補助するとともに、商工団体が中心となって地域の県中小企業者等と共に実施する地域課題解決に向けた取組みを支援するものです。</p> <p>1 補助対象：商工会（23）、商工会議所（9）、県商工会連合会等 2 補助率：人件費等 10/10、事業費 10/10 ・ 1/2 等</p> <p>（目的・必要性） 商工会等が小規模事業者等に対して行う経営改善普及事業を推進することで、地域経済の振興と安定を図るものであり、国補助事業が廃止され、交付税措置による一般財源化（平成 18 年度に完全移行）したことから、県が実施する事業となっています。</p>					
事業 KPI の概要と指標					
<p>商工会、商工会議所が実施する、小規模事業者に対する経営及び技術改善発達に関する指導や伴走型支援等を通じて、地域経済の活性化と商工業の振興を図る。</p> <p>商工会・商工会議所の入退会者数（廃業等除く） （KPI の指標）</p>					
KPI 種別	上がると良い指標		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 4 年度	時点 / 期間	令和 4 年 4 月～ 令和 5 年 3 月	令和 5 年 4 月～ 令和 6 年 3 月	令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 3 月
現状値	- 件	目標値	-	32 件	32 件
		実績値	-	364 件	312
		達成率	-	1137.5%	975.0%
<p>（要因分析） 商工会、商工会議所が小規模事業者に対してきめ細かな支援を継続実施することにより、会員数は廃業等を除き増加していると考えられます。</p>					

細施策 KGI の概要と指標					
黒字企業割合（法人県民税法人税割を納めている企業の割合※農業除く） （KGI の指標）					
KGI 種別	上がると良い 指標	令和4年度		令和5年度	令和6年度
時点・期間	令和4年度	時点 /期間	令和4年	令和5年	令和6年
現状値	39.8%	目標値	—	40.0%	40.2%
		実績値	39.8%	40.0%	40.0%
		達成率	—	100.0%	99.5%
<p>上記、令和4年度の目標値及び達成率の記載がないのは、令和4年度中に細施策 KGI の指標を作成したためであり、目標設定自体令和5年度から開始したためです。</p> <p>（要因分析）</p> <p>中小企業振興資金貸付金等の県融資制度により資金繰りを支援するとともに、ポストコロナ経営力強化支援事業費等により支援機関と連携して地域産業構造の基盤強化に取り組んできたが、原材料価格の高騰や人件費の上昇等に対して価格転嫁が追い付いていないといった要因などもあり、県内の黒字企業割合は前年度から横ばいで推移したと考えられます。</p>					
根拠法令					
—					

（出典：「令和6年度 事後評価シート（事務事業）」他）

(2) 予算現額と決算額の推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,367,154	1,371,102	1,407,205
補正予算額（増減）	—	—	—
計：現年予算額	1,367,154	1,371,102	1,407,205
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計：予算現額	1,367,154	1,371,102	1,407,205
決算額	1,346,793	1,310,481	1,386,151
翌年度繰越額	—	—	—
不用額※	20,361	60,621	21,054

※不用額が発生しているのは、補助対象職員の欠員等が生じたためである。

※令和4年度は「小規模事業経営支援事業費補助金」「商工団体地域力強化支援事業費補助金」の合計。令和5年度に両事業を統合。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	1,382,084	小規模事業経営支援事業費補助金・商工団体地域力強化支援事業費補助金
旅費・需用費等	4,067	
合計	1,386,151	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	1,377,686	
その他	8,465	
合計	1,386,151	

(5) 補足事項

① 会員数と事業者数の推移

任意に選択した商工会3団体及び商工会議所3団体の会員数の推移、及び同団体のそれぞれの地域における事業者数の推移を令和3年度から令和7年度について県にヒアリングを実施したところ、傾向に差はあるものの、どの団体の会員数も減少傾向にあり、どの地域の事業者数も減少傾向にありました。

② 会員一人あたり人件費の分析

県から令和6年度の各商工会及び各商工会議所の補助金支給額(人件費等)の内訳を入手し、それぞれの会員数で除して会員一人あたり人件費の分析を実施しました。

その結果、商工会23団体の平均した会員一人あたり人件費は68千円で、最多の団体は198千円、最少の団体は47千円となった。一方、商工会議所9団体の平均は21千円で、最多の団体は40千円、最少の団体は14千円となりました。

③ 職員一人あたり会員数の分析

県から令和6年度の各商工会及び各商工会議所の職員数のわかる資料を入手し、それぞれの会員数を職員数(事務局長と兼務ではない専務理事を除く)で除して職員一人あたり会員数の分析を実施しました。

その結果、商工会23団体の平均した職員一人あたり会員数は52人で、最多の団体は93人、最少の団体は24人となった。一方、商工会議所9団体の平均は134人で、最多の団体は183人、最少の団体は82人となりました。

(6) 監査の結果及び意見

① 経済センサスに基づく事業者数に応じた補助金額の決定方法の問題点について(意見 84)

「令和6年度小規模事業経営支援事業費補助金の運用」によれば、補助対象職員（経営指導員等）の設置定数の算定は、小規模事業者数によって決まり、これは経済センサスに基づく数値とされております。そのため、事務局長等の設置など一部は組織率（会員数を（経済センサスに基づく）商工業者数で除した比率）により影響は受けるものの、大部分の補助経費となる人件費は会員数ではなく、地域の事業者数の規模に応じたものとなっています。また、補助対象職員（経営指導員等）の設置定数は小規模事業者数に単純に比例するのではなく、小規模事業者数が少ない方が小規模事業者数に対する補助対象人員数の比率が相対的に高くなるように基準が作られております。

この点に関し、「(5) 補足事項」の「②会員一人あたり人件費の分析」及び「③職員一人あたり会員数の分析」に記載したとおり、会員一人あたり補助金支給額（人件費）は地域により大幅な差があり、また職員一人あたり会員数にも地域により大幅な差があります。人件費は固定費であり、また、会員数が多い団体ほど自主財源が多くなるため、補助すべき金額にある程度の乖離があることはやむを得ないとは言えますが、いずれの指標も3倍以上の乖離が生じており、その平等性には疑義が生じる水準であると考えられます。

小規模な商工会ほど予算の補助金依存度が高く、会員数の増減が補助金支給額の多寡にあまり影響しないという現状が、会員数を増やす・減らさないインセンティブを弱める要因となっており、この点も制度上の弊害を抱えていると考えられます。

上述のような制度上の問題は簡単に解決できないものでありますし、会員数に関わらず固定的に必要な業務があるため一概に会員一人あたりや職員一人あたりだけでは会員が受ける行政サービスの恩恵の水準を判断できない面もありますが、県として許される裁量の範囲内で問題点の縮小・軽減に向けて継続して検討をしていただきたいと思いますと思料致します。

② より実態に合った KPI の検討に向けた適切な情報収集について (意見 85)

本事業の KPI は、上述のとおり、「商工会・商工会議所の入退会者数（廃業等除く）」となっており、県によれば、商工会・商工会議所の事業活動が商工業者に貢献・評価されていれば加入者は増えるという認識のもと、商工会等の活動成果を端的に示す指標として設定されているとのことでした。しかし、上述のとおり事業 KPI の令和5年度の目標は32件に対し実績は364件であったにもかかわらず、令和6年度の目標が32件のままでした。本件に関し、本事業の事業評価資料において見直しの方向性に関しては事業の継続の可否についての言及はあるものの、上記の10倍を超える大幅な実績超過に対する原因には触れておりませんでした。

この点、県によれば、各商工会・商工会議所に目標数値の割り当てはないことから、目標と実績の適切な原因分析を各商工会・商工会議所から入手することができないことになり、より実態に合った KPI の検討のために、適切な情報収集をすることが望ましいと思料致します。

③ 補助事業者の報告数値を KPI に設定する際における原因分析や協議について（意見 86）

本事業の KPI は、上述のとおり、「商工会・商工会議所の入退会者数（廃業等除く）」であることから、商工会・商工会議所から会員数の報告は受けているとのことでしたが、原因分析の報告や原因分析を踏まえた協議は実施されておらずでした。しかし、本事業の KPI の増減に責任を持つべき主体は各商工会、商工会議所、商工会連合会であるため、原因分析の報告や改善のための協議に主体的な関与を補助事業者に求めることは当然のことであると考えられます。

したがって、各商工会・商工会議所に目標数値の割り当てを行い、その目標と実績との乖離に対する相応の説明責任を持たせて、その原因分析の報告を求め、必要に応じて改善のための協議を実施することが望ましいです。

④ 補助金交付決定時の審査の痕跡の不十分について（意見 87）

「小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」第 8 条及び「商工団体地域力強化支援事業費補助金交付要綱」第 6 条には、それぞれ前条に定める補助金交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行う旨が記載されております。

しかしながら、各商工会・商工会議所からの交付申請書とともに、交付申請額の明細や事業の計画等の添付資料が綴じられていたものの、これらの申請内容に対して、交付決定に係る起案文書やその添付文書を見てもどのような観点で審査し、どのように判断して「適当と認めた」のかといった、具体的な判断過程を把握できませんでした。

このような痕跡不十分での審査では、審査が属人的なものとなり、決裁等の手続による他の者からの監視は形骸化してしまうことから、補助金交付決定時の審査では審査チェックリスト等でどのような審査を経たのかを明らかにすることが望ましいです。

⑤ 補助金の額の確定時審査の痕跡の不十分について（意見 88）

「小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」第 16 条及び「商工団体地域力強化支援事業費補助金交付要綱」第 13 条には、それぞれ前条に定める補助事業実績報告書を受領したときは、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定する旨が記載されております。

しかしながら、各商工会・商工会議所からの実績報告書とともに、精算額等の明細や事業の実績等の添付資料及び「補助事業完了検査調書」が綴じられていたものの、「補助事業完了検査調書」には 30 を超える団体への補助金に対して一括の検査結果として「書類等による検査、確認の結果、事業が適正に完了していると認められる」と記載されているのみで、これらの申請内容に対して、補助金の額の確定に係る起案文書やその添付文書を見てもどのような観点で審査し、どのように判断して「適当と認めた」のかといった、具体的な判断過程を把握できませんでした。また、監査人によるヒアリングに対する回答では、現地調査により証憑確認を行っているとのことでしたが、現地調査における実施事項・チェック事項をまとめた痕跡は見当たりませんでした。

このような痕跡不十分での審査では、審査が属人的なものとなり、決裁等の手続による他の者からの監視は形骸化してしまうことから、補助金確定時の審査では、補助金の審査を行うべき団体ごとに、審査に係るチェックリスト等でどのような審査を経たのかを明らかにすることが望ましいです。

36. デジタル人材育成教育課程等設置支援事業費

(1) 事業の概要

所管課					
産業人材課					
事業の概要					
<p>社会のデジタル化が急速に進行する中、県内にデジタル人材を確保するため、県との連携協定に基づき、県が目指すデジタル人材育成を行う教育課程を新設する大学に対し、その経費の一部を補助します。</p> <p>1 補助対象 愛媛大学、松山大学、人間環境大学</p> <p>2 補助対象経費 教育課程等の新設に係る初期経費 ※（機器購入費、ソフトウェア購入費、図書教材購入費、備品購入費、人件費、広報費、改修費（ただし、建物構造の大幅な変更を伴わないものに限る））</p> <p>3 補助率 1 / 2（直接補助） ※県下全域の社会人を対象とする事業については、補助率 10/10 とする</p> <p>4 補助期間 交付決定日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p>					
事業 KPI の概要と指標					
デジタル人材育成教育課程等の定員創出数 (KPI の指標)					
KPI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 3 年～令和 6 年	時点 / 期間	令和 3 年～令和 4 年	令和 3 年～令和 5 年	令和 3 年～令和 6 年
現状値	0 名	目標値	0 名	210 名	440 名
		実績値	0 名	80 名	470 名
		達成率	-%	38.1%	106.8%
(要因分析)					

各大学において想定とおりに学部等が設置されことに加え、愛媛大学社会人向けリスクリングプログラムにおいて、想定よりも多くの定員を受け入れる講座が設置されたため、100%を超える KPI 達成率となりました。

細施策 KGI の概要と指標

雇用人員判断 D. I. の全国平均との差異
(KGI の指標)

KGI 種別	上がると良い指標	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
時点・期間	令和 4 年度	時点 / 期間	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
現状値	-11	目標値	0	0	0
		実績値	-11	-16	-18
		達成率	-	-	-

(要因分析)

定年退職者や転職者の増加に加え、製造業やサービス業で需要回復に人手確保が追い付いていないことが要因（日本銀行松山支店の令和 6 年 9 月、12 月の短観分析結果）となった可能性があります。また、採用の超売り手市場において、大都市圏に有利な初任給の引き上げ等による人材獲得競争が激化し、全国平均との差は広がっています。

根拠法令

—

(2) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額		-	218,240
補正予算額 (増減)		43,000	-
計：現年予算額		43,000	218,240
前年度明許繰越額		-	-
流用額		-	-
計：予算現額		43,000	218,240
決算額		43,000	81,392
翌年度繰越額		-	93,000
不用額※		-	43,848

※翌年度繰越額が発生しているのは、納入元の海外仕入先の部品調達遅延により補助対象となる一部機器の納入が令和 6 年度中にできず、年度内の事業完了が困難となったためとのこと。

※不用額が発生しているのは、補助事業者において必要な機器等の精査を行ったところ、より安価なものが購入可能となった等の理由から事業費を減額したためとのこと。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	81,392	学部等設置に係る機器整備
その他	-	
合計	81,392	

(4) 令和6年度決算額の財源内訳

(単位：千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金		
一般財源	81,392	
合計	81,392	

(5) 補足事項

① 県内大学デジタル関連新教育課程設置支援事業費補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付決定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

（事前着手）

第7条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事前着手申請（様式第2号）を提出し、知事が認めた場合は、この限りでない。

2 （以下略）

(6) 監査の結果及び意見

① 事前着手の承認書に記載されている根拠条項の記載誤りについて（意見 89）

「(5) 補足事項①県内大学デジタル関連新教育課程設置支援事業費補助金交付要綱」に記載したとおり、第7条但書には事前着手申請（様式第2号）を提出し知事が認めた場合には、事業の着手時期を原則として交付決定のあった日の前にできる旨が定められております。

しかしながら、補助事業者からの申請を受けて交付した事前着手の承認の通知書面には「…（前略）…事前着手については、県内大学デジタル関連新教育課程設置支援事業費補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり承認する。…（後略）…」と記載されておりました。

この点、県の見解は「承認書は事前着手の承認申請への回答にあたるものであり、承認書の文中に事前着手の承認に関する記載もあることから、根拠条項の誤記載により、事前着手承認の効力が無効になるものとは考えておりません。」とのことでしたが、知事承認の法的効力が疑われることを避けるためにも、根拠条項の記載誤りを防ぐように適切な内部統制を構築することが望ましいです。

② 実績報告書の審査や補助金交付先への現地確認の際の上席者による確認について(意見 90)

当初の現地確認の質問及び資料依頼時に補助金の実績報告書の内容確認の根拠として提示された「完了確認調書」には、完了確認を担当者が実施したという事実しか記されておりませんでした。これに対し追加で「現地確認の証跡」を請求して提出された「県内大学デジタル関連新教育課程設置支援事業費補助金完了確認チェックリスト」には、ある程度詳細なチェック項目が記されてチェックはされていたものの、担当者名前や押印、実施日などの記載がなく、いつどのような資料を依頼しチェックされたかもわからず、上席者等によるダブルチェックがなされた痕跡も見当たりませんでした。

そのため、補助金の支給の根拠確認の実施内容が適切であったかどうかを上席者が適時にかつ具体的に確かめたかどうか判断できず、万が一不正受給を行っていた際に担当者が事実確認を適切かつ網羅的に実施できていなければその不正を未然に防ぐことができない可能性もあると考えられます。

県の担当者によると、完了確認又は納品の際に立ち入り検査を行い、現地で確かめたとのことですが、実績報告書の審査や現地確認の手続を担当者が適切に実施したかどうかを上席者が確かめることによって組織的に取り組むことが望ましいです。

以上